

平成23年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月14日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月14日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	猪俣二郎	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住民課長	犬飼 博初
		次 長 兼 保険医療 課 長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	健康推 進課 長	能島 頼子
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政課 長	西川 和彦
		まちづく り推 進課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	上下水道 部 次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	消防本部 総務課長 兼予 防課 長	伊藤 啓二
	教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	松本正美	①町民の健康を守るがん対策は万全か……………	36
		②高齢者福祉施策の充実を図れ……………	47
2	高阪康彦	町が行財政を問う……………	61
3	安藤洋一	防災意識の向上のために……………	73
4	佐藤茂	蟹江町防災施設、避難所について……………	82
5	山田新太郎	①津波など緊急時に避難できる施設の指定を急いでくだ さい……………	93
		②中学の武道必修について……………	101
6	伊藤俊一	J R蟹江駅北側改札口設置とその関連について……………	107
7	菊地久	①総理大臣表彰 蟹江町民の誇り 活動内容、受賞の経 緯と対応について問う……………	119

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集をいただきました。まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場におきまして写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

西尾張CATVより、本日及びあさつての撮影、放映許可願の提出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可をいたしました。

山田新太郎君より、一般質問に関する資料配付の申し出がありましたので、配付がしてあると思います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いをいたします。

また、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いを申し上げます。

それでは、順次発言を許可をいたします。

質問1番 松本正美君の1問目「町民の健康を守るがん対策は万全か」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

皆さん、おはようございます。

1番 公明党の松本正美でございます。

最初の質問となります。どうかよろしく願いいたします。

ただいま議長より許可をいただきましたので、1番目の質問であります町民の健康を守るがん対策は万全かを質問させていただきます。

我が国では、がんが死亡原因の第1位を占めるようになってから約30年間が経過いたしました。今、日本は世界有数のがん大国でもあり、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなられておられます。

私も、議会の中では、特にがん対策についてはこれまでも質問を通して町民の健康管理のためのがん検診の受診率アップ、また、がんの健康教育の推進を進めてまいりました。国の

がん対策の柱の一つでもありますがん検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%という大きな目標を掲げ、推進されていますが、本年はがん対策基本計画の5年目でもあります。あと半年となり、がん検診の受診率の目標50%については、達成できるかどうか予断を許さない状況でもあります。

日本のがん検診受診率は2から3割程度で、欧米の7割程度に比べると著しく低く、現在、次期計画策定へ議論が進められているところでもあります。次期計画の中でも焦点となっているのが、受診率の向上に向けた取り組みが大きな課題となっております。受診率向上をより強力に進めるためには、個人への受診勧奨システムの確立に取り組むべきではないか。

本町のがん検診受診状況は、胃がんでは20年度では受診率10.2%、21年度は受診率が9.3%、大腸がんは20年度が12.8%で21年度は11.3%、肺がんは20年度は11.8%が21年度においては10.7%との結果であります。検診結果からも、胃がん、大腸がん、肺がんの検診受診率は20年度より21年度はやや下がっているように思います。

子宮がん受診率は20年度が8.7%、21年度受診率は13.7%、乳がんは20年度が11.8%に対して21年度は19.6%の結果状況となっております。20年度より21年度は子宮がん、乳がんの受診率が少しはふえたかなと、このように思います。本町でも、21年度より女性特有のがん検診として、子宮頸がん、乳がんの無料クーポンの取り組みを推進されておられます。この女性特有のがん検診の無料クーポンは、厚労省も受診率が上がるという効果が見られたとも言っています。

また、町は23年度より、大腸がんの検診が無料クーポンにより実施されていますが、今後、受診率の向上を進める上で無料クーポンは有効ではないか。もし、21年度、22年度の子宮頸がん、乳がんの無料クーポンのがん検診の受診状況がわかれば教えてください。来年度も、がん検診の無料クーポンを継続されるのかお伺いいたします。

○健康推進課長 能島頼子君

無料クーポンの継続についてにお答えをいたします。

乳がん、子宮がん検診は平成21年度から、大腸がん検診は今年度から実施をしています。5歳ごとの節目の年齢で行われているために、最低5年間の継続は必要というふうに考えております。それ以後については、結果や方法などを精査して検討をいたします。

それから、がん検診の受診率向上の対策についてです。

周知は広報、回覧のほか、ホームページで行っております。また、申し込みもファクスとかホームページの利用など、簡素化を図っています。

周知における最大の効果は、個人通知にあります。しかし、幾ら周知すれども、本人がその気にならないと受診行動につながりません。実際に子宮がん、乳がん検診のクーポン発行で個人通知を行っておりますが、受診率は乳がんが21年度36%、22年度が34%、子宮がんは両年度とも30.2%にとどまっているのが現状です。60%以上の方が未受診者となっております。

すが、これらの方が本当の未受診者なのかを把握することは大変困難です。この方たちの中には、町での検診を利用することなく自費で人間ドックを受診していたり、職場で実施をしていたりという方もあると考えられます。土日に開催や特定健康診査との同時実施など、住民みずからが検診計画を立てられるように、情報を提供し、健康管理に役立てていただくことが真の受診率向上に寄与するというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、受診率のことも言われました。そして、非常に今回の子宮頸がん、乳がんは厚労省は検診の無料クーポンは上昇している、効果があったと言われているわけなんですけれども、本町にとっては少しは効果があったなと思うんですけれども、まだまだ効果が上がっていないのではないかなと、このように思うわけなんです。

そして、今、蟹江町でも、この受診に対しては周知徹底をされていると先ほども答弁がございましたが、もう少し受診に対する、細かいがんに対する内容の周知徹底というのにも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。今年度は大腸がんの検診無料クーポンも行われておりますので、さらなる周知の徹底を、がんに対する意識の向上を高めるような啓発が大事ではないかなと、このように思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○健康推進課長 能島頼子君

先ほどもお話しさせていただきましたが、実際には表面に出ている受診率以外の方でもいっぱい受けていらっしゃる方がいるというふうにこちらは考えております。ですが、また個人通知をしても、受けられない方という方には、自分が受けるというふうな意思にならないとなかなか受診率の向上にはつながりません。ですので、個人通知だけではなく、実際にがんにかかるとういうふうになるのか、また予防にはどんなことがあるのかといったような啓発に努めて、皆様の受診行動につながるような対策を進めていかなくてはならないというふうに考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか受診向上に向けて、受診率の、取り組んでいただきたいと思います。

そして、この無料クーポンの実施ということで、特に胃がん対策に関しても、予防検診として無料クーポンを実施したらどうかと、このように思うわけなんです。これはどういうことかという、特に胃がんについては国際がん研究機関でも、ヘリコバクター・ピロリ菌が発がんの因子であるということを認定しております。特に肝臓がんとか子宮頸がんと同様に、感染症と同じ原因となっているということでもあります。

胃がんは、これまでどっちかというバリウムによる第2次予防検診が主流でありました

が、1次予防として、このピロリ菌を除菌すれば大きな効果が上がるという可能性があるということも聞いております。実際に容器に息を吹き込むことで、ピロリ菌の有無が簡単にわかる検査もあるということも伺っております。本町でも、こうしたピロリ菌の検査ということで、第1次予防検診ということで実施していただいて、これに無料クーポンの実施を考えたらどうかと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○健康推進課長 能島頼子君

ピロリ菌の検査についてですが、ピロリ菌の検査をするに当たり、どんな検査があるのかということで、今、呼気検査についてお話があったかと思えます。検査としては、そのほかに血液検査とか尿検査、便検査などが集団で行うにはあるのかなというふうに思いますが、実際に費用対効果の問題とか、それからピロリ菌が発見された後の、その後の治療方針というところがまだまだ国のほうではきちんとした方向性というのができていないのかなというふうに感じております。

実際にピロリ菌が発見されて、その除菌をするということで保険が認められているのは、胃潰瘍と十二指腸潰瘍だけというふうに大まかには言われております。ですので、実際にはこの研究成果を注視して、それからどの方法が検診としていいのかというところを、それからまた治療方法などが確立されてから実施するのほうがいいのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

では、よろしく願いいたします。

次に、国のがん対策推進計画に基づいた2012年3月までの検診受診率を50%以上目標を掲げていますが、今回の調査では、達成できるかどうか予断を許さないという状況、先ほどもお話をさせていただきました。現在、国のがん対策推進協議会が2012年から5年間の次期計画を策定に向けて議論を進めています。引き続き、受診率向上への取り組みが大きな課題となっております。

また、愛知県のがん対策推進計画によると、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの受診率を平成24年までに50%にする目標を掲げていますが、愛知県におけるがん検診受診率は現在10から30%という状況になっております。

本町でも、第4次総合計画の中でも、がん検診の目標値として2015年、27年度までの目標値が示されておるところであります。本町では、どのように今後受診率の向上につなげるための対策を考えておられるのか、町の見解をお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

受診率の向上については、周知の徹底、いろんな方法で、あらゆる方法で周知をしていくということ、それから受診につながるための啓発活動、それから特定健康診査の受診率もあ

わせてなんですけれども、特定健康診査と併用に検診をすることによって受診率が向上するのではないかとということもありますので、土日の検診や特定健康診査との併用の検診というものもこれから進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

先ほどの質問とちょっと重なる部分がありますけれども、よろしく願いいたします。

それで、特にがんの受診率の向上ということで、がんに対してもっと皆さんに周知徹底するという意味からも、がんの健康講座みたいなものを取り組みを推進できないだろうか、このように思うわけなんですけれども、今、受診率の向上といってもなかなか、先ほど課長もお話がありましたように、がんに対する健康の取り組みということをしかりと住民の皆さんにも知っていただくためにも、こうしたがんの健康講座を取り組んでいただけないかなと。また、これを各地域で保健師さんなどを派遣していただいて取り組みはできないのかどうか、ちょっとお聞きしたいなど、このように思います。

○健康推進課長 能島頼子君

健康日本21の計画があるんですけれども、蟹江町では、かにえ活き生きプラン21ということで、ことし6年目になりました。今、松本議員がお話しされていたように、いろんな場面、いろんなところに出向いて、保健師のほうから健康についてのお話をさせていただいております。9つのテーマがあるんですけれども、毎年そのテーマを変えて、そのテーマを中心にお話をさせていただいております。たまたまことしは栄養なんですけれども、その中に健康管理というところの中で、検診を受診しましょうという項目も健康日本21の中に入っております。そういったこともありまして、あらゆる場面で、イベントはもちろんのこと、長寿会への健康教育であったり、各児童館に出向いたりというところで、その中でお話をさせていただいております。がん対策についても中に織り込んで、これからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

よろしく願いいたします。

時間の関係で、次にいきます。

次に、子宮がんの予防接種についてであります。

本町でも、子宮頸がんのワクチンが供給不足になり、初回の接種者への接種を差し控えていましたが、供給量の確保ができたため、中学生以下すべての学年の対象者にも、7月20日より順次接種が再開となったとお聞きしております。また、高校1年生、2年生の方への接種費用の一部助成は平成24年3月までと聞いております。本町の来年以降の子宮頸がんワクチンの接種の継続は、継続していくことができるのかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

子宮頸がんワクチンの継続についてのお答えをさせていただきます。

現在行っている事業は、国の子宮頸がん等ワクチン緊急促進事業として、平成24年3月31日までで終了というふうになっております。それ以後については、現在、国の予防接種検討委員会で議論されているというふう聞いております。どのような形で実施されるのかは、その結果を待つこととなりますけれども、何らかの形で継続を検討することになるというふうに考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

子宮がんのワクチンの促進ということで、これは私のほうでちょっと調べたところによりますと、今はサーバリックスというお薬が使われておるわけなんですけれども、今回7月8日、厚労省が発表した中に、商品ガーダシルという子宮頸がんのワクチンが今回の接種緊急促進事業の対象となるということで承認されたということをお聞きしております。この9月25日より公費接種が始まるとも聞いております。この影響というのは来年度にもつながるのでしょうか。ちょっとここをお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

子宮頸がんワクチンは、今までサーバリックスだけということで、その1社のみのワクチンで3回接種するというふうになっております。1回目、それから1カ月後に2回目、それから1回目から半年後に3回目というふうに決まっております。8月に通知が来まして、今度ガーダシルというほかのメーカーのワクチンが承認されたということで、このワクチンは3回は一緒なんですけれども、1回目、それから2回目が2カ月後、3回目が1回目から6カ月後というふうに、ちょっと打ち方が違います。

それで、どういうふうに打っていくかというところで、まず両方のワクチンを混合してすることはできない、それから回数とか打ち方も違うというところがありますので、少し見合わせておりましたけれども、9月15日から接種をこの補助の対象にもなるということになりましたので、そのように医療機関にも通知をして、本日からガーダシルも接種ができるということになりました。ただし、ガーダシルで打った方はガーダシル、サーバリックスで打った方はサーバリックスということで、住民さんの選択権が1つふえたということで、両方もこちらの蟹江町の補助の対象にもなってきます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかこのカバーになるような取り組みをひとつよろしく願いいたします。

次に、ワンコインの500円の各種がん検診の推進についてちょっとお聞きしたいと思います。

がん検診の目的は、無症状のうちのがんを早期発見し、適切な治療を行うことが、がんによる死亡を減少させることでもあります。本町のがん検診は、受診者に対して要精検と異常なしに判定し、要精検とされた人を精密検査へ導き、がんが発見された場合、治療へとつなげるものであります。また、受診された方の検診結果の情報を把握し、分析し、今後のがん対策の推進に役立てていく意味からも、重要な取り組みではないかなと、このように思います。

本町でも、勤め先などでがん検診を受診する機会のない人もみえます。そうした住民の皆様からも、名古屋が22年度より市内の協力医療機関及び保健所において、がん検診ワンコイン（500円）での各種がん検診を実施しているが、こうした取り組みを蟹江町でも導入することはできないかとも要望を聞いております。本町のワンコイン（500円）がん検診導入についてのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○健康推進課長 能島頼子君

ワンコインがん検診の導入についてですが、がん検診を初めとした各種の検診事業というのは、医療機関で行う個別の検診と保健センターで行う集団の検診があります。個別の検診は、海部津島地区の医師会と同管内の市町村との共同で実施をしております。自己負担金も含め、内容は各機関の合意のもと実施をされます。また、集団で行っている検診も、個別検診の料金や医療費の自己負担などを参考に料金の設定をしております。ワンコイン（500円）に設定することは、こういったことを調整し、合意が得られれば可能かというふうに考えます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかいろんな取り組みの仕方というのがあるかと思うわけなんですけれども、特にこのワンコインの受診ということは、日ごろなかなか受けられない方にも検診に臨んでいただけるんじゃないかなと。最初から全部にワンコイン（500円）というのは大変かもわかりませんが、例えば今回大腸がんの無料クーポンが行われておるわけなんですけれども、その無料クーポンをいただける方は受診できるわけなんですけれども、いただけない方は待たなきゃいけないという状況があるわけなんです。そうした状況の中に、こうしたワンコインの500円で受診できるようにすれば、大腸がんの受診率ももっと上がってくるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。

だから、そういう意味では、今、男性にとっても前立腺がんの血液の検査が行われておるわけですね。そうしたのにワンコイン（500円）を利用するだとか、いろんな形で受診しやすい仕組みをつくっていくということも大事ではないかなと、このように思いますが、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

金額については、先ほどお話ししたように、各機関との調整が必要になってくるかと思

ますけれども、ご意見を参考に、またいろんな方面から検討して実施していきたいと思えます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかよろしくお願いいたします。

次に、成人T細胞白血病（ATL）発症についてお伺いいたします。

この病気の発症には、ヒトT細胞白血病ウイルス・タイプI（HTLV-I）が強く関係していると考えられています。このウイルスに感染すると、HTLV-I抗体が出現するので、この抗体の有無を調べると、感染しているかどうかわかります。昨年の秋から、妊婦健診にHTLV-Iに感染しているかどうかの検査の抗体検査が追加されました。これはヒト細胞白血病ウイルスI型の略称で、名前のおり成人T細胞型の白血病や、足の突っ張り感から始まる、徐々に進行して車いすや寝たきりになることもあるなど、重い神経の難病のHAMの原因となるウイルスであります。

世界では3,000万人以上、日本国内でも110万人、100人に1人が感染していると推測されております。ウイルスに感染しても症状はありませんし、ほとんどの人は生涯病気になることはありません。しかし、感染から40年、50年に一部の方が白血病やHAMを発症します。HTLV-Iの対策で今すぐすべきことは、感染の予防であります。

実は、このウイルスは母乳からの感染が一番の原因であり、ウイルスに感染しているお母さんが6カ月以上、赤ちゃんに母乳を飲ませた場合には、2割の赤ちゃんが感染してしまうと聞いております。それが、母乳を飲ませないか、もしくは母乳の期間を3カ月未満にすれば、赤ちゃんの感染率は3%に軽減するそうです。お母さんから赤ちゃんへの感染を予防するためには、妊婦さん全員が抗体検査を受けることが不可欠であります。本町でも本年度より、妊婦健診の中でHTLV-Iの抗体検査の導入に取り組んでおられます。そこで、2点、町当局の考えをお伺いしたいと思います。

1点目、妊婦健診時のHTLV抗体検査の必要性、進捗状況についてお伺いいたします。

2点目には、感染がわかった方の不安や疑問に答える相談の窓口の設置や、母乳を上げたくても上げられないお母さんがいることを皆様に理解していただくことも、HTLV-Iについて正しい知識を持っていただくことも大切であります。HTLV-Iについて、相談窓口の設置、正しい知識の啓発、授乳指導などの取り組みについてお伺いしたいと思います。

2点、よろしくお願いいたします。

○健康推進課長 能島頼子君

成人T細胞白血病の発症についてにお答えさせていただきます。

HTLV-I抗体検査は、HTLV-Iウイルス感染症を発見する検査です。この感染症は、白血病を起こす、神経障害を起こすなどがあります。この両疾患とも、現時点では有効

な治療法がなく、患者数も大変少ない疾患で、治療法の開発が最も重要な認識のもと、厚生労働省の研究費で研究を進めている疾患です。感染経路は、母子感染（主に母乳）、それから性感染、血液感染などで、6割以上が母乳感染というふうになっております。

蟹江町でも、今年度から妊婦健康診査の中にHTLV-I抗体検査を取り入れています。14回の公費の妊婦健康診査のうち、8回目までに1回実施をするということになっています。4月から6月までにこの検査を受けた方は50人で、現在のところ異常のあった方はいらっしゃいません。

次に、相談窓口についてですが、現在、母子健康手帳交付時に、このHTLV-Iの疾病とか検査のことのほか、B型肝炎、C型肝炎など、感染性の疾患についても周知をしています。相談機関は、県、保健所なんですけれども、保健所が窓口を設けており、異常が見つかった場合は、医師から愛知県の相談窓口（保健所）を紹介することになっています。しかし、とても専門性の高い疾患であるために、受け付け相談内容はそれぞれの窓口により制限があるのが現状です。

以上です。

○1番 松本正美君

成人T細胞白血病のことでありますが、母子感染ということで、感染経路がですね、そうした取り組みを今現在行っておるわけなんですけれども、特に今先ほどのお話の中には、この4月から6月までには50人あったと、受診された方がですね。それで、異常はなかったということをお話を聞きました。本当に、今後、妊婦健診でキャリアと判明、そうした方が出てきたときに、やっぱり相談体制というのは非常に重要になってくるのではないかなと思います。先ほども少しお話があったわけなんですけれども、精神的なケアというのは非常に大事になってくるんじゃないかなと、このように思います。だから、そういう意味では、こうした精神的なケアをしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

この白血病というのは、患者の多くは半年以内に亡くなるとも言われているわけで、非常に大変な病気でもあります。そういう意味では、お母さんから子供への感染経路を防いでいくためにも、しっかりした取り組みというのは今後も必要になってくるのではないかなと。その上で、もし判明した場合に、きちっとした相談体制の確立を図っていただきたいなと、このように要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、本町の児童・生徒のがん健康教育について質問させていただきます。

本町の児童・生徒のがん予防として、学校における健康教育の一環として、児童・生徒ががんについて学ぶ機会を設けることは、成人してからでもがん予防につながる健康な生活を送ることができるよう、がんに関する正しい知識の普及推進は重要になっております。

学校における課題として、がんだけを取り上げて指導する機会は少ないのではないのでしょうか。例えば、国が示している現行計画のがん予防対策の中にも、たばこについては未成年

者の喫煙率を3年以内にゼロ%にするという個別の目標も達成できておりません。未成年者のたばこは、がん対策ではなく、未成年者の喫煙との関係で取り扱われることが多いと聞いております。

また、日本人の死因の約3割ががん、男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるという事実。本町でも、中学生への子宮頸がんワクチンの接種に取り組んでおりますが、なぜワクチンの接種をするのか、子宮頸がんの正しい知識を学ぶことも大事なのではないかなと、このように思います。

このことから、児童・生徒へのがん予防として、がん健康教育など授業に取り入れることで、子供から親に波及する効果は大きいと期待されます。学校におけるがん予防の学習活動として、がん健康教育の推進について、この点については教育長へお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

では、失礼します。

学校におけるがん健康教育のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、小・中学校におけるがんにかかわる授業について説明をさせていただきますが、小学校では6年生の体育の保健分野の授業で、がんにかかわる内容の教育を行っております。「病気の予防」という単元で2時間扱っております。

中学校では、3年生で「健康な生活と病気の予防」の単元の中で1時間、「調和のとれた生活と健康」の授業で、がんを防ぐための生活の仕方について学習をします。

主な内容は、日本人の死亡原因の中でがんが1位、心臓病が2位、脳の血管の病気が3位であり、これらの病気の多くは、糖分や脂肪、塩分のとり過ぎ、不規則な生活や運動不足、たばこや飲酒など、その人の生活の仕方が大きくかかわっているということを教えます。そして、生活習慣病の予防には、望ましい生活習慣を身につけることが大切であるということをご指導しております。

以上であります、あと先ほど言われました子宮頸がんですか、このこともちょっとお話をしたいと思います。子宮頸がんについては、現在、学校ではこの内容については授業で指導する項目には入っておりません。しかし、このことについては、学校保健委員会でも話題になっております。学校保健委員会というのは、各学校で年に2回から3回ほど行っておりますが、参加者は保護者、校医さん、歯科医さん、保健師さんたちが集まって、健康について懇談会を持つというものであります。その場で子宮頸がんについてが話題になっておるといことで、保護者の関心が高まっていることがわかります。

今後につきまして、この学校保健委員会の様子とか保健だよりなどを使いまして、機会あるごとに子宮頸がんについて保護者、児童・生徒に啓発をしていきたいというふうに思っております。

がんの健康教育ということではありますが、いずれにしましても、これは教育委員会としましても前々からお話をしていますように、「早寝・早起き・朝ご飯」と、こういうようなことで規則正しい生活、そして適度な運動の機会の確保をするということを児童・生徒にしっかりやっていくということで、一層の健康増進を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、特に子宮頸がんワクチンの接種については、授業の項目には入っていないということを今お聞きいたしました。今後、広報等で、またそういったことも徹底をしていきたいということをお話いただいたわけなんですけれども、どうかこうした、保健の関係になるかちょっとわからないですけれども、そうした中でこうした取り組み、父兄の皆様からもそういった声が高まっているということですので、ぜひ何かの機会にそうした授業ができるといいかなと、このように思っていますので、この点もひとつ取り組んでいただけるようにご配慮できるといいかなと、このように思います。

そして、特に義務教育時代というのは、がん健診や予防が非常に大切ということで、先ほどもるる授業の中で取り組んでみえるということを書いてみました。こうしたことが、がん対策の最大の啓発運動にもつながってくるんじゃないかなと。子供さんから、また親にもつながってくるんじゃないかなと、このように思いますので、この点もしっかり取り組んでいただけるようによろしく願いいたします。

ちょっと再質問させていただきますけれども、今回の東日本大震災におきまして、福島の第一原発が事故が起きたわけなんですけれども、この放射線の影響は専門家にも、そして専門医の間でも意見が分かれて、不明な点が多いとも聞いておるわけなんです。

それで、特に放射線の影響は、子供は大人より将来的な影響の大きいことは明らかであると、このように私も思っております。愛知県は、福島の原発の放射線の影響はないとされていますが、保護者の皆様からは、子供たちを心配する声も聞いております。放射線を浴びることによる子供たちががんになる影響は大きいとも言われております。特に、この機会でありますので、放射線に対する基本的な知識を学ぶための学習を学校教育の中で取り組んでみえるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

放射線に対する学習を学校教育でということではありますが、実は現在、中学校では移行措置ということで、来年度が完全実施であります。移行措置の段階でありますけれども、昨年度から3年生の理科で、特にこの放射線については1時間学習をしております。

少し内容についてお話をさせていただきますと、放射線の性質とか、放射線は自然界に存在することもあり、日常的にある程度の放射線を浴びているということ、また人体や作物の

中に入ると悪影響を与える場合がある、放射線は医療に利用され、物体内部の検査に利用されているということを学習しております。先ほど東北の大震災のかかわり、そして原発の問題があったわけではありますが、これにつきましてはまだまだしっかりしたことが出ておりませんのであれでありますけれども、とりあえずは放射線についての今までの考えというんですか、いい点と悪い点というんですか、そういうことをお話しして勉強しているということであります。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからお話がありましたように、放射線の学習も来年度から本格的に取り組むということで、このようにお話がありました。どうかよろしくお願いします。

それで、この授業の中で、当然放射線でありますので、放射線特定をするなど放射線の測定器を使った授業は今後されるのかどうか、ちょっとこの点についてもお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

先ほど申しあげました中学校理科であります。現段階は移行措置ということで、放射線の測定器を使っての授業は行っておりませんが、来年度、教材というか教具として、中学校1台ずつ、ちょっと購入をできたらと現段階では思っております。

なお、放射線の測定器としては、愛知県の町村会からハンディータイプの環境放射線モニター、これ1台が9月20日ごろ寄贈されるということを町長から聞いておりますので、これも有効に活用できたらというふうに現在は思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございます。放射線測定器を使った取り組みをやられるという方向に取り組んでいきたいというお話をいただきましたので、ぜひ取り組んでいきたいなと思います。

特に、今回の町民の健康を守るがん対策ということで、先ほどもお話がありましたように、どうか受診率の向上というのが一つの大きな課題になっておりますので、町を挙げて受診率の向上に全力で取り組んでお願いすることにいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目「高齢者福祉施策の充実を図れ」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

それでは、2問目の高齢者福祉施策の充実を図れを質問させていただきます。

介護保険料について最初にお聞きをしたいと思います。

平成23年7月末現在の蟹江町の推計人口は3万6,528人、うち65歳以上の高齢者は7,558人で、高齢化率は20.6%であります。全国での高齢化率は、23年2月1日現在で23.3%であります。本町でも平成26年には65歳以上の高齢者が8,412人で、高齢化率は22.4%と推計をされております。ちょうどこれは団塊の世代が65歳になる年になるんじゃないでしょうかね。このように、高齢化率が進む状況の中で、介護サービス等の支援を必要とする高齢者の数もますます増加していくことは明らかであります。

蟹江町の介護老人施設では、平成23年7月末時点で入所待機者の人数が180人とも聞き及んでおり、介護施設が不足している状態にもあります。平成23年度末にかけて、新千秋に建設される30人規模の地域密着型小規模老人施設が24年度に開所する予定と聞きますが、それでもなお100人以上が入所待機者になるのではないかと予想されています。こうした状況下で、積極的な整備の必要が求められておりますが、適切な土地の資金の確保など難しいこともあり、進んでおられない状態であります。

介護施設の整備や介護サービスの拡充は、そのまま介護給付費の増大に結びつき、介護保険料の負担増にもつながっていくのであります。国の試算では、第4期で介護基盤を緊急整備した影響から、全国平均保険料月額4,160円でありましたが、蟹江町では3,500円とやや低目ですが、24年度から始まる第5期の介護保険の国の試算は5,000円を超える見通しとなっているとも聞いております。

本町でも、これから第5期における介護保険料の試算の取り組みで、介護保険料の引き下げについてはどのようにお考えなのかお示してください。

また、65歳以上の方の第1号被保険者の保険料を、本人・世帯の課税や所得の状況に応じた現在の6段階から10段階に見直すことによる、所得に応じた介護保険料の取り組みを考えるべきではないか。この2点をお伺いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

第5期介護保険事業計画におけます介護保険料の上昇分の緩和についてというご質問かと思えます。

まず初めに、この点でございますが、第5期の介護保険事業計画では、第2号被保険者負担率、これが30%から29%に1%下がります。65歳以上の第1号被保険者の負担率が20%から21%に1%上がります。そしてまた、平成22年度決算では、支出の保険給付費が平成21年度と比較しまして月額で約1,250万円、年額で約1億5,000万円増加しております。被保険者数の伸び率よりも要介護・要支援認定者数の伸び率が、それよりも介護サービス受給者数の伸び率が大きくなっておりまして、このことはサービスを利用する人とその量が毎年ふえているということになります。

介護給付費準備基金の剰余額を保険料上昇抑制に充てるなど、その上昇分を最小限に抑え

るということは必要でございますが、この基金残高が平成22年度末決算で約3,800万円、平成22年度の負担金や介護給付費の精算による積み立てを合わせても約6,500万円となりまして、以前と比べてかなり減ってきております。

要介護者や介護者にとりまして、少しでも快適に過ごし、介護の負担を減らすということでは、サービスの利用は大変よいことではありますが、このような状況の中では、保険料の増額ということについては避けられないものと思っております。今の段階では、まだ具体的な保険料の考えはございませんが、計画策定のための日常生活ニーズ調査を行っておりまして、今後、調査結果の分析等を踏まえ、サービス見込み量や保険料の仮設定の段階で検討していきたいというふうに考えております。

次に、第1号被保険者の保険料の階層の見直しについての考えはという点でございます。

介護給付費の増大に伴いまして、保険料負担も増大しております。こういった中で、より安定的な介護保険制度運営のためには、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課していく必要があるかと思っております。

第3期から可能になりました第5段階以上の設定が、この第5期におきましても地域の実情に応じて必要ではないかということも言われております。また、単独減免ということでございますと、保険料の全額免除ですとか、収入のみに着目した一律の減免、それから保険料減免分に対する一般財源の投入といったような、こういったことは適当でないと言われておりますので、この3原則を遵守しながら、先ほどの1番目の保険料設定のところとあわせまして、今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

今回の介護保険料の取り組みであります、これから第5期の保険料の取り組みに入っていくわけなんです、今先ほどは第2号被保険者は30%から29%になると、そして65歳以上は第1号が20から21と1%上がるというお話をされてみえました。特に今回、国の介護保険法の改正によって、特例的にこの平成24年度に限り、都道府県に設置されている財政安定化基金の一部を取り崩して第1号保険料の軽減に充てるということをちょっと聞いておるわけなんですけれども、特に高齢者の方は国が示している5,000円、これを限界という声も聞いておるわけなんです。これ以上になると大変だということで、そういう意味では今回の国で介護保険法の改正に伴う特例的な措置については本町はどのようにとらえてみえるか、ちょっとお聞きしたいなど、このように思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今、議員が言われました財政基金のほうの取り崩しなんかにつきましても、そういったものを利用し、それからもともとあります町の基金を取り崩し、できるだけ上昇分を抑制するようというところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ現在がア

ンケート実施中の段階でございまして、今後、その調査結果をもとに、サービス量の見込み、それから被保険者数の伸び、認定者数の伸び、そういったことを算定しながら順次考えていきたいというところございまして、2番目のご質問にありました、これが段階を6段階からもっと多段階にふやすというところにつきましても、現在一部軽減しておりますそのあたりのところで段階をふやすのか、今までの軽減を継続していくのかということをあわせて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番 松本正美君

今、65歳以上の、今現在、蟹江町では1段階から6段階ということで、今後検討もしていきたいということでありましたが、特にちょっと今回心配しているのは、昨年、介護職員の処遇改善交付金というものが今回もそうしたことが取り扱われてくるのではないかなど。非常に介護の従事者の方にとっては、処遇改善ということで大変喜んでみえるわけなんですけれども、このことが、この制度が今度、介護保険料に上昇につながっていく部分も出てくるんじゃないかなどと思うわけなんです、これは国のほうで今後煮詰められるということを知っているわけなんですけれども、こういったことは蟹江町はつかんでみえるんでしょうかね、どうなんでしょうかね。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

その点につきましては、今おっしゃいました介護職員等の処遇改善、まだ私どものほうは国や県からも具体的なものは何も聞いておりません。

○1番 松本正美君

まだ聞いてみえないということですので、これから今後、県だとか、また国だとかは決まってくるかと思うわけなんですけれども、どうか介護保険料が国でいう5,000円が限界との皆さんの声ですね。これをやっぱり下回るような取り組みをしっかりとさせていただきたいのと。1段階から6段階で終わるのでなくして、今12段階、13段階やってみえるところもあるとお聞きしておりますし、大体全般的には10段階というのが非常に多いと、このように思っておりますので、どうか必要に応じてできるように、介護保険料の上昇幅が抑えられるようにしっかり取り組んでいただければなど、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、次に入りたいと思います。

次に、地域格差を埋める高齢者施策についてちょっとお聞きしたいと思います。

1つ目に、高齢者に対する支援として介護サービスがありますが、そのサービスは利用対象者の身体状況に応じてサービスの提供が行われております。介護認定は、ご自宅での生活状態を見るもので、周辺環境を考慮し診断したものではありません。そのために、ご自宅での生活に支障がなくても、段差の多い場所や勾配のきつい場所に住む方にとっては、一歩外に出るとなれば、障害を感じるが多々あります。介護保険制度では対応困難でも、周

辺環境を考えた支援策が必要と考えます。町の考え方をお答えしてください。よろしくお願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

建物の内外での段差解消ですとか手すりの取り付け、それから扉の取りかえなど住宅改修と福祉用具の販売・貸与など、住環境の改善に関するものが介護保険の適用となるところでございます。これに対しまして、周辺の環境ということになりますと、例えば道路の整備ですとか公共的な施設の整備といったようなことも含まれてくるかと思いますが、これについては少しずつは改善されていくものと思いますが、すぐに解決されることじゃないということも思うところでございます。

蟹江町は、全体的に見てみますと、余り高低差もありませんし、非常に平坦で小さな町でございますので、このために地域によって大きな差があるというふうには考えておりませんが、高齢者や障害のある方々にとりましては、細かなところで不自由なことがあるということも事実かと思えます。そういったところにつきましては、今後、地域や団体の方々と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

地域格差を埋める高齢者の施策であります。特に今、介護保険の中ではそうした手すりだとか、そうしたものをつけていただいているわけなんですけれども、今回、本町に住んでみえる方でも、要介護認定が非該当ということで、こういったサービスが受けられなくなって大変に困っているという方もみえるわけなんですけれども、それで蟹江町の場合はそんな大きな段差はないわけなんですけれども、特に住宅の、介護サービス以外のそうした住環境の生活の支援ということで、本当に住宅の改造だとか、また相談だとか、そうした改造費の助成支援について、町としては介護保険サービス以外にこうした取り組みはどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいなと思えます。よろしくお願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

先ほど申し上げましたように、介護保険の適用される部分につきましては、まずそういったところを考えていただきたいということと。それから、現実、日常生活の中でどんな点にお困りなのか、どういったご相談があるのかということにつきましては、例えば地域包括支援センターのほうにご相談いただけたらとかというようなところで、まずはどんなことにお困りなのかということをお教えいただき、包括支援センターを中心に、その方にとって在宅での生活がどのようにしていけばいいのかというあたりも含めて考えていきたいということをおっしゃるところでございます。

○1番 松本正美君

どうかこの取り組みもしっかり取り組んでいただきたいなと、このように思いますので、

よろしく願いいたします。

次に、2つ目に、民生委員や地域包括センターには、高齢者の相談窓口としてさまざまな相談や課題が寄せられております。そこには、既存の施策やサービスだけで解決に至らない地域固有の課題があると考えております。地域固有の課題解決に対して、地域福祉の観点からどのような取り組みを本町として検討しているのか、町のお考えをお聞かせしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

例えば、ひとり暮らしの方ですとか、それから高齢者だけの世帯の方々、こういった方々について、お元気な場合は当然いいと思うんですけども、そうでない場合、希望される場合に、長寿会ですとか、それから婦人会が友愛訪問をされたり、それから民生委員の方々が訪問されたり電話をされたり、こういうことを現実になされております。安否確認だとか、それから一つには話し相手というような、こういった目的もあろうかと思っております。そういった中でも、人とかかわりを嫌われる方がいらっしゃるですとか、それから自分は元気だからいいとかというようなふうで、そういうことを拒否される方があるというものもたまに聞くところでございます。

そういった場合に、じゃ町としてどういったことができるかといいますと、まずはそういった情報をお寄せいただきたい。その方の現状を把握というところから始めなければならないというところということを考えております。その際に、情報をお寄せいただければ、町、それから先ほど申し上げましたが、地域包括支援センター、それから地域の方々、一緒に対応策を考えていきたいということを考えております。

○1番 松本正美君

地域固有の課題ということで、特に今問題視されている独居高齢者の世帯だとか、また高齢者世帯、そうした弱者に対しての支援というのは非常に重要になってきているわけなんですけれども、特に地域でお話を聞くと、非常に民生委員の方も、そして老人会の方も中心となって頑張っておられるわけなんですけれども、家庭訪問したときに、先ほども次長のほうからもお話があったように、訪問を断られる方もあるということをお聞きしております。こうした高齢者、弱者への地域における人間関係というのは非常に今後重要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

それで、特に地域におきましては、日ごろからつながりが深い人間関係のある方がたくさんおみえにおられることも聞いております。だから、そういう意味では、今後地域の方とも連携をとって応援していただき、高齢者、弱者の方への相談相手となったりだとか、そして地域で支え合う人間尊重を重視した高齢者への、弱者への支援活動に取り組むべきではないかなと。確かに蟹江町としても取り組んではみえるわけなんです。ちょっと問題があれば、包括支援センターのほうに言ってくださいと、こういうお話も聞くわけなんですけれども、

地域の皆さんでみんなして支え合う人間尊重の、そうした支援策、高齢者に対しての、弱者に対しての支援策というのは、今後高齢化で高齢者がふえてくるにしたがって大切な取り組みになってくるのではないかなと、このように思いますが、もう一度再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

地域の中で孤立、例えばひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、こういった方々、どこにどういった方がいらっしゃるか、一番わかっていらっしゃるはその地元の地域の方々でまずあるのかなということをおもうところでございます。ただ、現実には、とは申しましても、どういう方がよくわからないですとか、そういった方もあるかと思えます。

そういうときに、蟹江町としましてじゃどうかということになりますと、大変難しい面がございまして、まずは現状がどうであるかということをおわからないことには対応のしようもございません。例えば、医療が必要な方なのか、それから介護が必要な方なのか、そうではなくてただ単に近隣とのかかわりを拒否されている方なのかということがございまして、とにかく状況を把握するために情報をいただきたいということがございまして、それからその中の一つとして、これは今までも行ってきたこととございまして、65歳以上の方皆さんに生活機能評価チェック表をお送りしております。

これが23年度からはやり方を少し変えまして、今までは回答があった方の評価をしまして、その方の介護予防事業が必要である方だけに対してご案内をしておいたというものでございます。これを今年度からは、その65歳以上のチェック表をお送りした方の中で回答がなかった方、そのうち76歳以上の方々については再度通知を差し上げました。どうして回答がなかったのか、お元気ならいいんですけれども、もしかしたらほかの理由があるかもしれないというところを再度確認したいというものでございます。

それから、そのチェック表の回答をいただいた方に対しては、今のところ全く問題ない方についても、それから介護予防等の必要がある方についても、その結果をすべてお知らせすることとしました。そういったことによって、その方の例えば介護に関する考えを少し深く持っていただくですとか、そういったことをご自分自身でも考えていただきたいなというところで、そういった取り組みを始めたというところでございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからお話があったわけなんですけれども、地域ではやっぱり非常に困って見える。確かに役場のほうではきちっとした把握ができないと掌握できないわけですが、特に今回そういった掌握というか、これでは非常に役に立つのではないかなということで、地域での見守り支援ネットワークを設置したらどうかと、このように思うわけなんです。現在、高齢者の孤独死の問題も大きく取りざたされております。虐待の問題、また認知症の問題、また高齢者を取り巻く問題は多く山積しているところであります。こうした地域

固有の課題に対して、本町でも地域見守り支援ネットワークの設置を考えてはどうかなど、このように思うわけなんです。

これは、実は昨年11月に伊藤議員とともに、地域見守り支援ネットワークの取り組みをやられている埼玉県の鳩山町へ視察に行っていました。このネットの特徴は、地域住民とともに、民間企業などにネットワーク構成団体として協力してもらい、高齢者だけではなく、子供や障害者も見守りの対象にしている点と、虐待などを未然に防ぐねらいもあります。町と協力する団体は、警察署、消防、社会福祉協議会、民生委員、児童委員などの公的機関に加え、地域を巡回する民間企業であります郵便局、電気・ガス・水道事業者、新聞販売店などで構成されております。

住民や構成団体の担当者が、日常生活や仕事の中で気になることがあれば町へ連絡し、町では職員が状況を確認し、必要な支援を行っているとのこと。その上で、構成団体の代表者による会議を開催し、情報交換や支援内容などを協議しております。また、該当する対象者の支援についても、検討会議を必要に応じて行い、継続的に見守りが必要かどうかを判断し、災害時要援護者支援制度への登録を勧め、大規模災害時の避難誘導や安否確認につなげておるといふことあります。一番の問題点ではありますが、個人の情報やプライバシーに配慮し、短期間で見守り、声をかけ、活動、移動の効果は出ないが、根気強く必要に応じて担当者は取り組んでおると、このように言っていました。

本町でも、こうした高齢者を見守る地域見守り支援ネットワークの設置についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今、言われました地域見守り支援ネットワーク、これは見守る人と見守られる人を特定せずに、ちょっと気になる人、それからちょっとした異変を感じた場合に、すぐにご連絡いただくというところが一番基本のものというふうに聞いております。もう一つには、高齢者に限らず、障害者の方、それから子供、こういった方たちも対象になっておるといふことと、それからネットワークの構成団体が非常にたくさんの機関とか団体が含まれておるといふところがございます。

私どもも、高齢者に限らず、虐待等の関係につきましては、この役場の中でネットワークをつくっておりますし、何かあった場合にはすぐに担当のほうで対応するというようなことをしておりますし、それから先ほどから申し上げておりますように、包括支援センター等を通じて情報があつた場合にといつたようなことはやっておるわけですが、このネットワークの対象が非常に広いということと、関係団体が非常にたくさんあるということと、それから議員もおっしゃいましたが、もう一つには、一番の問題になるであろう個人情報の点ということがあろうかと思っておりますので、どういったことを実際されておるのかというのをもう少し勉強してみたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ、こうした地域を見守るということで、本当に本町でもなかなか地域のそうした細かいことまで目が届かないと思うわけなんですね。そうしたときに、こうした見守り支援ネットワークを設置していただいて、本当に地域の高齢者の方を含め、地域の皆様が安心して暮らせる、そういう社会をつくっていくのがやっぱり町の当局のこれからの課題ではないかなと、このように思います。そういう意味も含めて、どうか地域見守り支援ネットワークの構築に取り組んでいただければありがたいなと、このように思いますので、どうか考えていただきたいと思います。

次にいきたいと思います。

3つ目であります。高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるためには、地域ごとのチェックが必要であると思います。本町でも、今年度は高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定年度にもなっております。このような考え方を踏まえた事業計画の策定を行うべきではないかと、このように考えております。町の考えをお示してください。よろしく申し上げます。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

地域ごとのチェックという点を踏まえた高齢者保健福祉計画をというご質問でございますが、この介護保険事業計画を含めた高齢者保健福祉計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたが、現在、日常生活ニーズ調査を行っているところでございます。これは国が示しているところでは、日常生活圏域ニーズ調査という言い方をしております。同じ市町村の中でも、圏域の違いによって住環境が違えば、当然ながらニーズも違うのではないかと、ところが基本になっているものと思いますが、蟹江町におきましては、これだけの割と面積の小さな町でございますし、それからその地域によって住環境が大きく違うということではないというふうに思っておりますので、この調査に当たりましては日常生活ニーズ調査というふうで現在行っております。

これによりまして、どういった方々からどういったニーズがあるかと、それからどういったサービスがどのぐらい見込まなければいけないかというところを基本に、この計画を策定していくということを考えておるところでございまして、地域ごとのチェックという細かな点にまでは及ばないかと思いますが、あくまでもニーズ調査を基本に、それから今までの介護給付の、それから地域支援事業費の実績、それから被保険者数の伸び、段階ごとの被保険者数の見込み、そういったところから計画を策定していきたいということを考えておるところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

今、お話があったわけなんですけれども、この第5期の計画の策定に当たって、特に先ほど初めに質問させていただいた中でも、介護施設の待機者待ち、またこういったことも5期の事業計画の中にはどのように考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

また、これにあわせて介護事業者が提供されるサービスについても、質の差に利用者の不満、苦情とかも、そういったこともお聞きしているわけなんですけれども、介護事業者への適正管理の運営についての指導ということも、今後5期の計画の中でも求められてくるのではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

待機待ちについてでございますが、平成23年3月2日に私どもから施設のほうに確認をしたところ、184人ということでした。これは9月の初めに214人でした。ただ、この中には、蟹江町内の施設に限らず、近隣のほかの施設に重複して申し込みをされていらっしゃる方がたくさんあるかということもございます。そういったところから、実数がなかなかつかめなかったということがございました。

そういった中で、平成23年4月から5月ごろにかけて、愛知県が介護老人福祉施設に対する入所申込者調査というのを行いました。これは、この調査をもとに、愛知県が今後施設の整備計画をつくっていくためのもとにするというものであるというふうに聞いております。調査結果でございますが、複数の施設への重複申込者を除いた1年以内の入所申し込み、1年以内に入りたいという、そういった希望のある申込者の方が、蟹江町で要介護1から5、要介護の方で申込者は44人、そして要介護3から5の方で31人ということでした。

こういったところから、現在、小規模特別養護老人ホーム、これはカリヨンの郷新千秋のほうで定員29人の施設を建設中でございます。待機者が31人ということですので、この定員29人がすぐにその定員いっぱいということはこれ難しいかなと思いますが、蟹江町の方ということではかなりの部分緩和されるということになるかというふうに考えております。ただ、蟹江町の方でも、蟹江町内の施設ということでなしに、ほかの施設を当然望んでいらっしゃる方もありますので、単純な算数ではいけないという部分がありますが、待機者という面では緩和ということになってくるものと思います。

それから、もう1点の介護の事業者に対する指導ということでございます。これは毎年、全部一斉ということではございませんが、愛知県のほうから指導監査があつたりですとか、それから保険者であります私どもも、その事業者の監査があるときに立ち会いをしたりですとかいうことはやっておりますし、それから窓口に見える事業者の方々には時あるごとにお話をさせていただいたりですとか、それから事業所ごとの研修会等もいろんな場所でやっておりますので、こういった研修等につきましては引き続き実施をしていきたいというふうに考えておりますし、特に第5期のこの計画の中にその点をどう盛り込むかということとはちょっと今のところわかりませんが、人によって、事業所によって、そのサービスの仕方

が違うということではいけませんので、それは当然ながら同一になるような方向で考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

しっかりこれも取り組んでいただきたいわけなんですけれども、特に本町で病気で入院してみえた方が、要介護の認定をもらって施設へ申し込みをされたわけなんです。そうしたら、なかなか施設にも入れないということで、待機待ちということで、本当に病院からは早く出ていってこれみたいな話を聞かされるわけなんです。そうすると、いたってもおれんということで、家族は介護をするために覚悟をして仕事もちょっとやめて、見つかるまで自宅に帰ってきたと。こういったケースというのは今後ふえてくるんじゃないかなと、このように思うわけですね。そういう意味では、今後やっぱり在宅の介護状況もありますけれども、在宅介護というのは重要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

そういう意味で、在宅介護における介護と医療の連携というのは、しっかりこれから取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと、このように思います。国のほうでは、在宅介護支援として24時間対応型在宅介護支援をやっていくようなお話もいただいておりますけれども、蟹江町としては、どのように今後とらえていかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

入院されていた方が施設の入所ということにつきましては、確かにその施設が受け入れができる施設がふえれば入所しやすくなるということは、これ当然のことかと思っております。ただ、こういった施設の整備につきましては、国や県の考え方、その計画に基づいてされているところでございますし、そういった施設がふえれば、当然ながら今度は介護保険料等々にも関係してくるということがございまして、必要な分を100%ではないのかもしれませんが、できる範囲のところ整備されていっているというのが現実ではないかなということをおもうところでございます。

それから、もう一つ、医療と介護の連携ということでございしますが、入院されていた方がなかなか介護の施設に入れず、在宅介護のほうにと、そういったケースもあるということでございますけれども、医療機関の中にも、いろいろと介護に関する事業をされているところもございまして、そういったことも含めまして、ケアマネジャーですとか、その他介護の事業所の方々の関係の方々、こういったところとよくご相談をいただいております。現実、介護サービスの中にも医療と連携をしているサービスというのもございますので、そういったところをまずご利用いただけるようにお考えをいただきたいというふうに思うところでございます。

(「在宅介護」の声あり)

○1番 松本正美君

今、後ろのほうからお話がありましたけれども、今後の在宅介護についてはどのように考えてみえますでしょうか。

○議長 黒川勝好君

在宅介護については、民生部長いいですか。次長でいいですか。

○民生部長 齋藤 仁君

在宅介護で医療の関係というところで、次長のほうからも少しお答えをさせていただきましたけれども、医療と介護の連携したサービスというものもございます。そういったようなものも十分ございますので、そういったサービスを組み合わせていただいて、医療を受けながら介護も受けるといったことが在宅でも可能でございますので、ケアマネジャーさんですとか、それからその担当をされております主治医の先生方、そういったような方とよくご相談をされて、どのようなサービスを受けられたら自宅で医療と介護が受けられるのかということをよく判断させていただいて、サービスを受けていただきたいというふうになっておりますので、よろしくご了承をいただきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

在宅介護に絡んでいられるわけなんですけれども、特に介護されている家族の方の精神的なケアということで、12月度の代表質問のときにも町長のほうへ質問させていただいたことがあると思うんですけれども、レスパイトケア休業事業ということで、在宅介護に取り組んでみえる家族の方というのは、非常に精神的にも苦痛、また大変な思いをされているということなんです。そういう意味では、今後も町としても勉強させていただきますという答弁が返ってきていたわけなんですけれども、こうした在宅介護は今後ふえてくるわけなんですけれども、それと伴って家族の方の精神的なケアをしていくためにも、こうした第5期の事業計画策定に当たってそうしたことも考えていただけないだろうか、このように思うわけですが、この点についてはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

レスパイトケア休業事業についてのお尋ねでございます。

介護されている方のリフレッシュということで、この事業が考えられているというところでございますが、介護保険制度が始まる以前におきましては、介護が必要な方、一時的に例えばショートステイですとか、そういったことを利用されるという場合には、社会的な要因、例えば冠婚葬祭ですとか、介護される方がどうしても一時的に都合が悪い、そういったときしか認められていなかったというのが現実でございます。

ただ、介護保険の制度については、介護される方の事情ではなくて、介護を受ける方が何が必要かというところで、そういったサービスを何が必要かというところをケアマネジャー等を中心に考えていっているところでございますので、利用できるサービスがあれば、それ

を考えていただければということが1つ。

それから、もう一つには、先ほども申しましたが、蟹江町内におきましては、在宅で介護をしている家族の方が一時的に介護から離れようという場合に、例えばショートステイ、こういった利用があるわけですが、カリヨンの郷新千秋で建設中の小規模特別養護老人ホーム29床でございます。これにあわせて、ショートステイのほうの増床も計画されているというふうに聞いておりますので、このショートステイは、ただし蟹江町内の方の利用には限らないという部分がございますが、今までと比べれば利用のほうは少しはしやすくなるのではないかなということを思っております。

○1番 松本正美君

どうか第5次事業計画の策定に当たって、しっかり細かいところまでチェックしていただいて、策定に取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に、最後になりますが、介護保険料の軽減策の導入についてであります。

介護保険を守り支えていくためには、元気な高齢者がふえていくことが重要な課題であります。高齢者がやりがいを持って介護予防に励めるよう、新たな支援システムを考えるべきではないでしょうか。介護保険料の軽減策の一つとして、例えば介護報酬の改定は3年ごと行われますが、3年間の介護保険を利用せず、元気に暮らした65歳以上の高齢者本人に対して、介護予防に取り組んでいることを評価していただいて、お元気ポイントのような介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するポイントシステムを導入する考えはないかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

介護保険料の軽減策についてということでございます。

介護保険料を安く抑えようとするすると、全体的な話で申し上げれば、保険給付費の増をいかに抑えるかと、これにつながってくるものと思います。それで、議員がおっしゃいましたように、介護保険予防事業等に力を入れて保険給付費の支出を抑える、これは一つのポイントになるものと思います。

先ほどの違う質問のところでも申し上げましたけれども、この点の関係もございまして、少しでも介護予防事業のほうにつなげていきたい。そして、もう一つには、ご自分の介護に関する体の状態を知っていただきたいということがあって、生活機能チェックのほうの通知を差し上げるようにしたりですとか、それから返答がなかった方々につきまして、76歳以上の方に再通知を差し上げたりというのを今年度から始めたところございまして、これの結果が出てくるのがいつになるのかちょっとわかりませんが、少しでもPRをし、予防事業を見直して、参加をしていただいているところを考えるとございまして、今後の動向につきましては、先ほど申し上げましたように、分析評価の結果によってまいりますのですぐにはわかりませんが、今のところポイントシステムということでは導入は考えて

おりません。

ただし、このこととは少し違うわけですが、1年間介護保険サービスを利用されなかった方、こういった方の要介護の高齢者を介護している家族の方に家族介護慰労金というのを現在支給をしております。これは地域支援事業費のうちの任意事業費の中にあるわけですが、慰労金の額が、要介護3が年間5万円、要介護4・5の方が年間10万円と、こういった制度もございますので、介護保険料の軽減ですとか利用料の軽減というものとは意味が違うのかもわかりませんが、介護する家族の方々に対する慰労という意味の制度もございますので、よろしく願いをいたします。

○1番 松本正美君

いろいろとお話、答弁いただいたわけなんですけれども、65歳以上のお元気ポイントのポイントシステムは今現在考えていないということではありますが、今後、高齢化とともに高齢者の方がふえてくるわけなんです。だから、元気なお年寄りに元気の褒美としてポイントを上げるという、そういうわかりやすく言えばそういうようなことなんですけれども、そういう意味では今後やっぱりこうしたボランティアの闘いだとか、またそうした今後、高齢者を取り巻く活動というのは多くなってくると思うわけなんです。そういう意味で、ここで町長のほうに最後、このお元気ポイントのシステムの導入についてちょっとお話を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○町長 横江淳一君

るる答弁をさせていただきましたが、まさに松本議員おっしゃるように、高齢化の歯どめの特効薬というのはなかなかございません。今、議員おっしゃいました公明党さんのゴールドプランの検討委員会の中にこれがあるということをごホームページで見させていただきました。まさに理にかなった状況じゃないかなというのは私自身は思いましたが、担当、今お答えをさせていただきましたように、それをやるにはまず全体像の把握、それから第5次の今度の介護保険料の算定も含めて、我々としては蟹江町だけ独自で算定をするわけではありますけれども、最終的には、ご存じのように、介護保険の認定を今、広域でやっております。弥富市、飛島村、蟹江町、これは広域事務組合というものを通じて、今ケアマネの派遣等々も含めて認定作業を行っているわけでありまして、全体のこれからの流れもしっかりとやっぱり広域で考える必要もございます。

ですから、海部郡でということでは多分広がりはないかも知れませんが、とりあえず広域の中でこのシステムはどうなんだろうという提案をしてもいいのかな、こんな考えは持っておりますが、今すぐ、担当が申し上げましたとおりに、このポイント制度ができるかという、これもやっぱり国を通じて国策として実はもうやっていただけるほうが我々としては道は早いんじゃないかな。

先ほど来ちょっとご指摘をいただきましたように、高齢化率も蟹江町もいよいよ20%に到

達する数字になってまいりました。あと3年後、26年度には、年間大体0.8%から0.9%の高齢化率の上昇であります。それを踏まえると、やはり二十二、三%に65歳以上の方がなるんじゃないかなということも考えた上でのグローバルなプランニングの中で、こういうポイント制度があっても、これは我々としてもいいことじゃないのかなという考えは持っております。ただ、もうしばらくお時間をいただき、先ほどのご指摘をいただいたことも含めて、総合的に5期の保険料を踏まえて考えていきたいな、こんなことを思っております。よろしくお願ひします。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

どうか、今後、高齢化率もふえてくるということで、高齢者の方が安心して蟹江町に住んでよかったと言われるような、そういう施策を取り組んでいただいて、よろしくお願ひすることをお願ひいたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で松本正美君の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

再開は10時50分から再開をいたします。よろしくお願ひいたします。

(午前10時35分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 黒川勝好君

質問2番 高阪康彦君の「町の行財政を問う」を許可をいたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○4番 高阪康彦君

4番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い、町の行財政を問うという題で質問いたします。

大変大きなタイトルをつけさせていただきましたけれども、私の質問は3点ですので、答弁をお願いします。

1点目は、忘れられた感のある事業仕分けについてお尋ねをします。

事業仕分けは、民主党の施策の唯一の成功例として注目を集めてきました。平成21年9月、鳩山内閣が発足し、その年の11月に行われた事業仕分けは、議論のやりとりを一般公開したことで、仕分け会場は関心を持った市民の傍聴者であふれました。現在の内閣特命大臣の蓮

舩さんがスパコンの事業仕分けで、「世界一になる理由は何があるんでしょうか。2位じゃだめなんですか」と発言された場面は、たびたび報道されました。

このように関心の高かった事業仕分けも、民主党政権の期待感が弱まるにつれ、関心が薄れてきました。また、仕分けで廃止になった事業が名称を変えて生き残ったり、焼け太りをした事業などがテレビなどで報道され、事業仕分けそのものが政治的なパフォーマンスととらえられ、期待した成果が得られなかったことも関心を下げた理由と考えられます。

しかしながら、役所の無駄の削減を基本としつつ、行政の行う事業を整理し、無駄な税金を使わないようにする事業仕分けの考え方は、行政改革を行う上で必要、かつ有効な手段であると思います。

私たち清新クラブは、昨年2月に事業仕分けの先進地である神奈川県小田原市に、ことしの2月には三重県亀山市を訪問して、事業仕分けの成果、効果などをお聞きしてきました。成果としては、事業仕分けの結果、裁定どおりの完全実行は難しいが、仕分けをしたことにより無駄の削減はできますし、その事業の将来の指針が示されるということでありました。また、効果としてお聞きした中で私が特に関心を持ったのは、事業仕分けをしたことで、いろいろなしがらみが解消したり、職員のスキルが向上するということでした。

しがらみが解消することとは、これは小田原市でお聞きしましたが、事業が何十年も続いておきますと、そこで廃止をするというのはなかなか言いにくいということがありますし、その事業にかかわってみえる方がいわゆる政治的にいろいろやってみえる方ですと、なかなか言いにくいというようなこともございます。それから、役所の中でも課の間で平等性というようなことでしがらみもあると聞きました。ですから、事業仕分けをすることによって、その事業がもう要らない、廃止と決まれば、それを口実にして、この事業は廃止になりましたということで、しがらみが解消するということだと思います。小田原市は、これは職員さんが望まれて、何かこの事業仕分けをされたというふうにお聞きしております。

次に、職員のスキル向上にもなるというのは、これは意外でしたが、これは亀山市でお聞きしました。事業仕分けをするのに専門家の先生を入れますと、その事業について本当に微に入り細に入り細かい質問をされるそうです。担当者の方は、もう自分ではわかっていると思っていたんですが、もうそこまでされるとわからないものですから、改めてその事業について勉強し直されたということで、その人のスキルがすごく上がったと、そういう効果もありましたということをお聞きしました。

以上のことから、行財政改革に事業仕分けは必要な事業と考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、町長は平成22年3月議会、通告書には21年と書きましたが、22年の誤りでございますので、訂正をお願いします。

22年の3月議会の所信表明で、「新しい公共づくりを図るのに、事業仕分けも視野に入れている」と述べておられます。私は代表質問の中で、町長の考えている事業仕分けはどうい

った内容のものなのですかと質問しました。お答えとして、「有識者などによる事業仕分けのチームをつくりたい」と答えています。それから1年半ほど経過をしますが、いまだ着手をされておられません。あの当時とは考え方が変わったのか、改めて事業仕分けに対するお考えをお聞きします。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

平成22年の所信表明の写しがここにございますが、間違いなく「事業仕分けの手法も、蟹江町事業仕分けの手法を視野に入れながら、新しい公共づくりを図ります。そしてまた、より効率的な行政運営に取り組んでまいります」という一文を所信表明に述べさせていただきました。22年3月3日でございます。

その中で、今、高阪議員のご質問ございましたように、あれから何も着手されていないんじゃないか、ひょっとしたらやり方が変わったのか、それとも全く手がついていないのかという質問であります。本来、政策推進室のほうで答弁をさせていただこうと思いましたが、これは私が自分で考え、自分で所信表明にのせたものでございますから、私の思いを語らせていただきたいな、こんなことを思っております。

当時、先ほど来ございました民主党政権の中での事業仕分け、一部は成功したものもあるやに聞いておりますが、なかなか官僚等々の壁があって難しいということも十分承知おきをいたしております。ある意味、行政改革の一つの特効薬としての手法としては、私は一つのやり方であるということは間違いないと思っております。

そういう意味で、この小さな地方自治体に何ができるかなということを実は考えさせていただき、まず職員たちで、職員それぞれの部署で、まず自分たちの今現在行っている仕事、この仕事に対してのいわゆる事務事業、この見直しをそれぞれの課でまずやってくださいということをもまず申し上げました。それでありませんと、何を、いつ、どこで、どういう方法でやったらいいかということトップダウンにしても、自分たちの気持ちになっておりませんし、自分たちの心の中に落としてはおりません。そういう意味で、それぞれの部長さんに対して事務事業の見直しをいうことで指示をさせていただきました。

そして、有識者を迎えて、ある市で行われました事業仕分けを参考にし、これは名前を言ってもいいと思いますけれども、常滑市でございますけれども、その事業仕分けを手法を取り入れてやりたいということで実はタイムスケジュールをつくったわけでもありますけれども、途中でその有識者の方が、ある事情がありまして断念をされてしまって、結局できない状況になってしまいました。

だからやらないということではなく、今現在は、近々に合併をいたしました、つい最近、議員各位にもお知らせをしたのかもわかりませんが、富山市のほうに南砺市という8町村が合併した市がございます。その地方公務員でありますけれども、その方をお迎えし

て、事業仕分け、そして新たな「地域に飛び出せ、積極的に飛び出せ、公務員」ということをテーマに、トワイライトセミナーというものを開催をいたし、少しでも同じ考え方を持っている地方公務員に対してレクチャーを受けたわけでありまして、近々には三重県の職員でございますある方をお願いをし、これからの職員たるや事業仕分けも含めて、地方自治体はこのように自分たちで考えるべきもので、新しい公共を含めた民間が実施すべき事業と官が実施すべき事業をしっかりと把握し、協働でまちづくりをしていこうということをしかりとレクチャーをいただきました。まず、そういう方法をしてから、政策推進室の中では今年度うちにきちっとしたやり方を今、精査をさせていただいておる最中であります。

ただ、我々といたしましては、その間3か年の事業実施計画をそれぞれの部署に取りまとめをさせ、町長室で実はヒアリングを行っております。それと重ねて、来年度予算、それから再来年度予算も含めて予算の総枠を決めまして、先に枠配分で、この部署には幾らのお金を出しましょうということで枠配分で予算を決めて、それに対していろんなヒアリングを行う、そういう予算の査定方法をとらせていただいております。もちろん、それだけの枠の中でおさまる部署とそうでない部署がございます。しかしながら、ご存じのように税収が低迷してまいった中で、これ以上の起債を、これ以上の借金をということも念頭にございますので、きっちりそこは部課長精査をして持ってまいります。そんな中で、平成17年から21年までございました集中改革プランの中でもしっかりお示しをさせていただき、22年度からはこの実施計画を通じながら、我々の行政改革の本部会、幹事会を通じまして周知徹底をさせていただいております。

それで、もう一つは、民間の方々にこの仕分けの内容をしっかりと把握すべく、今やり方を考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければいいな。ただ、この改革についての手を緩めるつもりはございません。しっかりやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○4番 高阪康彦君

再度お聞きいたしますが、この町からいただいた第5次蟹江町行政改革大綱の中にも、事務事業の見直しに当たっては、町が真に果たすべき役割を見きわめ、集中を図るという視点から、前例にとらわれず、仕事内容のみならず、その進め方を含めた再度検証の中に、括弧して「専門家による事業仕分けという手法を考慮」と書いてあるんですね。第5次、その中でも専門家を入れて仕分けをするということが書いてあるわけでございますし、私が聞きたいのは、やはり庁舎の中で事業仕分けというのは、そう言うのはなんですけれども、甘い部分もあるのではないかと思います。やはり外部の方を入れたほうがいいと思いますし。

もう一つ、もし外部の方を入れて事業仕分けをされるときに、先ほど申し上げましたように、一般公開をされるか、それとも一般公開なしでやられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○町長 横江淳一君

先ほど来申し上げましたとおり、まず外部の有識者を今選定をさせていただいておる最中でございます。まずは、しっかり内部でこれを詰めまして、もしも公開ができればさせていただくんですが、ただ、問題は、どういうことをどのようにするかという指針を決めないと、全く財政の中身も熟知していない方にそのまま出しますと、どうしても誤解を招く状況になります。ですから、もうしばらくそれはいただきますが、外部にも出すことも考えております。

以上です。

○4番 高阪康彦君

外部の選定ですけれども、先ほど申し上げました蓮舫さんの件ですけれども、事業仕分けで先にしたことはよかったんですけれども、後々のいろんな論評を聞いていると、あの方はスパコンに関しては余り知識がなくて、やっぱりスパコンというのは必ず世界第1位でなければ、スーパーコンピューターですね、なければいけないということで、やはり仕分けされる人も、その事業仕分けによって本当の精通した専門家な方を入れるということも大事だなというふうに思っております。

それと、町のいろんな事業の中で仕分けをする事業を選定する、これはやはり外部の方に選定してもらったほうがいいなという、事業を選ぶということも大切だと思いますので、その辺を考慮して、行財政改革に終わりはありません。少しでも税金の無駄遣いが減るようにお願いをしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

2点目は、町の借入金、町債についてお伺いします。

町債の項目を見ますと、各事業に対する町債と、臨時財政対策債が計上されています。私がお尋ねをするのは、主に臨時財政対策債からです。略して臨財債と言わせていただきます。

今年度の予算でも、町債の総額11億8,900万のうち、臨財債が6億円計上をされています。蟹江町の一般会計の町債の残高を見ますと、平成13年度末の残高は50億7,000万円、10年後の平成22年度末の残高は87億8,000万です。10年間で37億円、町債が増加しています。この町債の中には、平成13年度から国の方針で地方自治体に発行が認められた臨財債があります。臨財債は、本来なら地方交付税として交付されるべき額が、国の財源の問題で全額交付できないので、交付額を減らし、その穴埋めとして地方公共団体に地方債の発行を認めた制度があります。そういったことから、元利償還金は後年度に交付税算定に用いる基準財政需要額、その自治体の経費ですが——に繰り入れられ、結果として地方交付税で措置されることになっています。

まず、お尋ねをいたします。一般会計における町債の総額と、その中に占める臨財債の総

額をお知らせください。また、今、簡単に臨財債の説明をしましたが、違っていたらご指摘をください。

○総務課長 江上文啓君

今、高阪議員からお尋ねがあったのは2点あるかと思います。

まず、1点目でございます。一般会計における町債の総額とその中に占める臨財債の総額をお知らせいただきたいというお話ですので、まず平成22年度末現在で町債総額は約87億8,000万円でございます。そのうち、臨時財政対策債、先ほど申されたいわゆる臨財債の総額は約39億8,000万円でございます。一般会計債に占める割合といたしましては、約45%になるかと思われま。

次に、2点目でございます。臨財債の説明で違っていたらご指摘くださいというお話でございますが、議員がおっしゃった臨財債の説明でおおむね合っておるかと思われま。

以上です。

○4番 高阪康彦君

ありがとうございました。

町債、借金ですね。借金には、合理的なものとそうでないものがあります。例えば学校や道路などの社会基盤整備のように、後年度の利用者との平等な負担を考えて必要なものがあります。家計でいえば、家や車のローンに当たります。また、将来の地域経済の活性化や雇用拡大につながる投資として、的を絞って選択的に資金を投入するために必要なものもあります。しかし、収入増や返済の見込みのない中で、有効性や波及効果の検証もなく借金を繰り返し増額することは最悪のものと言えます。家計でいえば、家計や収入を無視して、クレジットカードでキャッシングを繰り返すようなものです。

横江町長が就任されてから、蟹江中学校体育館、給食センター、南保育所の仮園舎などが建設されています。これらは老朽化した建物の建てかえであり、その施設は多くの町民が利用する必要な建物であります。蟹中の体育館は立派な建物になりましたし、給食センターは町外からも視察に見えます。南保育所の仮園舎は、本園舎が完成すれば児童館となり、蟹小学区の生徒は近鉄線を横断することもなく、より近くなって便利になります。このほかにも、学校や校舎、橋梁などの耐震工事は必要な事業であり、こういったことで町債が増加するのは当然なことであると思われま。

ここでお尋ねをします。これらの施設に臨財債は使われていますか。

○総務課長 江上文啓君

今、高阪議員からのお尋ねは、蟹江中学校の体育館だとか給食センター、南保育所の仮園舎等々の建設において臨財債が投入されているかというご質問だと思います。

臨財債と申し上げますのは、用途が定められていない起債のため、その使途は自由でございます。考え方といたしましては、扶助費等、起債の認められない建設事業以外の事業の一

般財源に充当されていると考えるのが普通だと思います。よって、議員が例示された建設事業には充当されていないと考えております。

以上です。

○4番 高阪康彦君

臨財債は、こういった建物には使われていないということですね。臨財債は、地方交付税の代替財源と考えられ、発行限度額は国により決められますが、その範囲内なら自治体の裁量で自由に発行でき、その用途も自由です。財源不足を補うためにはいたし方ないかもしれませんが、町債という借金には違いありません。これに間違いはないでしょうか。

○総務課長 江上文啓君

今、高阪議員がおっしゃられましたように、臨財債は私ども地方公共団体の裁量で自由に発行することはできますが、また用途も自由ということですので、ただし、これはもちろん借金ではございます。それは考え方としては間違っていないと思います。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

臨財債というのは、普通、赤字地方債というふうにも言われます。そこで、臨財債の考え方や発行限度額についてお尋ねをします。

まず1番目、1つには、平成19年度は財政力指数が1.03で、交付税はゼロになっています。この年の臨財債の償還金はどのように処理をされていますか。

2つ目、臨財債は3年据え置き20年返済で、利率は1.2%です。利率は20年間固定利率ですか。

3番、臨財債の用途は主に義務費に使われていると思いますが、そうですか。

4番、臨財債発行額は自治体に任されています。発行額の決め方、限度額はどのように決められていますか。お願いをいたします。

○総務課長 江上文啓君

4点ほど質問をいただいたと思います。

まず、1点目でございますが、平成19年の財政力指数が1.03ということで、いわゆる不交付団体でございました。この場合の臨財債の償還金はどのように処理されているかというご質問だと思いますが、これにつきましては、普通交付税が交付されておりませんので、臨財債の元利償還金相当額は、基準財政需要額の計算上は含まれておりますが、交付税としては交付されていないため、一般財源で賄っております。

次に、2番目でございます。臨財債は3年据え置き20年返済で、固定金利かというご質問だと思いますが、臨財債は、議員がおっしゃったように通常3年据え置き20年償還ではございますが、利率につきましては10年間は固定をいたしますが、10年後に見直しをし、さらに10年間利率が決定されるというものでございます。

次に、3番目でございます。臨財債の用途は主に義務費等に使われていると思われませんが、そうですかというご質問だと思いますが、これは先ほどもちょっと申し上げましたが、臨財債というのは、義務的経費のみならず投資的経費以外の経費、例えば繰出金等々にも充当できますので、起債としては非常に使い勝手のよい借り入れだと考えております。

4番目でございます。臨財債の発行額の決め方だとか限度額はどのように決められていますかというご質問でございます。これにつきましては、実は臨時財政対策債の借入限度額につきましては、毎年7月に算定されます普通交付税の算定の中で明らかになります。発行可能額の算出については、人口を基礎として算出する人口基礎方式と、これに加え、財源不足額及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式といいますが、この2つをあわせて算出された合計額が臨時財政対策債の発行可能額となります。

ちなみに、今年度の発行可能額は6億200万円ほどでございますが、今年度といたしましては6億円を予定をしております。ただし、6億円につきましては、発行可能額ではありませんので、今後の歳入状況によっては減額することも考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

今の質問の中で、じゃ義務費というのは人件費とか扶助費とか公債費なんですが、これも臨財債でいえば使えるということですね。

○総務課長 江上文啓君

義務費につきましても、当然、臨財債の充当をすることは可能でございます。

○4番 高阪康彦君

限度額が6億200万で、6億組んだということはほとんど組まれたということですが、これからの予算ですので、決算によっては減額になっていくと、こういうことですが、そういうことだと思います。最後に申し上げますので、大体わかりました。

2点目の最後の質問ですが、町は蟹江高校跡地を取得する方向にかじを切られましたが、そのための財源はどのように考えられておられますかお尋ねします。

○総務課長 江上文啓君

旧蟹江高校跡地の取得のための財源というご質問だと思います。

当該土地につきましては、面積にして5万平方メートル弱であり、所有者である愛知県との売買価格等についてはまだ示されているわけではありませんが、その取得費については相当な額が必要とされるところは承知しております。その財源につきましては、取得後の用途によっては財政調整基金や起債、あるいは土地開発公社による先行取得、または土地開発基金の活用等々が考えられますが、いずれにいたしましても建設事業等義務的経費以外の事業費圧縮を図り、最大限の努力を行い、財源の確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

蟹江高校跡地を取得をするのに、目的……

(発言する声あり)

ああ、そうですね。町債というのは使えるんですか、使えないんですか。

○総務課長 江上文啓君

これは取得する目的によって、起債ができる場合もございますし、できない場合もございます。

以上です。

○4番 高阪康彦君

わかりました。

返済以上に町債を発行すれば、借金はふえていきます。建設債のように、皆が利用している間に返済が終わるものと違い、臨財債は赤字債と言われるように、後世に借金を残すものだと思います。この10年、毎年3億以上、町債がふえています。23年度予算も、返済額は7億2,800万、借り入れは11億8,900万です。予算でいえば、4億6,000万、町債がふえます。一体、何年後に歯どめがかかるのでしょうか。

ここで、じゃ1つ質問します。一体何年後に歯どめがかかるのでしょうか。

○総務課長 江上文啓君

起債残高につきましては、今おっしゃられますように、確かにここ数年、毎年のようにふえてまいっております。今後につきましても、借入額次第ではあるかと思いますが、今後、借入額が大幅に圧縮できれば、平成28年、9年度ぐらいがピークと考えております。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

平成28年から下がっていくということですね。わかりました。

臨財債の一つの利点と考えられますが、国の借金が地方に付けかえられたことで、住民が、町債がふえているという財政の実態を知る機会ができたのは一つの利点かもしれません。

ですから、1問目とリンクしますが、行財政改革などでなるべく無駄の削減をすれば、臨財債を減らすこととなります。臨財債は後年度に交付税で措置されるといっても、交付税そのものが減額されれば、借金だけが残ることとなります。仮に蟹江高校の跡地を取得できたとした場合、その整備には相当額の費用がかかり、町債がふえていくこととなります。町の発展のため、後世のためとなれば仕方がないと考えても、財政上、公債費がふえて、ますます硬直した財政運営となります。財政当局としては、十分考えてみえると思いますが、将来のこともよく考え、臨財債の取り扱いは慎重に対処されるようお願いしまして、2問目の質問を終わります。

次に、3点目に移ります。

3点目は、議会基本条例について町長の考えをお伺いします。

現在、全国の自治体の10%以上が制定をしている議会基本条例は、2006年、平成18年5月、北海道栗山町が全国に先駆けて制定したのが始まりと聞いています。栗山町の議会基本条例は、首長らが条例案を説明し、議員は質問するだけという地方議会のあり方を見直し、活発な議論を促すために、議会には、その持てる権限を十分に駆使して、「自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有している」と規定し、議員間の自由討議や執行部側の反問権なども認めました。

町長に対しては、議会に計画、政策、施策、事業などを提出する場合、その水準を高めるために、「政策などの発生源・検討した他の政策案などの内容・他の自治体の類似する政策との比較検討・実施にかかわる財源措置・将来にわたる政策等のコスト計算」などを具体的に提示することを義務づけました。

全国の各自治体の議会基本条例も、この条例を参考として、それぞれの自治体に合わせた条例が制定されているようであります。

このような状況が生まれた背景には、これまで一般的に首長主導で行われてきた自治体運営の実態の中で、議会の形骸化、機能不全が批判される状況が生まれてきたことが大きくかわっていると思われます。実際に、議会は何をしているのだろう、議員さんは何をしているのだろうとよく聞かれます。議会では、提出された議案に対し、住民の代表として、それぞれの考え方を述べ、議論をしてまとめますが、結果的に議案はほとんどが可決されています。これは、議員や首長は二元代表制のもと、ともに選挙で選ばれます。選ぶのは主権者である住民です。ですから、ともに住民を第一に考えた政策を行うわけでありますので、考え方は違っても、結果として大きな違いはないということになりますが、住民には、議会、議員の姿が見えません。

このようなことから、議会の役割を住民に説明するために、議会基本条例で、議会が議会報告会を開催することを義務づけているところもあります。報告会では、その政策に対し、どのように議論されたのか、どの議員が賛成、反対をしたのかなど明らかにして、住民と議会の距離を少なくする努力をします。また、町民の意見を聴取して、議会運営の改善を図ることも考えられています。そのほか、議会基本条例では、政務調査費、議会事務局の体制整備、議員報酬、議員の模範的規律なども規定しています。

以上、るる申し上げましたが、議会と対峙する首長として、各自治体が議会基本条例を制定していること、最近では津島市がこれを5月に制定し、施行をしています。町長は、この条例をどのようにとらえ、考えてみえるのかお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

るるお答えをさせていただきたいと思います。

議会の基本条例につきましては、平成19年から私も関心を持ち、いろいろな勉強をさせて

いただき、資料も取り寄せさせていただきました。まさに、地方分権の推進によって、地方自治体の権限が拡大したこと、それから地域主権の戦略がマスコミでいろいろ流れたこと等々ございまして、議会の役割も大変多くなったというふうに私も考えております。これに対して、議会改革を積極的に進める議会ができておる、蟹江町もそうでありますけれども、そのような議会改革を継続し、それをまた発展させる、このことを目的として議会の基本条例ができてるように私自身は認識をさせていただいております。

議会の基本条例というのは、今るるお話をさせて、議員おっしゃいましたけれども、一番最初の2006年、北海道の栗山町でこの条例ができたということも周知徹底をしておるわけありますけれども、現在、議会改革が求められる背景等々については、今、議員が述べられました。住民の皆さんから見て、議会、町長さん、議員さん、存在意義はどうなんだろう、一体全体何やっているんだろうという声も相当聞かれるのも事実でありますし、私のメールにいろんな質問がこのごろ頻繁に多くなったのも事実であります。大変役割が見にくくなったんじゃないかという叱咤激励のメールも実は多々あるわけありますけれども、一般にはやはりわからないということが結論ではないのかな。まず、議会の役割、そして首長の役割は、しっかりこれを条例の中に入れていくのが必要ではないのかな、こんなことを私自身は思っております。

また、ご存じのように、この地方議会、国は違います。議員代表制をとっておりますので、多数派のところから中心人物を出し、内閣総理大臣を決めということで、内閣制をとっておりますわけですが、我々の地方議会では、ご存じのように二元代表制をしいております。これは憲法でもしっかりと保障されておるわけですが、議会と首長が同時に並行的に住民の皆様方の安心・安全のため、福利厚生のため、住民サービスをしっかり行い、直接住民に責任を、住民の代表としての議員さんと首長との責任をきちっとこれは明確に示していると、これが私の考え方であります。

それで、町民から選挙で選ばれた議員さんのことに対して、我々も選挙で選ばれておりますので、お互い同じ立場でございます。ただ、議員さんの場合は、先ほど申し上げましたとおりに、議会、二元代表制をとっておりますので、議決権をお持ちでございます。我々は提案権、執行権を持っております。主権は在民、町民、国民でございます。それを無視するということは、決してこれはあってはならないことだと思います。町民の意思を町政に的確に反映をさせるために、ぜひとも条例を制定をしていただきたい。

これは我々が提案をさせていただくというよりも、議員各位でしっかりと精査をしてお決めにいただき、我々といたしましてもいろんな事例をお示しをし、一緒に構築をしていくことが肝心ではないのかな、こんなことを思っております。条例としてしっかり明記することが、町民にもわかりやすい議会、それから町長の考え方、これもきっちりと明記をされるんじゃないかな、こんなことを思っております。

議会、それから行政改革というのは、条例をつくったからじゃ終わるものではないというふうにも考えておりますし、一回つくったら、そのままの条例で終わるということもないというふうに思っております。現実には、栗山町では条例をつくってから、もう4回か5回、実は条例の中身を変更しているという事実もございます。常に修正を加えながら、よりよいものを、この蟹江町に合ったものをこれからもつくっていくのが必要なのかな、こんなことを思っておりますので、本町議員の皆様方各位におかれましては、条例の制定と、それに基づきます議会運営の実現に積極的に取り組んでいただきますことをご要望させていただきたいな、こんなことを思っておるわけであります。

それで、この近々でいきますと津島市さんが、先ほど議員述べられましたように、今、条例を制定をされました。ちょっと調べましたら、都道府県で今、政令指定都市で4つ、市で94、町が51、村が4、合計168の市町村が条例を制定しておりまして、現時点では180の市町村がこの条例を制定しているということを聞いております。

この近辺では、名古屋市を初め、北名古屋市、それから豊田市、岡崎市、それから田原市、それからこの近辺では岩倉市、そして高浜、すぐお隣の津島市が平成23年度の5月1日に施行をされました。その施行条例を見てみますと、やはり地域に密着したいろいろな考え方があるわけでありますけれども、ただ、この前文だけをインターネットで簡単にとれるわけでありますけれども、ご紹介をさせていただき、考え方を皆様方にお知らせをしたいなと思っております。

まず1つ、前文といたしまして、津島市の市議会でありますけれども、「地方分権の時代にあって、市長、議会の二元代表制のもと地方自治の執行について、評価・監視機能及び立法機能を十分発揮することを目的とし、積極的に政策提言等を行い、日本国憲法に定める地方自治の実現を目指すものである。津島市議会とは、役割と責務に基づく合議制の機関であります。市民の意思の反映に努め、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、歴史と伝統ある津島市のまちづくりを推進していくものである」、これが前文でございます。

大体、1条、2条、3条ずっと条例は10章まで前文はございますが、2条で「議会は、次に掲げる原則に」云々とありますが、やはり市長、町長、首長の反問権をしっかりと認め、お互いに語り合うということも必要ではないのかなということも強調して書いてあるのも津島市議会の基本条例でございます。

また、議員各位、もしもあれでしたら資料のほう、うちのほうでそろえて提出させていただきますので、ぜひとも先ほど申し上げましたとおり、条例の制定につきましてお力添えを賜りますことを重ねてお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○4番 高阪康彦君

町長も賛成、条例を制定してほしいというようなことですが、ただ、いろいろ調べますと、いろいろな問題がありまして、いいことなんですけれども、考え方として議会が議会の制定

をすることは何事だと、制定するのは住民じゃないかという考えがありますし、まず自治基本法が先で、それから議会基本条例じゃないかという考えもあります。それから、つい最近、名古屋で聞きましたけれども、議会報告会をするのに政務調査費ですか、政務調査費を使う使わないで何かそんなことがありましたんですけれども、いろいろと問題があります。

きょうは提案みたいな形で、我々も議員の中でいろいろ話をさせていただいて、我々の議会が本当に何をしているんだと、議員さんは何をしているんだと。もう議員さん、あんなに一生懸命議会でやってみえるという、そういう姿をやはり住民に知らせるということが非常に僕は大切なことだと。今このとき大切だと思いますので、町長のほうでも側面からといいますか、応援をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問3番 安藤洋一君の「防災意識の向上のために」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○3番 安藤洋一君

3番 清新クラブ 安藤洋一でございます。

議員を拝命いたしまして、初めて一般質問に立たせていただきます。不慣れではございますが、一生懸命努めますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、防災意識の向上のためにと題しまして質問をいたします。

先般の東日本大震災では、想像を絶する人的被害、経済的被害を被ったわけですが、振り返って、蟹江町はと申しますと、やはり町全体が低地、かつ軟弱な地盤の上に成り立っているとされておりまして、とても他人事として見ているわけにはいきません。彼の地の災害をしっかりとこの目と心に焼きつけ、防災対策を学ばなくてはならないと思います。

さて、私ごとですが、私は今から27年ほど前にこの蟹江町に移り住んでまいりました。昭和59年ごろでしょうか。その越してきた当時、地元の方から時々言われた言葉があります。それは、「こんな川と沼ばっかだったところによろ住んどりゃあすなあ」でした。しかし、よそから来た私にすると、きちんと区画整理され、道路もきれいに舗装された町内に新しい住宅がたくさん建っていて、何を言われているのかさっぱり理解できなかったのです。その後も、何度か同じようなことを数人の方からお聞きしたのですが、特に気にすることもなく、これまで住んでまいりました。

そんな中、ことしの4月に地元で古くから住んでおられる方から、蟹江町の古い地図を拝見させていただく機会がありました。これがその現物なんですけれども、きれいに川などは水色を塗ってくださっています。そして、「このあたりがあんたのところだわなあ」と指さしていただきました。水色の中でした。古い地図といいましても、昭和46年のものでありま

す。これを見ますと、昭和46年当時、私の家のあたりは川と田んぼばかりで、普通の地面が余り見当たりません。引っ越してきた当時言われた言葉がよみがえってきました。そのとおりのことが、この地図上に広がっていたんです。昭和46年といいますと、わずか39年前のことです。その地図を目の当たりにしたとき、よく言えば、自然にあふれているのですが、これはいかんなど、地震や洪水などの天災に弱いなど、改めて認識いたしました。目で見て、初めて理解できました。

さらに、ことしの6月に学戸小学校区で防災学習会が開催されました。このときの資料に添付されている写真に、昭和21年当時と、ほぼ現在の平成19年の蟹江町全体の航空写真がありました。この写真の昭和21年と、これは昭和21年当時のものです。それと、先ほどの昭和46年の地図のそのほかの部分もあわせて比較してみますと、私の見るところ、余り様子が変わっておりません。ところが、今度こちらですが、これが平成19年のものです。これと、その先ほどの昭和46年の写真とを見比べてみますと、もう様子ががらりと変わっています。網の目のようにあった川と田んぼがほとんど姿を消し、そのほとんどが住宅地になっているのがよく理解できました。この短い年月、およそ39年の間に急激に川や田んぼが埋め立てられ、宅地や道路などへと土地の利用が変わっていったのです。これが、軟弱地盤であり、液状化現象を心配される一つの出来事ではないかと思えます。

さて、7月に洪水ハザードマップをお配りいただきまして、カラーできれいに色分けされ、一目でわかりやすくつくられています。しかし、昔の土地の状況を知らない、私を含めたよそから越してきた町民にすると、いま一つ危機感が伝わらないのです。こんなにきれいに整備された町なのになぜなんだろう、海拔マイナス数メートル地帯と言われてもなといった感じですよ。

質問1番、そこで、ただ危険ですよとお知らせするだけよりも、こういった古い地図や写真も広く町民の皆さんにきちんと系統立てて公開し、時代とともに変化する様子を解説していただくことで、なぜ危険なのかを実感を持って、より理解を深めていただけるのではないのでしょうか。何しろ、自分の住んでいる場所がちょっと前は川と田んぼだったことがはっきりわかるんです。

このところ発生しているような大災害から町民を守る施設となると、まだまだ不足しているのが現状ではないかと思われまので、まずは町民一人一人の防災意識の向上が大切なことだと思います。無用に危機感をあおることは慎まなければなりません。今、自分たちが住んでいる土地の過去の実態や歴史を知っておくことは、将来に対する心構えを持つ上でも、実際に災害に遭われたときに際しても、非常に大切なことではないでしょうか。

質問2番、東日本大震災の事例としまして、千葉県浦安市では液状化の影響で、埋設された上下水道配管が浮き上がり、想定外の地盤の動きにより、配管が寸断されたところが多数あります。蟹江町におきましても、現在、下水道配管工事が進められていると思えますが、

この事例以降、工事基準、規格の見直し、工事方法の見直し等が行われていますでしょうか。
以上、2つの質問についてまずお伺いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、1番の地図を利用して解説し、理解を深められるような工夫を図るという質問だと思われる。

地域防災力を高めるための啓発資料として、ハザードマップを広く普及させる必要があり、そのためハザードマップの理解を深めるための防災学習、つまり生涯学習が地域社会において強力に推進されるべきであると思います。ハザードマップを活用して、防災まちづくりなどの災害予防策を推進するためには、職員や町民一人一人がハザードマップから具体的な災害イメージを描けることが重要であります。そうした理解を通じ、具体的なまちづくりや宅地開発などのあり方を検討することが被害軽減にとっては大切なことになると思います。

まずは、生涯の学習である防災学習を充実させ、住民が学習する機会を十分に確保する必要があります。住民による危険度マップづくりなど、さまざまな取り組みが必要になり、このような機会にハザードマップを用いて、地域のハザードマップ情報の理解を深めることが重要であり、そのためにも地理的情報や土地条件のみならず、現在の土地利用状況などに関する多様な地図情報を整備し、こうした地域防災活動の機会に活用できるようにしていきたい。今後、町内会などでお持ちになっている古い地図や写真などを借用して、今後の災害に生かせるように、資料などの活用を検討したいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

質問2について答弁をさせていただきます。

地盤の液状化とは、海岸や河川付近の比較的地盤が緩く、地下水位の高い地域において、砂質地盤が地震時に激しく揺らされることにより、地盤そのものが液体のように流動化する現象です。このことにより、下水道管や水道管などの地下埋設物が浮き上がるなどの現象が発生します。海部地区においても例外ではございません。

そこで、地盤の液状化対策について、下水道事業も迅速にさまざまな取り組みをしているのかという質問であります。

現在、本町の下水道工事の液状化対策は、下水道施設の耐震対策指針と解説2006年度版（耐震指針）、これは平成16年の新潟中越地震の以降の指針でございます——により行われております。本年3月11日に東日本大震災が発生しましたが、国土交通省と日本下水道協会とで学識者等から成る下水道地震・津波対策技術検討委員会から出された平成23年4月15日「下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言」によると、震度7を観測した宮城県栗原市で耐震指針により対策をとった管渠がほとんど被災しなかったことから、管渠の災害復旧については耐震指針を適用することと提言しております。

これは平成20年度の岩手・宮城内陸で被災し補修した管渠の事例で、管渠の埋設深さを十分に検討、開削工法で施工する場合には埋め戻し土を改良資材（土砂の強度を向上）、それから締め固め90%以上を確保、これはしっかり締め固めをなさいと。それから、管は下水道用リブ付硬質塩化ビニール管を使用。このことから、本町においても耐震指針による対策を実施していく考えであります。また、耐震指針の改訂等がされましたら、それに従い対策を行ってまいりますので、今後の動向を注視し、耐震対策を着実に進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

続きまして、実は7月下旬に私の住んでいる町内で、それもすぐ近所で火災が発生しました。私は、そのときの地域住民の皆さん、消防隊及び消防団の皆さんの活動のほとんど一部始終を見届けました。そのときの模様が大変印象的でしたので、その状況を少しお話しします。

私が駆けつけたとき、地域の皆さんで、今まさに消火活動が開始されようとしていました。そして、素早い動きと大きなかけ声による連携プレーのおかげで初期消火が行われ、火勢の広がりが抑えられていくのがはっきりと確認できました。一方、被害に遭われた住人の方も、近所のご婦人方の協力によって、ペットとともに保護、介抱されていました。

しばらくすると、待ちわびた消防車のサイレンの音が聞こえてきました。到着後、機敏な動きで早速消火活動が始まりました。その的確な行動のおかげで、火の勢いは見る見る弱まっていきました。すると次は、火勢は弱まったとはいえ、まだ火の粉がばらばら落ちる中、真っ暗闇の建物の中へ、しかもいつ床が抜け落ちるかもしれない2階へと突入していく隊員の姿がありました。そして、残り火に放水し、見事に鎮火させたのであります。その自分の命も顧みない勇敢な姿に私は感動してしまいました。

そして、深夜の出火から早朝の鎮火後、完全消火が確認されるまで、地元消防団の皆さんによって周辺地域の警備が行われました。これは地元住民にとって非常に大きな安心感を与えられました。やはり自主防災のかなめは地元消防団であると痛感させられました。

消防隊、消防団の皆さんには本当に感謝をしております。出火元の地域を代表しまして、この場をおかりしてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

しかし、現場におられた隊員の方のお話によりますと、これだけ早く消火できて、半焼程度で済んだのは、何よりも地元住民の皆さんによる迅速な初期消火活動のおかげですとおっしゃっておられました。この地元住民による初期消火活動を私なりに考えてみますと、1、火元のすぐ近くに消火栓があった。2、その消火栓があることを地元の方たちが冷静に認識していた。3、そして、それを使いこなして自分たちで火を消そうとする自主防災意識の高い方たちがいた。4、女性たちも、被害に遭われた方やペットの介護に当たるなど、助け合

いの意識の高い人たちが大勢いた。これらの要素が相まって、火災は起こったものの、近隣への類焼、延焼もせず、一人のけが人も出さずに鎮火できたのだと思います。

質問の3番、さて、蟹江町では年1回8月下旬に地域防災訓練が実施されておりますが、もっと多くの町民の皆さんに自主防災、助け合いの意識を高めていただくために、地域自主防災推進月間、これは仮称ですけれども、こういったものの制定を提案いたします。これは従来の1日だけ2時間程度の型どおりの避難訓練で終わるのではなく、期間を設定して、例えば地元の町内会の役員さんたちのリードによる地域の消火栓の位置の確認、ふたのあけ開めの点検、ホース収納箱の点検、実際のホースの脱着、さらに放水まで行えれば理想的だと思います。次に、実際の避難指定場所を訪れ、水、食料、毛布などの備品の点検、トイレなどを確認、収容予定人数まで確認しておきます。そして、最後の仕上げに地域防災訓練を行います。

こういった行事を1カ月の期間の中で、蟹江町じゅうで集中的に行うことで、町民一人一人の自主防災の意識の向上、地域で助け合い精神の向上、消火栓のふぐあい、備品の紛失等の解消で、常に万全の体制が期待できるのではないかと思います。

質問4番、ことしだけでも3月の東日本大震災や7月下旬の新潟、福島の大水害、そして最近では台風12号など、近年の自然災害は異常さを増しており、専門家の想定をはるかに超えております。それに伴って、消防に対する災害救助の期待と責任はますます高まっていると思います。大災害時の消防の救助活動等、想定や対応はどのようなものなのかを、現状をお聞かせください。

以上、3番、4番の質問についてお伺いいたします。

○議長 黒川勝好君

それでは、答弁につきましては、暫時休憩を入れまして、午後から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時54分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 黒川勝好君

それでは、安藤洋一君の質問が終わっております。答弁からお願いをいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

安藤議員の質問ですが、地域自主防災推進月間というご質問だと思います。

蟹江町も推奨しているあいち地震防災の日「11月の第2日曜日（町内防火パレード）は、あいち地震防災の日」として、町民、自主防災組織及び事業者の皆さんの地震防災に関する

理解を深めるとともに、地震防災活動の一層の充実を図っています。

家庭では、家具の固定の状況、食料、飲料水、医薬品などの備蓄物資やブロック塀、防災用具の点検、避難地の位置及び避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを実施し、自主防災組織では、保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法などの確認を行うとともに、地域内における啓発活動などを実施していただくようお願いしていただいております。また、事業所では、事業所における防災組織の整備の状況及び従業員の防災訓練・研修などへの参加の状況確認、事業の用に供する建築物などの耐震性などの点検、保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法などの確認などをお願いしていただいております。

自主防災組織は、近所の人たちと協力し合い、自分たちのまちは自分たちで守ろうという地域の防災活動を効果的に行うための自発的な防災組織で、災害に強い地域をつくり上げていきたいと思っております。

また、ことし8月30日から9月5日は防災週間ございました。災害における被害を最小限にとどめ、生活の安全・安心を守るためには、国民一人一人や企業などがみずから守る自助、地域コミュニティーなどが協力して行う共助、国や地方公共団体による公助の連携が不可欠です。社会全体の防災力を向上させるには、住宅、建築などの耐震化や防災まちづくり、企業防災など、各個人や地域コミュニティーで日ごろから防災対策を進めていくことが重要でございます。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に基づいて、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間を設けております。蟹江町の30町内会すべてに自主防災組織が結成されており、各防災組織の防災計画が策定され、その中の防災訓練計画に基づいて行っていただいておりますが、今後は防災推進月間などを設けて、研究、検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○消防長 鈴木卓夫君

失礼します。

安藤議員4点目のご質問でございますけれども、自然災害時の消防の救助活動等、想定や対応の現状はというご質問にお答えします。

まず、消防機関が任務を円滑に遂行するため、火災、その他の災害に際して迅速、かつ効果的に活動できるよう、消防計画というものを作成しております。その消防計画に基づきまして、想定災害といたしまして、通常災害と非常災害がありまして、非常災害には火災、風水害、地震等による大規模災害及び多数の要救助者が発生する救急救助事案、こういったものに対応するため、消防署、消防団の部隊編成、活動内容等を定めており、その計画に基づきまして活動いたしております。

また、万が一、本町の消防力では対応できない大規模災害が発生した場合には、消防相互

応援協定に基づく応援要請、または緊急消防援助隊の要請により対処することとなります。

しかし、あくまでも「自分の命は自分で守る」じゃないですけども、各種災害には本町の消防力を駆使し、迅速、的確に対応できるよう、そのために今まで以上に消防職団員人馬一体となり、技術等の研さんに励み、万全を期す所存でございます。

以上でございます。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

先ほども申しましたけれども、本当にこの間の7月の私のうちのすぐそばの火事、火災、これは衝撃的なことでありまして、そのときの地域住民の方々の活躍、これも本当に印象深いものでありました。これはたまたま本当にそういうことに関心の高い方たちがたくさんおみえになったからうまくいったんだと本当に思っておりますので、これから先、先ほど岡村安心安全課長からお答えいただいたように、もっともっと充実させたこういう自主防災に対する対応、ご協力、お願いしたいと思えます。

それから、鈴木消防長からもお答えいただきましたけれども、本当に頼もしい、頼りになるお答えをいただきまして、これからも本当に、これもう目の前で、下手すると自分のうちまで類焼、延焼するかもしれないというような経験の中での感想ですので、本当に感謝しております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

質問5番、現在、蟹江町では避難や警報の伝達手段として、同報無線が中心であろうと思えますが、実際には残響音で聞き取りにくかったり、窓を閉め切ってほかごとに気をとられていると全く気づかなかつたりするのが現状です。やはり緊急情報はいろいろな伝達手段を、しかも瞬時性、同時性のあるものを準備しておかなければならないと思えます。

私は以前、アマチュア無線を趣味としておりましたが、その電波媒体はローカル情報の伝達性に非常にすぐれております。実際に、災害情報、交通事故情報の伝達にも非常に高い機動性があります。そして、最近、防災に関心の高い各地で注目されているのが、その特性に近いローカルFM局、いわゆるコミュニティーFM放送局の利用と聞いております。

つい2日前に、あま市議会においても一般質問されていたことがきのうの新聞に大きく載ってまして、私も驚いてしまったんですが、このことについて蟹江町としては何かお考えはありますか。

○安心安全課長 岡村智彦君

ローカルFM、いわゆるコミュニティーFM放送局の利用として何か蟹江町として考えはというご質問と思えます。

現在、蟹江町では、避難や警報の伝達手段として同報無線が中心でございます。また、今年度7月1日から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急放送をスタートして

おります。このシステムは、国の消防庁から緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報などといった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報が人工衛星を介して送信され、町の防災行政無線（同報無線）を自動的に起動して伝達するものでございます。

しかし、8月4日と5日、行政視察のほうへ行ってまいりましたが、その行政視察先である宮城県山元町、亘理町においては、地震と同時に同報無線の使用ができなくなったため、消防本部から同報無線により緊急情報（大津波情報の避難指示）を流してもらったということでした。震災後には、両町において災害臨時FM放送を立ち上げ、被災者への情報提供などに大きな役割を果たしていると言われておりました。

正確な情報は、防災にとって根幹をなすものであるため、防災情報の発信体制については多重化を図っていく必要があると考えております。そのためには、議員の質問にもありますように、常設のコミュニティーFMが運営されていれば、有事の際、即時に住民に必要な情報を確実に伝えることができます。現在、海部地域の市町村で常設コミュニティーFMの設置について協議されておりますが、防災情報の迅速、かつ的確な収集、伝達、提供体制を構築するため、ハード、ソフトの両面から積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

それでは、近い将来必ず起こるであろうと予想されている大災害、特に津波より液状化現象が懸念されている蟹江町ですが、おっしゃる方によりますと、低地を捨てて高台へ移住せよとか、いろんな話も出ているところですが、これらの災害に対する町長のお考えを最後にお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

今、るるご質問をいただきましたコミュニティーFMの件につきましてもそうでありまして、それと同時に、我が海部郡の4市2町1村、今、海部郡というのは2町1村しかございませんので、あと4市を交えまして、必ず県民センターで懇談会を開くように今しております。意思の疎通を図りながら、この海部郡が一体となっていていろいろな行政サービスをやっているという、そういう動きが加速しておる中で、3月11日の大災害が起き、なおかつそれに対する対処の方法等々につきましても、海拔ゼロメートル以下という共通の話題を持っております。排水ポンプが1個でも壊れれば、同じ憂き目に遭います。何もしなくても、地震が来なくても、堤防が破堤しただけで2メートル近くの水がこの地域に押し寄せるわけがあります。そういう中での防災に対する考え方、そして準備は怠ることができないということ認識としてそれぞれの首長さんがお持ちでございます。

特に、今ご指摘をいただきました、いつ来る、今世紀の初頭には必ず来るというふうに確

率的にも言われております東海・東南海・南海地震の発生に伴う数々の被害想定につきましては、それぞれの首長さんもそれぞれの機関で今リサーチを行っておみえになります。特に、今重要とされておる情報伝達の問題について、蟹江町は消防本部を単独で持っております。ただ、指令台は持つてはおりませんが、ほかの消防本部等々も更新の時期を踏まえて、この指令台の更新を一緒にしようということで、現在、弥富市内、旧十四山の庁舎を利用して、2階に消防指令本部を設けることに意見が一致をいたしました。28年度スタートに向けて、今着々と準備をしておりますが、そんな中でのデジタル化の対応も含めて消防指令をまず整備をしよう。

そんな中で、もしも震度、東海・東南海地震が東北地方のあの地震の規模ぐらいになればというシミュレーションも、専門家の皆様方に意見をお聞きしながら想定をさせていただき、これで十分であろうというお墨つきをもらわないまでも、このままでいけるであろうという確信を得た状況で、今、指令本部を立ち上げさせていただきました。

そんな中で、今ちょっと話に触れさせていただきましたコミュニティーFMの件も、同時に話の中に入りまして、たまたまあま市の市長さん、あま市議会でそのことが一般質問として出たということで、新聞紙上にも昨日掲載されたわけであります。これは我々8月4日、5日に互理町、山元町に視察に行った際も、防災無線が地震でだめになり、電源が断たれ、消防署の防災無線でもっていろんな情報を流したんだけど、どうしてもこれでは不足をするということで、FM波を通じて、ラジオなら車に乗っていても聞いているだろうということで、大変情報の伝達に役に立った。

そして、1つではない、二重三重の情報のセキュリティーを持つことが必要であろうという、そういう観点でもって、私も声を大きく、近隣の首長さんには申し上げました。1町でやるよりも、4市2町1村で共同でやったほうが当然ランニングコストも安く済みますし、今現在、蟹江町にはCATVの西尾張有線放送がございます。その拠点を通じまして、まずはできるところからFMのバリア、これは何メガヘルツというのは一応決められておるわけでありまして、総務省から。それを早く認可をとって、最初は小さなエリアで、それから徐々に参入をして、最後には海部郡全域に通じるような、そんなセキュリティーを持っていきたいなということも話をさせていただいております。

今ご質問ございました防災についての考え方、うちの担当が申し上げましたとおり、まずは自分のことは自分でしっかり守るんだという自助の精神、そして向こう三軒両隣、共助の精神、最終的に国、地方自治体、市町村も含めまして、この体制をしっかりと確立しつつ、防災というより減災ということにスタンスを置きながら、これから町民の皆様方と、そして各種団体の皆様方と防災、減災に対する話し合い、それから訓練も通じまして、これからしっかり啓発、啓蒙運動をやってまいりたい、このように考えておりますので、議員各位におかれましてもぜひともご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

だきます。

○3番 安藤洋一君

町長、どうもありがとうございました。

いずれにしても、自然災害に対する備えは一刻の猶予もならないところまで来ているような気がします。町民、行政が一つになって取り組んでいかなければならない問題でありますので、対応をどうぞよろしく願いいたします。

私からの質問は以上であります。どうもありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問4番 佐藤茂君の「蟹江町防災施設、避難所について」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会の佐藤茂と申します。よろしく願いいたします。

私もまた安藤議員さんと同じく、初めての一般質問でございますので、話の内容がわかりにくいかもしれませんが、大きく3点ほど質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、このたび台風12号により各地で大きな被害があり、亡くなられた方々も大勢おみえですが、ご冥福をお祈りいたします。

そしてまた、蟹江町は余り被害もなかったようではあります、これからは台風の季節でありますので、十分な警戒が必要かと思えます。そこで、私は蟹江町の防災施設等について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど話も出ておりましたが、私もまた8月4日、5日に東北の被災地、山元町、そして亘理町に防災建設副委員長ということで、議長さんとともに視察に行かさせていただきました。そして、4日に仙台空港におり立ち、すぐに山元町に向しましたが、まず最初に被災地を目の当たりにし愕然といたしました。瓦れきの山、建物の半壊及び全壊、至るところにありました。大変なありさまでした。被災され、死者・行方不明者2万人強、震災後6カ月ほどたちましたが、亡くなられた方々、避難されている方々に対して、心からの哀悼の意とお見舞い申し上げます。

さて、被災地で見えてきたこと、また聞いてきたことを思いますと、蟹江町は大丈夫なのだろうかと思ひ、質問させていただくことにしました。私なりに蟹江町の防災施設及び避難所等を調べさせていただきました。蟹江町は、防災倉庫が1カ所と、そして水防倉庫が5カ所ありますが、果たしてこれだけの施設で、大きな災害が発生したとき、蟹江町全体が守れるか、大変な疑問に思うわけであります。

もし、先ほどから言われておりますけれども、東海地震、東南海地震、また南海地震の3

連動地震が起き、津波が発生した場合、蟹江町までは、あのテレビで見ましたような津波は来ないだろうと言われておりますけれども、それでも木曾川の堤防が切れ、また日光川、蟹江川の堤防が切れた場合、間違いなく海水は押し寄せてきます。そして、海に変わってしまうことと思います。

ちなみに、蟹江町防災倉庫は、資材として、坑木、麻袋、かます、縄、鉄線、ビニール袋等、また機材としては、たこづち、掛け矢、スコップ、おの、ペンチ、その他いろいろ、これらの資材、機材は堤防等が決壊するおそれがある場合に使用するものばかりかなど。あえて言うならば、船艇が防災倉庫に1隻、水防倉庫に4隻、船外機が7台、ゴムボートが11隻、これぐらいが水害時に使用できるかなど、このように思うわけであります。

私は、消防団員として15年ほど経験してきておりますが、そのときに日光川、蟹江川の堤防が切れそうだということで、会社を1週間ほど休みまして、自衛隊とともに土のう積み等もやらせていただいたこともあります。ですから、これらの機材、資材も絶対に必要かと思えます。ただ、あの被災地を間近に見てまいりますと、どうかなと思うわけであります。町として、これだけで、大きな災害が発生した場合、防災倉庫、水防倉庫の資材、機材で大丈夫か、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

続きまして、水防倉庫なんですけれども、水防倉庫は蟹江町のものではないと聞きましたが、もしものとき、蟹江町が使うことができるのでしょうか。これもお尋ねしたいと思えます。

ずっと続いていきますので、いいですか。

○議長 黒川勝好君

どうぞ。続けるなら、どうぞ続けてください。

○10番 佐藤 茂君

では、次に続いてずっといきますので、よろしく申し上げます。

次に、避難場所、避難訓練について質問させていただきます。

蟹江町洪水ハザードマップを見させていただきますと、避難所が学校、保育所等30カ所程度ありますが、これもとても足りないような気がいたします。会社、マンション、ビル等の持ち主の方々にお願いをし、一時避難させていただくのもよろしいかと思えますが、これもいかがでしょうかということでございます。一般的に、3日間辛抱できれば、自衛隊等が助けに来ると言われておりますが、たとえ1日でも一時避難できればと思えますので、よろしくお願いたします。

また、避難訓練ではありますが、蟹江町は余りされていないような気がいたしますが、さきに言いましたが、視察に行つてまいりましたとき、彼らは絶えず避難訓練をされていたようです。特に亘理町では、津波を考慮し、建物の2階、3階に避難する訓練をされていたようです。

私も視察に行ってみりましたので、少し視察の話をさせていただきますと、本当に大変な状況でありました。宮城県の山元町と亶理町にしか行っておりませんが、町ごと消えたという表現が本当でしょう。基礎の土台はあるのに、建物が無い状況でありました。山元町では、駅もレールも流されてしまっていました。また、亶理町では防風林すべてが倒され、イチゴを生産していたビニールハウスも壊滅状態でした。半年近くもたちますと、かなり片づけられておまして、そしてそこに草も生え、もともと何もなかったような気がするわけですが、ただ、傷跡は残っておりますので、ここに建物があつたとわかるわけでありませぬ。

そして、これだけの被害がありながら、避難訓練のおかげで大勢の方々が助かつたようでございます。学校等も見させていただきましたが、地震が起きてすぐに校舎の屋上、倉庫みたいなところがあるわけですが、そこに生徒をすぐに避難させ、助かつたということでした。私も見させていただきましたが、校舎の高さは10メートルぐらひはあろうかと思いますが、どうも水がその10メートルぎりぎりまで来ていたようでございます。本当に生徒、子供たちが助かつてよかつたと思います。

そして、私たちが52年前に伊勢湾台風というものを経験しております。私は小学校2年生のときでした。夜中にたたき起こされ、屋根裏に逃げろと言われて逃げたわけですが、水がどんでん家の中に入ってきて、大変怖い思いをしたことを覚えております。間違いなく、大きな災害が発生した場合、蟹江町は海に変わるかと思ひます。蟹江町は海拔ゼロメートル以下であります。低いところは2メートルもあります。ですから、私としては避難場所を確保し、避難のためのマニュアルをつくり、避難訓練を行つたらどうでしょうか。

今、問題となっておりますが、津波に送迎バスが流され、園児ら9人が亡くなりました。これは津波に対する避難マニュアルがなかつたそうであります。片や、津波に対する避難訓練をされているところは、ほとんどの児童、また大勢の方々が助かつているわけであります。ですから、最低でも幼稚園、また保育所、そして学校等は大災害を想定した避難訓練は絶対必要かと思ひますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 黒川勝好君

まず、いいですか、そこで切りますか。

○10番 佐藤 茂君

続いて。いや、どっちでもいいですけども。

○議長 黒川勝好君

そこで切りますか。

○10番 佐藤 茂君

いや、ずっと全部。

○議長 黒川勝好君

全部いきますか。

○10番 佐藤 茂君

はい。では、後から一括ということで、よろしくをお願いします。

○議長 黒川勝好君

ああ、そうですか、では。

○10番 佐藤 茂君

それでは、もう一つ、申しわけないですね。

もう一つ、最後に、蟹江町土地有効利用ということで、蟹江高校跡地に避難所、防災倉庫をということで質問させていただきます。

災害が発生した場合、日光川西地区は高い建物がありません。あの伊勢湾台風時には40日も水が引くことはありませんでした。それゆえ、どうしてもあの避難所、また直ちに発動できるような防災施設が必要かと思えます。6月議会のときに、大学誘致のために蟹江高校跡地を買うという記事が新聞に掲載されましたので、蟹江町は蟹江高校跡地を大学誘致のために買うのかなと誤解されている方が多数おみえですが、私としては、とにかく早急に蟹江高校跡地を取得していただき、そこに防災施設、また避難所等をつくっていただきたいと、このように思っておるわけであります。

私もちょっと調べさせていただきましたが、蟹江高校跡地問題は過去にいろいろな経緯がありました。まず、ちょっと話を説明させていただきますと、蟹江高校廃校だという話がまず出まして、その後、蟹江高校卒業生を先頭に、蟹江高校存続の署名活動がありました。それも、そしてむなしく廃校となってしまったわけであります。そして、蟹江高校跡地協議会が発足し、いろいろな案が出され、町もまた県に要望書を出され、そして今現在に至っているようであります。

そして、廃校後に蟹江町は、水郷の里再生計画の中で、廃校跡地を利用した全国都市再生活性化モデル事業に応募し、平成18年11月23日にイベントを開催し、約5,000人もの人たちが集うことができました。そして、ことしですけれども、蟹江高校跡地で夏祭りを催したところ、大変な人出になりました。議会だよりの中で、蟹江町の方針として、町は蟹江高校跡地を取得し、教育施設等の誘致を行い、跡地周辺の地域を西の玄関口としたまちづくりをと書いてありましたが、この地は大勢の人たちが集まる場所なんだと改めて思ったわけであります。当然、西の玄関口となり得るわけであります。

また、地元として蟹江高校開校時には、海部郡で初めての県立高校ということで、地域全体で協力してきました。ですから、これまでの経緯からも、蟹江町なら県に対して時価の2分の1、3分の1の交渉も可能かと思いますが、いかがでしょうか。

そして、早急に蟹江高校跡地を取得していただき、どうぞその中に防災施設、そして避難場所等をつくっていただきたいと思っております。

3月11日の東北大震災以来、我々はどこに避難したらいいのかという声が多数出ております。ある方が屋根の上というふうに言われておりましたが、地震により家が倒壊してしまった場合、本当に避難する場所がありません。蟹江町洪水ハザードマップでは、もし日光川の堤防が決壊した場合、浸水の深さは2メートル以上となっております。先ほどから言われておりますが、ここ30年間の間に東海地震、東南海地震、そして南海地震の3連動地震が来るだろうと言われております。そのためにも、大きな災害に対応できる防災施設、避難所等が絶対必要かと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

以上、大きく3点ほど質問いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、蟹江町防災施設、避難所についてということで、まず1つ目でございますが、東海地震が発生し、堤防が決壊した場合、蟹江町の資機材で大丈夫かというご質問だと思われま

す。小規模の災害ならば、蟹江町所有の資機材などで賄えるが、大規模の災害が発生した場合は、到底、蟹江町の資機材では対応し切れるものではございません。そこで、有事の際に備え、土木協力会の蟹江CEクラブ及びグリーンクラブと災害支援協力に関する協定、また国土交通省中部地方整備局とも協定を結んでございます。必要な資材や技術の確保及びその動員の方法を定め、ともに協力して早期復旧に資することとしております。

さらに対応できない場合は、蟹江町地域防災計画の自衛隊災害派遣計画にのっとり、自衛隊派遣を要請をいたします。

現在の町の応急対策資機材は、今後さらに増強していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目のご質問でございます。

水防倉庫資機材は非常時使用できるかというご質問だと思われま

す。海部地区水防事務組合の水防倉庫の資機材は、水防団の活動のために整備してまいります。水防団とは、本町では消防団が水防団を兼務している団体でございます。水防倉庫は、毎年1回、資機材の点検及び数量などをチェックしております。不足分は随時報告し、計画的に補充をしております。

災害時、水防団が資機材を使用した場合は、海部地区水防事務組合の一員として有効的に使用したものと認め、資材が不足した場合は、他の水防倉庫から補充をいたします。

また、訓練の際に使用するには、水防資機材報告書により借用できますので、有効的に使用できると考えております。

最後に、海部地区水防事務組合の水防倉庫は5カ所あり、当然5カ所の倉庫のかぎは持っておりますし、有事の際に備えたいと考えております。

参考に、水防倉庫は、蟹江新田、旭にございますが、こちらの対象河川というのは日光川

で、場所は中央道の下付近にございます。あと、蟹江本町、こちらの水防倉庫は福田川の対象河川で、本町のコアという家具屋さんの前のあたりにございます。あとは、今地区にございます。こちらは蟹江川が対象河川ということで、今早稲田の藤丸の中の第二公園、こちらのところでございます。あと、西之森、蟹江町の西之森でございますが、日光川が対象河川で、シルバー人材センターの隣にございます。また、蟹江新田、大海用のところでございますが、日光川が対象河川で、新蟹江小学校を西に大海用橋を渡って北側へ下っていったところのあたりに水防倉庫がございます。また、町の防災倉庫につきましては、役場の西側に設置がしてございます。

以上でございます。

また、3点目でございますが、避難場所は大丈夫かというご質問だと思われま。

蟹江町の避難所の設置基準の避難所等収容施設の整備の目安は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、収容施設を整備しております。現在、最大収容人員は7,570人で、おおむね21%確保されております。避難所の配置については、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備して、避難所指定をしております。住民に身近な施設を指定する際は、二次災害のおそれのないこと、建物自体の安全性が確保されていること、主要道路などとの緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなど、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院など医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などは指定はしてございません。やむを得ず災害対策に必要な施設を指定しないなど、やむを得ず指定避難所以外に避難した場合は、新たに避難所として追認、登録できるとなっております。

しかし、東日本大震災における津波被害を踏まえ、現在、県におきましては地震及び津波被害想定の見直しが行われておりますが、地震・津波対策としての目的で一時避難所を想定に考え、避難ビルとして登録する要綱を策定中でございます。本町では、4階以上、耐震基準、電子かぎなしの建物は72棟あり、事業所が約21件、あとはマンションなどがございます。今後、登録に向けて進めさせていただきたいと考えております。

また、各町内会とビルのオーナーとの協定についても推奨していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○消防長 鈴木卓夫君

先生ご質問の中に、避難訓練が少ないのではないかという質問がございましたので、消防法の関係ですので答えさせていただきます。

避難訓練といいますと、現時点といたしましては、防災訓練とは違って、消防法に基づきまして、その防火対象物、例えば不特定多数の人が出入りするとか、そういった施設については年2回以上、それから小学校とか中学校さんについては自主的にほとんど毎学期訓練を

行ってしております。それから、今の避難訓練で地区の避難訓練のお話だと思えますけれども、この件に関しましては、地区の公民館という防火対象物に対しまして、年2回以上、消防法に基づきまして訓練を実施しなさいよという、そういった決まりがございますものから、少ないか多いかわかりませんが、法的には年2回以上実施しておりますので、実施していただいておりますので、私は訓練の回数自体はさほど少なくは感じておらず、法的には満足していると思えます。

以上でございます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、私のほうから保育所での避難訓練ということでお答えしたいと思います。

今回の東日本大震災において発生しました津波に関しては、津波を想定した訓練というのは今現在は行っておりませんが、保育所においては毎年、保育計画・指導計画作成の手引に基づいて、避難訓練年間計画及び避難訓練の年間指導計画、こちらのほうは年齢別の月目標ですが――を作成しまして、避難訓練を行っております。

年間計画の避難訓練は、3カ月ごとに期目標を設定をいたしまして、月別目標、指導上の留意点、あとは地震・火災の想定に合わせて実施するものでございます。また、年齢別の指導計画による避難訓練については、毎月、年齢に合わせた目標を設定をしまして、その目標に向かって訓練を実施をしております。例えば、年齢別でいきますと、3歳児でありますと、例えば7月ですと、保育士の指示に従って行動できるようにするというような目標ですとか、3歳未満児でありますと、恐怖心を持たせないように配慮し、保育士の誘導に従って避難させるというような目標を持って行っております。

あと、毎年9月1日は職域訓練、同月に東海地震注意報が発令されたと仮定しまして、保護者の方に早急に迎えに来てもらう引き渡し訓練も実施をしております。あと、11月には消防署職員の方に来所していただいて、火災避難訓練を実際に行っております。消防署の職員の方にその避難方法の確認を行ってもらっております。ですが、今回の津波に関しては、今後、自然が相手でございますので、そのことも念頭に入れながら、今後、訓練内容も検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

学校の避難訓練についてということで、学校で津波が発生したときの避難訓練はされているかというご質問についてであります。この9月、小・中学校とも地震を想定した避難訓練を行いました。一次避難で運動場に避難を行いました。いつもですと、そこで終わりなんですけれども、その後、津波を想定して、2階以上、2階、3階というところへ避難するというので学校がつけ足しております。

現在、学校では児童・生徒の命を第一に考え、より安全な避難方法、そして避難場所、学

校の中ですけれども、検討しながら、2階、3階ということも考えながら今後も実施していくということですが、一番大事なことは、基本となる「自分の命は自分で守る」ということも、子供が判断をし、行動できるような、そんな子供を育てていきたいなということを学校の校長先生方もおっしゃってみえますので、そのような形で進めていけたらというふうに思っております。

以上です。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

最後の質問で、土地の有効利用で蟹江高校跡地に避難所、それから防災施設をと、そういう質問でございます。

今議会の冒頭で町長が行政報告の中で申し上げておりますけれども、さきの6月議会の全員協議会において、旧蟹江高校跡地について取得していく方針を示させていただいたこと、そして現在、町の内部で跡地の取得計画についてまとめさせていただいており、12月議会においては、その計画案を示して皆様の理解を得ていきたいと、そんなふうに今考えているということを行政報告の中で町長が述べております。

また、行政報告においても、蟹江高校の跡地については、防災の拠点としても考えていくんだということを町長は言っております。先日の台風12号がありました。和歌山県、それから三重県において多くの犠牲者が出ております。海拔ゼロメートル地帯が広がる蟹江町では、一つ間違えば同じ惨劇になるのかなと、そんなことを思いますと、当然大きな被害がやはり出ると考えられます。

そして、もう一つは、いつ起きてもおかしくないという皆さん言ってみえます東海地震、そして東南海と南海という地震も連動して起きる可能性があるということでございますので、相当な広さを持ちます旧蟹江高校の跡地については、防災上なくてはならんものかなと、そんなふうに考えております。当然、防災施設、避難所として利用していくことは当然だろうと、そんなふうに今考えているところでございます。

それから、もう一つ、取得に当たっての質問も若干あったと思います。この取得については、現在は購入段階という格好では入っておりませんので何とも今のところは言えませんが、町も購入に当たっては、できるだけ安価で購入できたらと、そういうふうに思っておりますので、蟹江高校の開校のときから、それからまた廃校に至るまで、いろいろと経緯がございますので、そのことも踏まえていろいろと取り組んでいきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもいろいろありがとうございました。

もう既に、私のちょっと勉強不足といえますか、もういろいろと避難等、みんなそう持つ

たりされているようでございますけれども、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと1つだけ気になりましたんですけれども、先ほどちょっと言われましたように、親元さんに返すというようなことをちらっと言われましたんですけれども、余りそれよろしくないかなという私は思っておるんですけれども、現実には被災地のほうでも災害が起きたときに、とにかく例えば幼稚園等ですけれども、もうすぐに親元に返す、逆に海のほうへ向かっていった、それによって災害に遭ってしまったというようなこともありますので、その場でそのときの現状を把握していただいて、その場で対処したほうが、何でもかんでも親元に返すというのは私としては思っておりますけれども。

それと、あと蟹江高校跡地ということで、本当に私ども日光川西地区でありますけれども、本当に高い建物がないわけでありまして。ですので、もうできれば本当に蟹江高校跡地を早急に買っていただいて、何とか防災施設、避難所等をつくっていただきたいと、このように思っております。

続いて、再質問させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長 黒川勝好君

どうぞ。

○10番 佐藤 茂君

すみません。まず、安心安全課の課長にお聞きいたします。

先ほどから言っておりますけれども、大きな津波が来ると言われておりますが、どれくらいのを一応想定されておみえでしょうか、ちょっと質問いたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

大きな津波が来ると言われておりますが、どれくらいのを想定されているかというご質問だと思います。

この地域は、伊勢湾と三河湾の内湾である。第1波は約80分後、1時間ぐらいの避難に移せる時間があると考えております。そして、約1時間ほど高い津波の状態が続くということも聞いております。津波は、外洋のイメージと内湾の内海のイメージとはちょっと違います。日光川は水門があるので、遡上はしないと予想しているということです。

3連動という1,000年に1回の地震、津波では、ハード面の対策は難しい部分はございます。現在、県ではシミュレーションを行っているが、平成25年度に結果が出る予定でございます。

マグニチュード8.7という、100年から150年に1回の地震では、大きな被害は出るが、国の防災会議は、名古屋港での津波の高さが2から3メートルと試算しておりましたが、名古屋大学大学院工学研究所の川崎浩司准教授の調査では、津波の高さが4メートル以上ということがわかりました。堤防や水門などが正常に機能したとしてシミュレーションした結果、地震発生から80分で第1波が到達、名古屋港や周辺では2.5メートル、地盤が50センチほど

下がる可能性があり、最大浸水深が3メートル、またこの地域では10メートルの津波は絶対にはないということもお聞きしております。満潮時でも4メートルであるということをおっしゃっておりますので、町のほうとしてもそのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。ちょっとえらい大きなあれになりそうですけれども、よろしくお願ひいたします。

続いて、液状化についてお尋ねしたいと思います。先ほど、安藤議員さんのほうからも質問がありましたから、私からもちょっと液状化についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

液状化についてですが、液状化対策ということで、液状化対策の推進として、まず建築物における対策広報の促進。液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きくなるため、県及び町は、個々の地盤に対応した適切な対策広報の実施を促進いたします。

液状化危険度の周知というところで、県及び町は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、町民などや建築物の施工主などに周知を図るものとしたします。

市町村は、国から示されている液状化マップの作成マニュアルなどにに基づき、100メートルメッシュ単位程度のより詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップなどにより、住民などに周知徹底を図るものとするということになってございます。

また、町のほうといたしましても、また県のほうといろいろと協議をしながら、こちらのほうのマップの作成等に関しましては、来年度等にまた検討して進めていきたいという考えでございますので、よろしくお願ひいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願ひします。

これで最後に、町長さんにお尋ねしたいと思いますけれども、先ほど言われましたけれども、行政報告の中で、蟹江高校跡地に関してのことを触れてみえましたが、蟹江町全体の安心・安全のまちづくりにおいて、蟹江高校跡地というところをどのようにお考えか、再度お尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、佐藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

るる安藤議員のときにも、安心・安全、防災の観点からお答えをさせていただきました。今般、行政報告の中で、蟹江高校跡地のことも若干触れさせていただきました。もとより6月議会の全員協議会の中で、議員各位の皆様方に対して上程をさせていただく中身が若干わかりづらく、誤解の念を与えましたことにつきましてはおわびを申し上げたいと思ひますが、

今回のことにつきまして、8月4日、5日の両日、佐藤議員も議員の副委員長という形で私たちの行政視察に同行を賜り、目の当たりに被災地を視察を行っていただきました。本当にありがとうございました。

そんな中で、6月の時点で私が思っている以上に、広い土地が災害復興には必要だということ再認識をさせていただきました。もとよりこの蟹江町全般、平均マイナス1.5メートルの地点であります。仮に、先ほど来から問題になっております津波の問題、そして液状化の問題が起きまして、堤防が破堤した場合、最低でも2メートル近くの水が来る箇所がたくさんあるわけでありまして。当然、高いところに避難をするべく、皆様方に今周知をお願いをしているわけでありまして、議員も先ほどおっしゃいましたように、日光川の西の地域には余り高い建物がございません。これはもう一目瞭然、見ていただければわかります。そんな状況の中で、もしもそういう破堤の状況が起きて水が突いた場合には、防災の拠点として避難所確保のためにも、蟹江高校の跡地をというのを確信したわけでありまして。

ただ、やみくもにこの4万8,000平米、1万6,000坪の広い土地を県に何の目的もなく買うというようなことは、これは到底不可能でございます。そういう意味で、安心・安全の拠点をつくるんだということをもまず大前提にし、そしてまた、いざ災害が起こったときに、例えば仮復旧のための資材をそこに置くこともできます。そしてまた、仮設住宅もいち早くその場所に建てることもできます。また、防災ボランティアの拠点として校舎の一部も使用することもできます。交通の便としても大変いいところでありまして、その拠点としてはうってつけの場所ではないかなということ自身も、私自身は確信したわけでありまして。蟹江高校につきましては、るるこれからきちっと案をまとめまして、また議員各位の皆様方にいろいろご提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、蟹江町全体の安心・安全のためにこれからやることはたくさんあると思ひます。先ほど来、他の議員さんにもお話をさせていただきましたが、防災というより減災にスタンスを置き、自然の災害の前には本当に人間は無力なんだな、もしも災害が来たときに、その災害を大きくするのではなくて、小さな災害に済むように済むように済むように、そのような手当てが必要ではないのかな、そのための施策をしっかりとやるべきである、こんなことを思っております。

先ほど来からご質問をいただきました水防の資機材等々、それから水防事務組合の資材等々も含めて、広域でまず支えるもの、それから町単体で支えるもの、そして国・県にお願いする、当然自衛隊の施設派遣も含めてでありますけれども、そういう体制をしっかりとって、町民の皆様方と絶えずコミュニケーションをとりながら、協働のまちづくりをこれからやっていくのが一番安心・安全のまちづくりの第一歩ではないのかな、こんなことを思っています。

佐藤議員におかれましても、大海用地域の安心・安全のためにお力添えをいただきますこ

とを心よりお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

いろいろとお尋ねいたしましたけれども、とにかく防災、避難所等というのか、早急に、先ほど町長も言われましたが、本当に低い土地でありますので、もうできる限り早急に蟹江高校跡地を取得していただいて、避難所等をつくっていただければありがたいなと思います。

これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

質問5番 山田新太郎君の1問目「津波など緊急時に避難できる施設の指定を急いでください」を許可いたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○2番 山田新太郎君

2番 山田新太郎でございます。

ただいま議長からご指摘がありましたように、津波など緊急時に避難できる施設の指定を急いでくださいの1問目を質問をさせていただきます。

2名の議員の方が、これに関連したことを話されておりますので、細かいことは抜きにして、簡単に質問をしておきます。

まず、東日本大震災の被災地の行政視察に町長は行っておられるんですが、まず1番、被害状況の施設、場所はどこへ行かれたんですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

失礼いたします。

今、議員からのご質問でございますが、津波・地震状況の視察の日時・場所ということのご質問だと思われま。

まず、日時でございますが、8月4日でございますが、こちら木曜日、午前7時に役場のほうを出発いたしました。9時5分に中部国際空港を出発し、10時15分に仙台空港に着、14時に山元町役場へ着きました。山元町の被災地の視察ということで、仮設住宅の建設現場、あと坂元駅、常磐線でございます。あと、町立中浜小学校。その後、15時30分に山元町役場にて齋藤町長、山元町の町長でございますが、そちらから災害時の対応とか被害状況、復興対策などの説明を受けました。16時30分には、災害臨時FM放送局、こちら山元町のほうに設置されておりまして、「りんご・ラジオ」というのがございます。そちらのほうの視察をさせていただきます。17時には山元町役場を出発をして、18時にビジネスホテルのほうへ着きました。

また、翌日8月5日の金曜日でございます。8時半にホテルを出発をいたしまして、9時

半、亶理町役場に到着。亶理町の被災地の視察ということで、荒浜地区の仮設住宅、それから荒浜支所、荒浜地区の「鳥の海公園」という海岸沿いでございます。吉田浜地区、こちら「いちごハウスの栽培場所」、それから吉田浜の集落というところを視察をさせていただきました。それから、13時にボランティア支援本部、これは亶理町の武道館がボランティアの支援本部になっておりますので、そちらのほうを見させていただきました、亶理町役場周辺に仮設住宅等ができておりますので、そちらのほうを幾つか回らせていただきました。また、14時には亶理町役場にて、またこちらの亶理町の町長様も齋藤町長というお名前は同じでございますが、災害時の対応、被害状況、復興対策などの説明を受けました。16時には亶理町役場を出発して、18時45分、仙台空港出発、19時55分に中部国際空港に着で、22時45分に蟹江町の役場に着いたという次第でございます。

また、こちらのほうの地区へ行ったということにつきましては、本町の消防署が支援部隊として支援した町村でございまして、人口規模がほぼ同じであり、支援後の経過と町として何ができるか、必要なかを亶理町と日程の調整をしながら、迷惑のかからない程度に視察の調整に入っておりました。2町を視察したいのと相手先の町長の都合など調整がございまして、できる限り迷惑のかからない程度の視察で行いたかったため、スケジュール的な面もあり、8月4、5日で宮城県の亶理郡山元町と亶理町を2日間の行程で視察を実施しました。

以上でございます。

○2番 山田新太郎君

丁寧なご説明ありがとうございます。

一番聞きたいのは、何の目的で視察をされたか、それを教えてください。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、東北地方のほうの被災地が幾つかございましたが、市町村会、県のほうなど、それぞれ支援のほうの要請等もございましたし、実際に蟹江町が被害に遭った場合のケース、そのようなときには何が今そういう場面のときにはできるのだろうか。先ほども申しましたが、町として何ができるのか、実際の仮設住宅などもどのようになっているのかという実態のものを見させていただきたく、そういうものを参考にしたいということもありますし、また蟹江町がそういう被害になった場合に、いろんなボランティアだとか、いろいろなケースがございまして、そのようなものを参考に、またお話を各市町村の町長にお聞きをしたいということもございまして、まず一番の契機になったのが消防のほうの部隊がそちらのほうに行って、その後どうなったかということで、経過ということも兼ね合いがありましたので、そちらの町村のほうへ視察ということで行った次第でございます。

以上です。

○2番 山田新太郎君

非常に長く説明をされていますが、失礼ですけれども、蟹江町、もし地震があった場合、

どういう被害を想定されているかということだと思わなければならないけれども、だから佐藤議員も安藤議員も言っておられたんですが、蟹江町は地震があって、本当にあってはいけないんですけれども、あった場合ですが、まず一番は水ですよ。水が確実に来ますよね。一番悪い例を言うんですけれども、とりあえず水。

もう一つ考えられるのは、液状化ですね。町長も先ほどから、液状化によって破堤破堤という言葉を使っておられるんですが、液状化によって堤防が壊される確率は高いんです。なぜ山元町だとか行かれたのか、私は全くわからないんですが、本来なら蟹江町はまず液状化を見るべだと思わなければならない、水は当たり前ですが。そういう意味では、私は現在、液状化が起きているのは浦安市、これは干拓地であるから起きているんですね。それから、インターネットで見ればわかりますように、先ほど下水道次長さんが発言されましたように、液状化というのは河川の流域地域で起きているわけですよ。例えば千葉県の香取市、それから吉川栄治先生が私ども蟹江町を「尾張の潮来である」と非常にいい言葉で表現をされているんですが、まさしく蟹江町は、もし本当に町長さんが真剣に地震に対して考えておられたなら、ここへ行くべきだったと思います。それをなぜそっちの山元町へ行かれたかということ非常に疑問に思っております。

次に、訪問日ですけれども、なぜ8月4日、5日なんですか。遅過ぎますよ。例えば、名古屋市長や弥富市長は4月19日に浦安市へ行っておられるんです。これは非常に理屈が合いますね。浦安市は干拓地なんですよ。弥富市は海に面して工業団地、あれ非常に近い近年に埋めて工業団地を誘致されているんですよ。だれが聞いても、弥富市長の行動が納得できるんですよ。しかも、4月19日に行っておられるんですよ。次に、名古屋市長、選挙があったんですよ、名古屋市は。市議会議員選挙があって、その後、詳細は申しませんが、いろんな問題があったんですよ。それに奔走されていたんですよ。にもかかわらず、名古屋市長、5月13日に被災地を訪れられているんですね。

余談ですけれども、私、きょうまでに国会議員に4名ほど会っておられるんですね。災害直後3日に被災地に行かれた国会議員は何を言われたかということ、あんな悲惨なものを見たことないと、言葉では言えんと、頼むから地震のことは聞かないでくださいと言われたんですよ。2カ月以内に入られた国会議員、同じことですよ。三重県の国会議員にも会いましたけれども、後で言いますが、それはちょっと除きますが、もう聞かないでくれと、あんなことがなぜ起きるんだと。それはそうでしょう。死体が埋まっているかもわからない瓦れきの山を越えながら視察してみえるんですよ。国会議員の方、異口同音に言われたことは、これをいかに国政に反映させるべきか、反省、反映をしなアカン、これが私たちの仕事ですということをはっきり言ってみえるんですよ。そうでしょう。

町長には失礼ですけれども、遅くとも5月の初めごろ、別に蟹江町議会、町長さん、何も別に、選挙はあったんですよけれども、無関係とは言いませぬけれども、そう忙しい日程じゃ

なかったと思うんですよ。その時点で、例えば4月中に、山元町でもどこでもいいですわ、死体があるようなところへ行ってみなさいよ。全然異常が違うと思いますよ。瓦れきがあって、道なんか埋まっているわけですよ。私、石巻へ行きましたけれども、瓦れき、津波が引いて燃えているわけですよ、石巻市。ところが、道が全部瓦れきで埋まっているんですよ。消防団の人が言ってみえました、こんな悲しいことはない。目の前で燃えているけれども、何も手が出せないと、そういうことも言っておられるんですよ。

だから、僕が今ここで言いたいのは、日がなぜ8月5日か4日なんですか。町長、それに答えてくださいよ。なぜかという、町長さんは6月議会に行くとか、そんな話は一切しておられません。私、7月13日から7月17日まで、蟹江町の篤志家の方が出していただいたボランティアの募集に応募して行ってきました。そのときも何もそんな視察だとかいう言葉、町長の言葉一言も聞いておりませんが。その後、表彰式があって、表彰されたそうなんですけれども、多分だれかからしりをたたかれたで嫌々行っただけなんでしょう。どんなもんですか、町長。なぜこんな8月4日、5日、遅過ぎますよ。なぜ行かれたか、答えてください。

○町長 横江淳一君

山田議員の質問にお答えをいたします。

3月11日にあの震災があったわけでありましてけれども、その後、数日後に蟹江隊が愛知県隊として5回にわたって消防署員が現地へ行っております。その名前が宮城県の亙理町、山元町であることは議員はご存じだと思います。その状態の中で、絶えずどういう状況かということ把握をさせていただいております。

どうして8月4日、5日なんだ、もっと早く行くべきじゃないか、おっしゃるとおりであります。現地は大変混沌といたしております。物見遊山で来てもらっては困るといういろんな首長さんの意見もございました。いち早く行かれた首長さんのいろんなお話も聞いたわけでありましてけれども、もうしばらくたってから、やはり心が落ちついてから、被災状況もあるので、しっかりと状況だけを把握してから、それから行かれるんだったら行かれたほうがいいよという県の町村会との話もございました。いろんな調整をした中で、8月4日だったら来ていただいても結構ですという現地の報告をいただきましたので、8月4日、5日、消防隊の活躍も含めて視察をまいりました。決して、震災が起きてからすぐ行きたくない、たまたまこの日に調子がよかったからというわけではございません。

それと、もう一つ、4月19日に弥富市長が浦安へ行かれたことは、十分私も承知おきをいたしております。ただ、この浦安のことにつきましても、我々町村会でいち早く行ったらどうだというお話がありましたが、これは浦安市のほうから、やめてください、今来ていただくわけにはまいりません、できれば我々の資料をお送りいたしますので、その資料でもって、もうしばらく落ちついてから来ていただいけませんかということでありましたので、私ども6月28日に、私が今、町村会長をやっております関係上、2町1村で浦安市のほうへ、これも

1泊2日、大変ハードでありましたけれども、きちっと視察をさせていただき、現地の状況を見てまいりました。

蟹江町が置かれている立場、そして堤防の破堤の状況、それから東京湾の三番瀬が消失したこと、それから江戸川の両岸に残っている旧市街地の状況、そして浦安市の立っている状況、それから新市街地の状況、すべてつぶさに6月28日に町村会でもってこれは行ってまいりましたので、そのときも松崎市長さんが声高に言っておみえになったのも、これは物見遊山で来てもらうわけにはまいらない、これも再三再四言われました。それで、弥富の市長とは大学の先輩、後輩の中ということで便宜を図っていただき、6月28日という日にちを決めていただき、我々町村会でお邪魔をさせていただいた、こういうわけでございますので、何とぞ議員、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○2番 山田新太郎君

理解ができないんですけれども、要するに町長は町長たる立場で行こうとされているからそうだと思うんですよ。別に一市民でいいじゃないですか。行ってくるだけだ。説明を一々受けなわからんことかね。僕はそういうことを言いたいんですよ。だから、一番大切なのは、現実を見て、いかに悲惨なことが起きているかを見て、死体もあるかもわからんのですよ。それを見たら、蟹江町をこうさせてはいけないと絶対感じますよ。早ければ早いほど感じますよ。

まことに失礼ですけれども、私、7月13日から17日まで石巻市へボランティアで行かさせていただきましたんですよ。全部片づいておりますが。土台があるだけです。たくさん10メートルぐらいの木片が積んだ山がありますよ。それは確かに非常に悲惨なことがあったなと思いますよ、伊勢湾台風でもう経験していますからね。だけれども、本当に目の前にある瓦れきの山を越えていったのとは全然違うと思うんですよ。だから、町長たる身分を利用してというのは失礼ですけれども、今やらなければならなかったことは、悲惨さをいかに早く知って、その悲惨さを蟹江町に起こさせてはいけない、この決意だと思うんです。

すみませんが、視察をされたんですから、せつかくですから、何かの教訓を得られたんでしょうから、あったら言ってください。

○町長 横江淳一君

行政報告にもさせていただきましたように、蟹江町にあのような状況が本当に起きたらどうなんだろうというシミュレーションも担当と相談をしております。ただ、何度も申し上げますとおり、死体を捜索することがどうのこうの云々言われましたが、これは首長としてまず私の考えるべきものは、まずしっかり現状の把握を首長同士が話をして、私は個人でありながら公人であります。ボランティアで行くことを拒んでいるわけではございません。きちっとした町の代表として、今回は議長さんも議員の代表として一緒に行っていただいております。このことにつきましては、しっかり議員の皆様方にも、この前の行政報告の中で理解

をいただいておりますものと私は思っております。

ただ、1つ、震災直後にすぐ現地へ入って調査をすべきじゃないか。確かに、我々にそういう使命が下ればどこへでも行かさせていただきます。ただ、今、蟹江町の状況の中で、海岸線から十数キロあるこの小さな町が、仮に東海・東南海・南海地震の同時地震が起きたときには、どんなことが起きるんだろうということのシミュレーションをいろんな専門の方と一緒に、これは我々だけではなく、県の防災局、市の防災局も入って当然これシミュレーションをやっていくことであります。国の防災計画も当然見直されるであります。しかしながら、我々の町は我々の町で守るんだという、そういう気構えをしっかりと地域の人たちにいろんなところでお話をさせていただきたいな、こんなことを思っておりますし、当然、議長も、先ほど言いました佐藤副委員長も一緒に防災担当で行っておみえでございますので、今後いろんな形で啓発、啓蒙運動をしていただけるというふうに思っております。

それと、私は思いましたのは、あの海岸線の広さが本当にテレビで見るのとは全く違っていて、すぐ目の前に大海原が広がり、そしてあの松林が一瞬のうちになくなってしまった伊勢湾台風、山田議員も伊勢湾台風を経験してみえると思いますが、あの伊勢湾台風の鍋田堤が破堤した状況と全く類似をしております。ただ、地域の皆様方にやってお話が聞けるようになったのは8月過ぎてからだというふうに町長さんもおっしゃっておみえになりました。やっとな仮設住宅ができて、しっかりお話ができるようになって、それから我々は行ったほうがいいのではないかと決断をさせていただいた。大変、山田議員とは考え方がどうしてもそこで違うかもわかりませんが、我々といたしましては地域の防災のために、安心・安全のために、今後ともジャスト・イン・タイムをしっかりとこれからも考えてまいりたい。

そして、この蟹江町にそのような災害、自然災害を私の手で防ぐわけにはまいりませんが、再三再四申し上げておりますように、被災が来た場合、防災よりも減災、地域の方がその災害をしっかりと受けとめて、いかに災害を小さくするかという、こういう心がけを町だけではなくて皆さんと一緒にこれからやっていく、そういうマニュアルを早急につくる必要があるかと、こういうことを思っております。

以上です。

○2番 山田新太郎君

今の町長の答弁の中に、あたかもボランティアに行けと僕が言ったように言っておられるんですが、僕はそんなこと何も言っていないですよ。ボランティアに行きなさいなんて言っていないですよ。なぜ視察に行かなかったかと言っておるんですよ、早く。

もう一つ聞きますけれども、町長さん、非常に抽象的な言葉を羅列されるんですよ。具体的に言ってくださいよ。この前も安心・安全のまちづくり、視察に行ってきました、安全・安心のまちづくりを目指します。すいませんけれども、これ小学生の社会科見学感想文ですわ。それをもうちょっと肝に銘じてくださいよ。今でも抽象的なことをずっと言っておら

れる。

ここに新聞があるでしょう、名古屋市長の名古屋市の。具体的に進んでおるじゃないですか。もう避難ビル220棟、公共の施設に逃げる、こんなのはわざわざ蟹江町が皆さんに言われなくても、町民の方は当たり前、そういうところしかないからまず行かれますよ。それでも足りない。だから、名古屋市はこうやって民間の協力要請を出しているわけですよ。動いているじゃないですか。

弥富市を見てくださいよ。弥富市は、避難場所の確保で公共の施設は当然ですよ。民間の施設に対して、突然と避難場所の要望と出しては失礼だということで、まず6月28日に3階建て以上の鉄筋コンクリートのビルの持ち主に対して説明文を送っておられるんですよ。調査の依頼をされているんですよ。6月28日ですわ。その後、つい私が連絡したのが8月30日のちょっと前だったもんですから、そのときのお答えでは、8月30日に調査の依頼をした建物の持ち主に役場へ集まっていたいて、避難場所の指定とはどういうものだという説明をすと言われました。その後どうなるんですかと言ったら、9月の中旬から下旬にかけて、具体的にビルの持ち主と避難場所協定について締結すると、ここまで進んでいるんですよ。

あなた、何かきれいなことばかりばあばあ言っているけれども、結局何もやっていないじゃないですか。

○議長 黒川勝好君

まだ答弁は終わっていません。まだ質問ですよ。今、通告書のことを言われたわけでしょう。今から、今質問されておるわけでしょう。まだ答弁されておらんですよ、こちらは。

○2番 山田新太郎君

ああ、そうですか。それでは、まあ……

○議長 黒川勝好君

一方的に言われても。

○2番 山田新太郎君

ちょっと何か間違えたから、それじゃちょっと議長の指導に従いますが。

○議長 黒川勝好君

ですから、きちっとした質問をしてください、まず。

○2番 山田新太郎君

進んでおられるんで、私は当然指定をされるということは聞いておりますので、蟹江町は非常におくれているんですが、ぜひ指定についてあったら説明をお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

失礼します。

緊急避難場所の指定ということで、今、議員がおっしゃられたとおり、弥富市などはもうそのようなお話が進んでいるんですが、実は蟹江町の場合も6月議会では大体数が幾つござ

いますというようなご説明はしました。その後、避難ビルとしまして、4階建て以上のもので、今回、佐藤議員にもちょっとご質問が生まれてお答えをしておりますが、そちらの内容のほうの精査をずっとしてございまして、避難ビルの登録制度ということで、アンケートをまず問い合わせのほうをさせていただきまして、その後、職員が事業所の訪問、蟹江町の避難ビルの申出書提出をしていただき、避難ビルの指定ということでシールのほうを配布させていただくということで進めたいというふうに思っております。

このことにつきましては、幾つかあるうちの施設がマンション等がありますので、そういうものを除いたり、または昭和56年6月以降の耐震性のできる4階建て以上のそういうビルそのものの精査をしているのに時間がかかって大変申しわけないと思っております。こちらのほうに関しましては、各町内のほうで、また4階のものもない、そういう高いものもないということであれば、当然私どもが相談に訪れて、すぐに逃げるということで、3階のものも推奨していきたいというふうに考えておりますが、登録制度の流れということで、囑託員の会長様のほうには、このような流れで行いたいというご相談はもうしてありますので、議員が言われるとおり、至急やりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番 山田新太郎君

ちょっと長過ぎて理解しにくいところがあったんですけども、一つ弥富市を例ととりますと、一番初めに調査の依頼書、今のお話ですと、もうここは済んでいるよということですね。次に、説明会はまず持ち主さんにするんじゃなくて、町内会長さんに今進めているということですね。だから、持ち主に対しての説明会はまだですね。そうしたら、町内会長さんに説明会をされた後、ぜひ早く持ち主さんに対して説明会を開いていただいて、その後協定書を結んでいただくと、これを急いでやっていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

町内会長のほうに、またお話をきちっとさせていただいて、このような方法でいいのかというようなこともそれぞれ協議をしていただき、また持ち主さんのほうにアンケートのほうの資料の配布をして、我々職員がそのビルのほうへ見に行きます。訪問させていただきますので、当然そのような説明もします。その前に行わなくてはいけないだとか、またその町内会長のほうとご相談をしながら、早急に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○2番 山田新太郎君

ありがとうございました。

老婆心ですけども、伊勢湾台風、経験された方がおみえになりますので、具体的な例ですが、旧役場前東側、そこが伊勢湾台風のときに1階の軒下まで水が来ているんですよ。忠霊塔あたり、私の友達も住んでおったんですが、もうほぼ2階まで来ていた。それが伊勢湾

台風のときの現状なんですね。だから、具体的に数字がはっきりしませんが、蟹江町全体1.5メートルから2メートル、その後地盤沈下していると思います。そうすると、ただ堤防が切れただけで、もう2階の軒下ぐらい行くわけですよ。だから、こういう状況に蟹江町があるという事態をしっかりつかんで、蟹江町南半分、多分2階埋まるか埋まらないかぐらいの水害があると思います。

そのときに、逃げる場所を確保する、確保してあると、皆さんがそこへ逃げようという場所を早く蟹江町が指定をして、最低ここへお逃げくださいと。公共の施設は当たり前なんですよ。民間であそこの会社に協力していただいた、ここの会社に協力していただいた、だから逃げてくださいと。公共の施設だけでは、水が入ってきた場合、ご高齢者、逃げることできませんよ。だから、ライオンズマンションの周りの方だって蟹江小学校まで行く間におぼれ死にしていまいますが。だから、ああいうような大きなマンションとお話をしていただいて、ドアをあけていただいて、当然中までは行きませんので、廊下を貸していただくように、本当に急いで避難場所の確保をしていただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長 黒川勝好君

以上で山田新太郎君の1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目「中学の武道必修について」を許可いたします。

○2番 山田新太郎君

2番 山田新太郎でございます。

引き続きまして、中学の武道必修についてご質問を差し上げます。

まず、来年度から日本全国、中学校では武道が必修になります。それで、柔道、剣道、相撲のうちいずれかを選択するようという指導があるようです。その他特別の事情があられるところは、なぎなたなどもあるようなんですが、蟹江町、北中学校、蟹江中学校、もう来年度についてほぼ方針は決まっていると思いますので、何が決まっているか、ぜひ教えてください。

○教育長 石垣武雄君

来年度からの武道ということで、柔道、剣道、相撲のうちいずれかをということですが、蟹江中学校、蟹江北中学校とも柔道を選択します。実は、この武道についてであります。来年度から完全実施ということですが、移行措置ということで、もう既に蟹江中学校では男子が柔道をやっております。それで、北中学校は昨年度から男子、女子とも柔道ということで実施をしておるところであります。

以上です。

○2番 山田新太郎君

ありがとうございます。

先に答えられてしまっているんですが、北中も女子も柔道と。蟹江中学校のほうは、女子は何を選ばれるんですか。同じですか。

○教育長 石垣武雄君

現在は、そこに移行措置ということでありますので、蟹江中学校は女子がダンス、そして男子が柔道ということで、男女別で集まってやっているということが現状です。ですから、来年度の完全実施のときは、蟹江中学校も女子も柔道をやっていくということになるだろうということだと思います。

○2番 山田新太郎君

それでは、続いてお伺いするんですけども、1回の授業で指導される先生の数及び生徒さん、2クラスかもしれませんが、2クラスなら2クラスで合計何人と、1年間で何時間ぐらい教えられるかということをごちょっと教えてください。

○教育長 石垣武雄君

まず、子供の数でありますけれども、これは北中学校も蟹江中学校も同じでありまして、大体1クラス分、ですから35人前後。といいますのは、普通の体育の授業も、例えば4クラスありますとA、B、C、Dと、A・Bで1つ、それでC・Dで1つと。ここで40人、40人います、いっぱいの場合ね。男女別ですので、それで例えばバレーボールを行うときは男子は、今回の場合、武道ですと、武道とダンスをやりますので、だから女子の集まりと男子の集まりですので、柔道がもし男子、蟹中がやっておれば最大で40人、ですから三十五、六人。A・Bの合同、C・Dの合同という形ではありますが、それが人数であります。

それから、今、時間のことも……

(「指導される先生の数」の声あり)

ああ、先に先生を言わなあかんね。ごめんなさい。

蟹江中学校は、体育の授業でそうやって男女別でやっていますので、お一人の先生で指導をしてみえます。

それから、北中学校であります、これも体育の先生ということで、A・Bの合同でやっていますので、お一人と。ただ、柔道につきましては、ほかもそうですね、非常勤の先生が見えますので、学年によってはその先生がサブでつくということ。

(「ああ、2人の場合もある」の声あり)

ええ、もあります。それから、そういう場合が一部でありますけれども、柔道につきましては、これは北中学校のほうであります、柔道のベテランというんですか、外部コーチの方をお願いをして、そしてそれも全部の学年は入れませんが、一部の学年に入っているという状況で昨年度やってみえました。

以上です。

○2番 山田新太郎君

すみません、授業時間をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

すみません。今の年間の授業であります、実は今は年間90時間、体育の授業がございます。そのうちの10時間が北中も蟹中も行っております。ほかにも器械運動とか陸上とかいろいろありますので、そのうちの占めている割合が10時間。今は移行措置でありますので、年間90時間でありませけれども、来年度以降は週3時間になりますから105時間が体育の授業。今10時間ですので、それに、実際はこれからだと思ふんですけれども時間については、あと2時間ぐらいプラスされて、12時間か13時間ぐらいかなということは思っております。そんな状況です。

○2番 山田新太郎君

12時間ないし13時間と申しますと、実は私、名古屋大学柔道部に入ったんですけれども、1日3時間ぐらい3時から6時ごろまで練習するんですか、10時間ないし12時間という、月曜日から土曜日で1週間で終わってしまうというような工程になると思ふんですね。

朝日新聞の7月5日、「中学の武道必修 柔道に「待て」」という記事があるんですけれども、詳細はお配りされているようなんで読んでいただきたいと思ふんですが、ここに出てくる二村雄次さん、現在、愛知県がんセンター総長です。前職は名大病院院長です。当然、医学部教授であられました。この地区の国会議員さん、お医者さんがおみえですが、そのお医者さんは二村さんに胃の手術の指導を受けておられます。

この二村さんの世代、有名な方がたくさんおみえですが、その中の一部、ついこの前までJR東海の社長をされておりました方ですが、今はNHK会長でございます。ちょっと今、急に忘れてしまいましたんですが、NHK会長の方はこの方と同世代です。この前、ノーベル賞をいただかれた益川教授、この方も同じような方ですね。ちなみに、益川教授は蟹江町にゆかりがありまして、蟹江町、JR駅の前で益川さんという方が町会議員をされておりましたけれども、そのおいごさんに当たられます。

この世代は非常に優秀でして、二村先生もここで書いておられるんですが、この新聞には自分が頭を打ったと書いてあるんですね。ところが、私が入学する半年ほど前に悲惨な事故がありまして、柔道の練習中に首の骨を折られまして、その方、言葉はしゃべれるんですが、首から下、全身動きませんでした。私たちが入ったときに、二村さん、当然けがされた当時はキャプテンではないわけですが、自分の練習のときに、首を折られて、全身というのか、首から下動かない方、自分が医学生であったわけですから、その姿が心に物すごく残っていたんだと思います。私もその話を聞いて、柔道は危険だということを再三言われて柔道をやったんですが、二村さん、そのことがあって、今回ここでそのことはわざと伏せて書いておられるんですね。だから、柔道というのは本当に危険であるということをも一つ知っていただきたいんです。

皆さん、多分、名古屋大学柔道部、何言っておるんだと思われるんですが、実は物すごく強かったです。私たちが大学生のころ、柔道は5部ぐらいまでありました。常に1部リーグの3位まで入っております。3位まで入ると、全日本大学柔道選手権に出場できます。私たちのころは毎年、全日本大学選手権に出場をしておられました。この二村さん、非常に頑張り屋で、名古屋大学、寝わざなんですけれども、東大戦で肩を脱臼して、ごきっという音がしたそうなんです。肩が外れた。にもかかわらず、押さえ込んで一本をとられた、こういう逸話の持ち主でございます。

名古屋大学は、当然入ったときに柔道をやってみえる方は、15人ぐらい入ると、やっておられた方がせいぜい2人か3人です。そのかわり、その2人か3人、物すごく強いんです。東海地区には東海高校という柔道で有名な高校があるんですが、そこから来られて国体まで出場されている方がおみえでした。私たちは全く初心者です。何を目指したかという、けがない柔道を目指されているわけですね。大学へ入って初めて柔道をやるということで、だから高専柔道を受け継いでおるんですが、寝わざというものに移行されているんですね。

最終的には、この地区、中京大学とか名城大学、非常に強かったです。そこに対等に戦えるようにするために、寝わざというものをやったわけです。寝わざというのは、投げて両肩がついて一本です。30秒両肩をつけて押さえていて一本です。どちらで勝っても柔道、一本でございます。名古屋大学は押さえ込むほうの寝わざをとったわけです。初心者がけがをするおそれが十分あるから、でも勝ちたいということで、寝わざをとったわけです。私たちが入学時は、畳をこうやって自分の腕だけではいつくばって進むという訓練をまず受けました。畳でこのところがむけて、柔道着が赤く染まりました。そういう中、柔道を練習して、全日本まで皆さんが行くわけです。

そこで、あえて二村さんはこういうことを、皆さん後で読んでいただきたいですけれども、書いておられます。まずは、けがを防止する柔道をしていただきたい。私も北、蟹江中学校の前を通ると、黒帯を召された先生が指導されていることはよく知っておりましたので、そうめっちゃめっちゃ心配しておるわけじゃないんです。ただただ、万が一のことがありますのでということで、老婆心でこの質問をさせていただいております。

この記事のところにもありますけれども、裏表ちゃんと見ていただければ後でわかりますが、まずデータでは、1983年から2009年までの27年間で、柔道をしていて亡くなった生徒さんが110人おられます。その中で、中学校で37人、高校で73人です。大半はクラブ活動中で、けがも多くあったそうです。けがも、軽いものも含め後遺症が残る障害事例者は275件、うち3割は体育の授業中です。ちなみに、10万人に対して柔道での死亡率は2.376人、その次に死亡が多いのがバスケットボールで0.371人です。群を抜いて死んでいるんです。

余りこのことを言って、子供たちを驚かしてはいけません、ただ準備運動、整理運動を先生の言われるようにやられればこういうことはないと思います。だから、二村さんも書いて

ておられるんですが、非常に短い時間に中学校、大外刈りとそれから体落としを必修というふうにされておるんですが、大外刈りも体落としも間違えると頭から落ちるんです。非常に危険なわざなんです。だから、ぜひ、二村さん書いておられるんですけども、1年生の半分ぐらいは寝わざをやってくださいということも書かれておるんですね。

だから、私たち幸いにして、有段者の方が何人かみえて入ると、何回も投げられて受け身の練習を物すごくしました。だけれども、中学生同士でそんなことできませんので、畳の上で転がって、寝わざの受け身の練習ぐらいさせて、何とかやわらかい体をつくっていただいて、ぜひ、けがのないような授業を進めていただきたいと思います。

7月23日の朝日新聞の記事を渡していただいておりますが、ここでも書いてありますように、私立高校で背負い投げをして、打ちどころが悪くてけがをされたと、脊髄を患ったと。1,640万円の支払い命令が7月23日の朝日新聞の記事に載っておるわけです。とりあえず柔道は普通のスポーツとは違いますので、子供たちをおどかせるわけじゃないですが、念を入れて準備運動をしていただくようお願いをしたいと思います。

二村さんも書いておられるんですけども、フランスは日本の3倍もの60万人の柔道人口があるそうです。それで、フランスでは礼に重んじ、「礼に始まり礼に終わる」と柔道、言っておるんですが、そのことを非常に取り上げていて、しつけを重視した細かい指導をなされていると、そういうことを二村さん、書いておられます。

それで、最後になるんですけども、この朝日新聞の8月6日の記事ですが、「教育界全体で安全対策を」ということが書いてあるんですが、ここで「技術習得に偏りがちな教師の研修には工夫が必要だろう。全日本柔道連盟は今年、安全指導の冊子を改訂し、なぜ事故が起きるのか、けがの種類、頭部強打など重大事故時の措置などを詳細に盛り込んだ」と。各都道府県の柔道連盟は、この冊子を使って、専門家による安全指導を行っているというようなことが書いてあられます。今、教育長のお話ですと、OBの方、柔道の経験のある方がやっておられるので、老婆心になってしまうかもしれませんが、ぜひ指導される先生に、この安全指導の冊子を使っての講習会に行ってくださいようにしていただきたいと思います、お願いできますか。

○教育長 石垣武雄君

議員が柔道経験者ということで、いろいろ子供たちの安全についてご心配いただいて、ありがたく思っているところであります。いろいろ資料等もいただいて、見ているわけですが、今までけがとか事故はないから、これからもないということはありませんので、注意をして、それこそ子供たちの安全重視ということで大事だというふうに思います。

少し講習会のお話をする前に、ちょっともう少しだけ現状だけお話しさせていただいてと思うんですが、先ほど今年度は10時間やっております、確かにおっしゃるように、そういう立ちわざですか——というのが一般的に思うんですけども、私も実はこれ質問をいた

だいて、少し見せていただきました。そうしたら、そのカリキュラムの10時間がもうほとんど準備運動と受け身です。これはほとんど基礎的なあれで、受け身もだから前回り受け身とか後ろ受け身とかいうようなこと、それで準備運動、柔軟をやりながら、それで毎回その受け身をやると。

そして、その後に寝わざですね。固めわざというんですか、いろいろあるんですけども、そしてそれがもう中心で、試合はどういうふうですと実は聞いたんです。そうしたら、背中合わせで、そして少しやるから、これは寝わざ同士の何か、本当レスリングみたいだねという話をしたんですけども、それがカリキュラムの中心でした。発展的に、先ほどおっしゃられた大外刈りですか、そういうものの形をやるぐらいで。実は、一斉に今始まっていますので、1年も2年も3年も同じなんです、内容的には。ですので、3年がまだ上へ上がるということはないもので、これから積み重ねがあるだろうと。

ですから、10時間、先ほどおっしゃられたように、議員の場合ですと多分10時間を1週間ぐらいで終わってしまう、その最初の段階でありますので、柔道というのはそういうものだというところを子供たちに教えるということと。やはり文科省がこうやって導入したというのは、礼節とかいろんなこともありますので、これからのことも考えてというふうに理解をしておりますので、ですからそういうふうなふうなカリキュラムが組まれているということを踏まえながら、体育の先生も十分そのあたりは承知してみえるということでもあります。

それから、講習会であります、ちょっと調べてみたら、22年度までに全日本の柔道連盟や愛知県教育委員会などが合同というんですか——で柔道指導者講習会が開催されておりまして、それに昨年度、蟹江北中学校の新しく入られて体育の先生なんです、それに参加しております。

それから、ことしについても愛知県の柔道連盟から推薦を受けた指導者から指導を受ける講習会が予定されておるということで、これにつきましては蟹江中学校の先生がそれに参加されるというような形で、そのあたりも十分学校のほうも留意しながら、もちろん講習会です、そんなに長くはありませんが、そういうあたりのポイント等を教えていただきながら、安全に留意して授業を進めていくというようなところでもありますので、教育委員会としましても、また今、議員がおっしゃるような、そういうような講習会も活用するというようなことも学校のほうに伝えていきたいと思っております。

以上です。

○2番 山田新太郎君

非常に丁寧な対応がもうなされているようなので非常に安心をしたんですが、これを聞いておられる父兄の方も、今の教育長の言葉でちょっと胸をなでおろされている方も多いと思います。くどいですが、道場に入るときには正面に柔道の部旗が掲げられておりました。当然、礼をして入ります。練習するとき、対面して必ずお礼をします、「始めます」。

それで、終わったときにはお互い目を見合って「ありがとうございました」、あいさつをします。すべて終わって道場から出るとき、部旗に向かって礼をして終わるわけです。ぜひ、武道を通じて、別に柔道にも限りません。礼儀作法を教えてくださいますようによろしくお願いを申し上げます、2問目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で山田新太郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

3時10分から再開をいたします。よろしくお願いをいたします。

(午後 2時48分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長 黒川勝好君

質問6番 伊藤俊一君の「JR蟹江駅北側改札口設置とその関連について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へご着席ください。

○6番 伊藤俊一君

6番 新生クラブの伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

新生クラブを発起させまして、最初の一般質問でございます。理事者の皆様、また各会派の議員の皆様にご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。私にとりまして、きょうの質問は少し気持ちが熱くなっている質問となりますので、よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

東日本大震災の復旧、復興がめどの立たないうちに、和歌山県、三重県地域に台風12号の大変な被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々に対し心からのご冥福をお祈りをいたす次第でございます。また、いまだ行方のわからない方々の早期の救出を願ひまして、質問に入らせていただきます。

6月議会に引き続きまして、JR蟹江駅北口改札口及び東郊線の踏切に関連をしたJR蟹江駅北側改札口設置とその関連についてと題しまして質問をさせていただきます。

1問目の質問の前に、確認をさせていただきたいと思うわけでありまして。約束事は信頼関係で成り立っております。大切なことでございます。大分異なった例えであります。最近、耳にしたことで、グラウンドゴルフを月曜日、金曜日と練習されている方が、町より学戸グラウンドを使用料を支払い借用されてグラウンドゴルフをされておると聞いております。芝

とか草の整備は管理者がするのか、使用者がするのか、確認をさせていただきたいと思えます。これは安心安全課長ですか、ちょっとこのことを先にお願ひいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

では、私のほうからご答弁させていただきます。

ちょっと通告にない質問でございますけれども、冒頭に議員から公園の管理についてご質問をいただきました。これにつきましては、議員おっしゃいましたように、グラウンドゴルフの使用につきましては使用料を徴して、生涯学習課のほうで許認可を持っておりますが、メンテナンスですね、維持管理、草刈り等はまちづくり推進課の中の公園緑地担当が担当して行っております。年に4回でございますけれども、草刈りに関しましては年4回、業者のほうに委託をしております、適宜その4回の範囲の中で草刈りをさせていただいている状況でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○6番 伊藤俊一君

年4回やってみると。それもあなたの立場ではそうかもわからんけれども、現場をよく確認をされないと、せっかくお金を払ってグラウンドゴルフをやっても、草の中へ入ってしまって、お互いに苦情が最近多いそうだ。練習日の前には必ずそういったことを確認をして、皆さんが楽しんでグラウンドゴルフができるようにしていただきたいなど。これはやっぱり意識改革の一つとして、私がこれからJRの問題をやる、そういったことに関連が、そういった意識の問題で関連がありますので、申し上げたわけでありまして。そういったことで、行政サービスの向上と信頼の回復、これは大切でありますので、よろしくお願ひをしたいと思いますわけでありまして。

私は、町とJRとの覚書にあります第2条、踏切道の除却について、八島踏切道の除却時期については、今、歩道橋を平成5年度に着手をし、完成後速やかにJR、JRがですよ、除却できると。この早い、もう何年になります、もう20年近くなる前に、こういった約束を蟹江町とJRがしておる。いまだに今須成線の見通しが立っていない。こういったことが行政としてどうなんだということを、先ほどの草の問題も含めて申し上げたわけでありまして。

この問題については、見通しが立っていない。この件について、JRとどのように説明をしているのか。このことは後ほどまた説明を求めるわけでありましてけれども、まず1点目、再度6月議会に続いてお聞きをいたしますけれども、なぜ町長は施政方針演説で理由を説明をせずに、改札口は断念せざるを得ない、そのようなことを言われたのか、お尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

では、伊藤議員にご答弁申し上げたいと思えます。

所信表明の中に、第4章でございますが、「公共機関に係る事業につきまして」という

云々の中で、今後ますます需要が高まるものとされるJR駅北の状況の中で、「JRとのたび重なる協議の結果、北口への改札設置は断念せざるを得ない状況となりました。駅利用者の利便性と土地区画整理事業による整備効果の向上を図るためにも、別の手だてを検討し、改めてJRとの協議を進めてまいります」、後段が実はあるわけでありまして、確かに何の説明もなかったと言われればそうかも知れませんが、実際この話はちょうど町長に就任をさせていただいて、平成17年4月から実は再三再四、東郊線の踏切の拡幅を含めて話をさせていただいております。

公式・非公式含めて3回、一番新しい状況が平成21年6月1日でありまして、この話は実はさかのぼること平成10年4月23日、JR蟹江駅改札口設置等についてJRとの協議を実は事務方で開始をしているのが始まりなんですね。それからずっと来まして、以後現在までに13回ぐらいの話を、私が行ったやつも含めてでありますけれども、やっております。具体的にJRのツインタワーで私が最後にお話をさせていただいたのが平成21年6月1日、これはこのときには産業建設部長、当時副町長でありました河瀬副町長、そして課長の志治課長、それからこれはJRの特定土地区画整理事業の理事長さん、猪俣議員さんも同席でありましたが、私と産業建設部長、担当課長、理事長さん、この4人で実はJRのツインタワー、セントラルズの2323階の会議室へお邪魔をして、最後に話をしたのが6月1日であります。

このときに、私どもの要望事項としては、まず1つ目に、これは自分が記録をしておりますので、JRの駅北側に常設の改札口を設置をしていただけないか、今は朝だけは自動改札口として使ってはいただいておりますけれども、常設の改札口を設置をいただきたい。今あります臨時改札口、これは始発から9時まででありますけれども、限定の臨時の改札口、これを終電まで常時開設をしていただけないか、これが2つ目の要望であります。それで、3つ目に、上下1つ、2つに伴う券売機、自動改札機、この設置もお願いをしたいと。この3点を実はお願いに参りました。

るるお話をされる中で、向こうのJRさんが言われること、これは私はメモをさせていただいたんですが、今現在では全くそんなことは考えておりません。設備費、人件費及び維持管理費等々の経費がかかるので到底認められない。仮に設備費を含むすべての費用を町側が負担をしていただいた、こういう提案をいただいても一切認めない。2つ目に、全国的な問題に波及をすることによって、JRの蟹江駅だけでは済まない。影響が大であるために、新設の改札口は一切認めない。これがJRの回答でありました。

これは理事長さんも聞いておみえになると思いますけれども、我々としては、その話はとりあえず聞きました。ただ、蟹江町の一応責任者として聞いたからには、窓口で担当しながら、所信表明にはこういう形で述べさせていただきましたが、最後帰るときに、だとすれば、これを打破する方法はありませんかと申し上げたところ、駅北にショッピングセンターが来る予定があるじゃないですかと。そのときの関連性も含めて、駐輪場の整備、それからもろ

もろの北口の整備、南口の整備も含めた、橋上駅化も含めた話し合いが今後必要ではないのですかということ提案をされました。がしかし、そのときには具体的な話し合いには実はならなかったのが事実であります。

実は、あそこは1日の乗降客が5,000人前後でありまして、交通バリアフリー法の対象になっておったのも事実であります。このところ法律が変わりまして、3,000人ということの枠に下がりました。ぜひともバリアフリー法をと多分言ってくる状況が近々に来るのではないかなというふうに我々は思っておりますし、我々といたしましてもJR駅北の区画整理事業が完成になるにつれて、当然利便性をよくしなきゃいけない、それから須成地区を含めた七宝、あま市地域からの流入もあります。JRに乗って名古屋へ行かれる方、そしてJR駅の共通路を通して南の地域に見える方、そういうことも含めて、我々は整備の必要があるというふうに考えております。

先ほど来言いました断念をいたしましたというのは、その時点で断念をさせていただきましたが、単に改札口をつくるだけでしたら、これは認められないと。多分、考え方は今でも変わっていないと思いますが、ただ、橋上駅を含めたいろんな政策については考える余地があるというふうに私も理解しております。今、非公式にいろんな話し合いをさせていただいておるのも事実であります。まだまだ表面には出ておりません。

そういう状況の中で、駅北がせっかくでき上がります。そして、あの踏切、先ほど来ちょっと述べられました踏切のことも含めて、同時に解決ができるようなことがあればなとって、私どもとしても惜しむものではありませんので、当然また向こうへ行って調整をしてみたいな、こんなことを思っております。ですから、今、伊藤議員からご質問をいただきました断念せざるを得ないと言ったのは、その当時の語り口でありまして、その後別の方法を考えて、これはほかるのではなくて、別の方法で上下線をつなぐ方法はないかという今選択肢に変わっておりますので、何とぞまたご協力を賜ればと思います。

以上であります。

○6番 伊藤俊一君

断念せざるを得なかったという後に、いろいろと施策は考えておると、考えたいということは、それはそうかもわかりませんが、ああいったときにそういう言葉はちょっと禁句だと。もうすぐ選挙じゃないですか、町長選挙。もう一番大事なJRの北口、これは皆さん、注目していますよ。これ本当に修正をいろいろしないと、私自身も町政報告しながら、いろいろ弁解、町長にかわって弁解するなんていうことはおかしい話だけれども、やはりJRの北は守らなきゃならん。あれだけ開発が進んで、改札ができんならばかなことはないということはだれが考えてもそう思う。だから、改札はだめだけれども、こうするよということをはっきりと言えない限り、弁解にも何もならないというように思うわけであります。本当に選挙は怖いものです。気をつけて、これからそういったことも物を言うようにぜひしていた

だきたいなと思うわけでございます。

ちょっと順序が変わりますけれども、そういった中で、今の横江町長は確かに一生懸命まじめにそのJRのことについても取り組んでおっていただくということはよくわかるわけがありますが、3代前の河瀬町長がこのJRとの約束をした、それ以後、佐藤町長、そして今の現横江町長となってきたわけでありましたが、その間にどれだけの努力をしてこられたのか。今のJRの東郊線の踏切は暫定の踏切ですよ。高架にしますから、暫定的に踏切をつけてください、こう言って蟹江町とJRと約束を交わしたわけでありまして。そうじゃないですか。部長、いや、町長でもどちらでもいいですよ。

○産業建設部長 水野久夫君

平成4年の河瀬町長の時代に、現状の東郊線の平面踏切ができ上がっております。このときには、それまでJRで分断しておりました東郊線が南北につながったということで、これによりまして南北の交通流が確保される、利便が上がるということで、当時としては非常に大きな喜びであったと思われまして。しかし、この利便性の向上と相まって、交通量の増加、それから周辺の土地利用の変化によりまして、3年後の平成7年、踏切の拡幅につきまして要望が出されることとなりました。

佐藤町長の時代になりまして、地元の4,501名の方の要望書が出され、それを持って町のほうもJRのほうに出向いております。内容は、平面踏切の拡幅についてであります。議員が言われますように、この現状の平面踏切の開設に当たりましては、協定書、覚書、確認書という3つの取り交わしがされておりまして、その中で、新しい平面踏切を開くのは計画にある立体交差事業までの暫定的なものでありますよという約束の中で、今の踏切ができ上がったものであります。

ただ、立体交差につきましては、ご存じのように、今まだ未着手の状態になっておりますが、現町長にも何度も、この拡幅についてJRのほうには出向いていただいております。しかし、JRの視点は、確認書に書かれております東郊線踏切の早期立体化、これに及ぶための十数年にわたるJRとの踏切拡幅について協議は現状まだ調っておりません。

立体交差事業に対する町の姿勢はということではありますが、立体交差事業につきましては、用地の確保を初め、いざ本当に事業を開始した際の非常に莫大な事業費も要することでありまして、実現に向けては多くの問題が想定される場所でもあります。JRとの交渉におきましても、町としては、まず現状踏切が非常に狭くて危ないということで、安全の確保を第一に考えて踏切の拡幅ということで要望してまいりましたが、決して立体交差化の実現に向けてなござりな姿勢をJRに対して示してきたものではございません。

1つには、立体交差を見据えた、先ほどの町長の話にもありましたが、駅北地区での用地の確保、それから本町5丁目の交差点からJRまでの区間におきましては現況の測量を行ったり、2年ほど前には弥富・名古屋線との交差点部、これは街路の計画の幅員に合わせた交

差点付近の改良工事を行ってまいりました。これらはいずれも立体交差の実現に向けた事業の一環として進めてきたわけであります。こういったことも含めながら、JRのほうには交渉を続けてまいりました。

しかし、建設事業全体を見たときに、地域からのいろんなご要望もいただいております、喫緊に施工を要する事案も含めて、山積する事業が非常に多くございます。東郊線の立体交差事業に向けましても、ただいま申しましたように、実現に向けて、JRとはそういった内容も含めて交渉を進めてまいりました。これからのJRとの交渉におきましても、現状の踏切の安全確保のための早期拡幅を引き続き要望しながら、取り組んでまいりました立体交差化事業に対する事業の説明も含めて、JRに何とかご理解をいただきながら進めてきたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○6番 伊藤俊一君

水野産業建設部長になられてからは、そのとおりだと思う。今の河瀬副町長の部長のころも、そうであったかな。しかし、これ平成3年に覚書ができておるね。それからのことを僕は今質問しておるの。そんな当時、河瀬さんが町長であって、この覚書を書いて何も、覚書だけ書いて高架にするでよと、もうとにかく暫定で踏切つくってちょ、それでできたで、そのままほかっていて、その後今度、佐藤町長、どうやらの。河瀬さんがどうして、その後佐藤町長がどこまでそれを推進してみえたか。その後、今、横江町長、頑張るとんじやないの。それが聞きたいの。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁申し上げます。

過去の経緯は経緯として、私もしっかりと把握をさせていただいております。今、議員ご指摘をいただきましたこのJR東郊線拡幅につきましては、本当にたくさんの議員、再三再四質問をいただいております。決して言葉だけで流されているわけではございません。

先ほど来の所信表明の中身も、私の性格がまじめ過ぎるのか、ストレートに出してしまっ大変ご迷惑をおかけしましたが、ただ、最後にこの別の手だてを検討しというのはそこんであります、実際JRとの話し合いがこれだけどうなるかわかりませんが、私としては、せっかくあそこに潤沢な都市空間ができます。ショッピングセンターもできます。蟹江町というのは、これから平成26年から潤沢な固定資産税も多分入ってくるでしょう。財政のかなめになるような場所でもありますので、ある意味、東郊線の踏切の拡幅も含めて、JRとはきちっと話し合いをもうさせていただいているところでありますし、近々に、もしもJR側が駅北側の改札口、単独でつくるのがだめだということが現実ということをおっしゃってみえるんだったらば、代替案としての橋上駅、その橋上駅化に向けて双方が歩み寄っていくという方法が一番いいのではないかと。

ただ、これはまだ仮定の話であります、仮に高架になる、今の土地の買収だとかいろん

な話を現実にしておりますけれども、それと並行して、橋上駅の話がもしうまくいくようなことがあればですよ、そちらの方向をまずやって、南北との流通をするということも一つこれも考えるべきではないのかなと。ショッピングセンターとつないで、ショッピングセンターから交通機関へ、交通機関から駐輪場へという一つの一体化を考えたほうがいいのではないかという青図もかくこともできるというふうに思います。

ただ、そうなったときにどれだけの財政出動がかかるのか。午前中に高阪議員からもご質問を賜りました。これ以上の起債を、これ以上の臨財債をどうなんだということもごさいます。ですから、我々としてはきちっとした財政の根拠をつけた上で、JRとしっかり話をしながら、当然地域にお住まいの皆様方と話し合いをしながら、きれいごとではなく、これはもうきちっと進めていくべきことだというふうに今考えておりますので、しばらく時間をといても相当たっておりますけれども、近々にJRとまた話し合いに行く予定には実はしております。

ただ、焦点が、今言ったように、東郊線の踏切にするのか、例えば八島踏切を閉鎖するのか、ちょっとお話をしました蟹江川の左岸堤を封鎖しなきゃ話ができないよとか、いろんな形の方がおみえになります。担当者もごろごろかわります。その当時の担当者の方、もうおみえでございませぬ。ですから、そういう状況の中で、我々はしっかりと地に足をつけてやってまいりたいと思いますので、何とぞまたご意見賜ればと思いますので、頑張っけてやっけていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○6番 伊藤俊一君

待ったなしだと6月議会のときも申し上げましたけれども、この状態でおると、もうあのあたり、想像できませんか、町長。今、具体的にいついつごろまでには結論出しますというぐらゐの気持ちでない、もうあの開発どうなりますか。信号はついたりやせんし、危なくてしようがない、本当に。あれも何とかしてもらわなあかんし、6月議会のときに交通事故はありやせんかと聞いたら、人身事故はありませんと。交通事故はあつたわけだ。どれだけあつた。数が多くて調べられませんと。たわけた担当者、あれはだれだつた、志治君か。きちっと、その後あんた調べたりやせんのか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

確かに、6月議会のときに議員からそのようなご質問をいただきまして、当時の蟹江警察署の交通課と生活安全課のほうに、その辺の照会をいたしました。交通課のほうでは、人身事故に関してという調査でございましたが、その後3件物損があつたということで報告を受けております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

3件あつた。ああ、もっとあつたと思ひけれども、あんた聞いたら、なぜ報告せんのだ。

議会で質問しとるんだから。そういうことが、僕が最初申し上げた芝刈り、草刈りがしていない、ほかりっ放しだということなんだ。そういう意識をきちっと持ってしっかりやってもらわんと、町長一生懸命やっておったって何にもなりませんわ。本当にしっかり頼みますよ。

そして、JRの北の開発についても、1週間に一遍と行ったぐらいではだめだから、2日や3日に一遍ぐらいは巡回せな、いいまちづくりはできんよ。JRがなぜ改札はだめだ、踏切の拡幅はだめだと、どうしてそんなに拒まなあかんのだ。蟹江町が横着だからだ。今まで平成3年や4年に覚書や協定書をつくっておりながら、いまだに何も手つかずじゃないの。大辻踏切だけだ。あんなものはどっちでもええで、すぐやっただけのことじゃないか。その後、なぜ約束に従って一歩ずつ進んでこなかったか、それがJRは言いたいんじゃないの。ほっとくもんだで、今になって慌てて何とかしてちょ言ったって、町長が正式にまだ何回も会っておらんという。会いたないわね、蟹江町、うそつきだもの。そう思われちゃっているんだ。まず、その辺からきちっと姿勢を正して交渉に当たらんことには、この問題は解決しないし、蟹江町のJRの北の開発は不発に終わる。

ヨシヅヤも困っておるがね、今。テナントが入らないありゃせんよ。今、町長がショッピングセンターも来る、それから橋上駅をつくる、それ言っとったって、今の状況ではテナントが入らん、そんな状況になったらどうするんだね。どこの責任だね。これは本当にしっかりと真剣にJRの踏切の拡幅、JRの改札、もしくは橋上駅、それは具体的に早急に出さんことには事が進まん。

水野建設部長に最初の続きの質問であります、大体今申し上げたようなことでありますので、とにかくいろんな施策を講じながら努力をするということでもありますけれども、いつまでたっても同じような状況が続くようなことでは何ともなりませんし、柳瀬の踏切のところ、交差点、あそこの近所にどうもサークルKか何だかそんなところができるような話がありますけれども、だんだんああいうところがなくなっていってしまって空き地が、あそこの交通渋滞をどう避けるか。いい考えは、妙案は浮かばん。だんだんそうなってくる。

私が、もう何年前からだね、このことを言っているのは。地権者と話しましたか。

○産業建設部長 水野久夫君

柳瀬の東郊線と天王線の交差点の件でございますが、実際のところ、地権者の方とはお話はしておりません。ただ、現地での道路の今の空き地との条件で考えるに当たりましては、先回の議会のときにもご答弁しましたように、例えば交差点を南のほうにずらして車の流れをよくする方法をとということで議員のほうからもご提言をいただきましたが、技術的に南のほうに行くと余計に交差点が変則的なものになってしまって、南北の道路からの右折車両は確保できると思いますけれども、東西線の流れを阻害したり、非常に変則的な交差点になって、逆に事故等のおそれもございますので、南のほうへの移設云々という話はちょっと無理ではないのかなというようなご答弁をさせていただきましたが、今、議員が言われますよう

に、周辺の土地利用が変わってまいります。

そうすると、新たに建設をしていこうとする場合に、条件的には余計に厳しくなってまいりますので、計画されております、あそこは20メートルの計画道路がございますので、例えばその部分だけ、交差点周辺だけを早着といいますか、先行でその部分だけをやるというような手法をとれば実施はできると思いますが、ただ、用地の確保、用地買収等を含めて、中には物件移転等も伴ってまいりますので、そういったことも視野に入れながら、できるだけいい方策を考えてまいりたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

いつごろになったらその辺の結論を出されるのか。やっぱりもうどんどんと建物が建って、物件の補償をふやすだけで、今やらないと、もうあの辺の環境はどんどん変わってきます。本当に6月の議会でもそのようなことを申し上げましたけれども、町長も答弁で、いろんな手法を今考えておると、こういうようなこともありましたけれども、町長、何かいい策はありませんか。

○町長 横江淳一君

きょうの質問に対しての明確な答えを今現在持ち合わせておらんのが大変残念であります。平成3年9月の覚書書も十分理解をいたしております。再三再四お答えをいたしまして、私としては、近鉄にエレベーター設置をいたしました。その20年来の地域の皆様方の悲願、南北の共通路を含めた、それに対して都合5回ほど近鉄とお話をさせていただき、今、大変良好な関係を結ばさせていただき、近鉄ハイキング等々も含めた鉄道事業者の理解をいただいております。蟹江町にはJR、近鉄を含めて3つの駅がございます。その一つがバリアフリーがきちっとできたな、こんなことでありまして、今度は近鉄の蟹江駅、そしてもう一つ、その前から懸案になっているJR、これは何とかしなきゃいけないというのは至上命令だというふうに私自身も感じております。

そんな中で、いつもこんな答弁ばかりしていてどうなんだと言われるのももっともであります。私、ちょっと先ほど言いましたように、東郊線の踏切の拡幅については、このような考え方があって、JRへ行くと必ず異口同音に皆さんがおっしゃるのは、あんたたち約束したでしょう、これ仮設踏切ですよ、仮設踏切は基本的には拡幅できないんですよ、仮設ですから。そうすると、そこで僕は詰まっちゃうわけですね。わかりましたと。町としても一応都市計画道路になっておりますので、じゃということで、その当時、議員も記憶があると思いますが、本町5丁目、あそこの拡幅が話ございましたね。あの当時に、たまたまその地権者が私の同級生でありまして、いろんなお話をする中で、あそこも10年ぐらいかかって土地の買収をさせていただいたという経緯があります。

そのときに、その東郊線の高架の話も実は地権者の方とお話をしながら、協力していただけるといいですよ。ただ、この先ずっと実際的な話をすると、数十億円のまず財政出動、

それから駅北がそのころはしっかりまだできておりませんでしたので、じゃもうしばらく様子を見るかということで、決して何もやっていないわけじゃありません。ただ、ここへ来て、先ほど来の所信表明演説の中にも私が述べましたように、北口の改札を断念せざるを得ない。しかしながら、その別の形というのは、橋上駅をつくることによって、ＪＲが、それで高架にできないまでも、橋上駅ならば南北の流通ができるんじゃないかというプレゼンを実はいただきました。

つい最近も、こちらの担当者のほうからＪＲのほうにいろんなオファーを実はしております。今、この議場でどうなるんだということが、先ほども言いましたように、そういう答えを今持ち合わせてはおりません。がしかし、必ずやこの駅の開発については、駅北が26年にはもう供用開始しますし、先ほど来、議員言われたように、せっかく潤沢な都市計画空間ができたのに、人が入ってこない。蟹江町が数十億円投入して、貴重な税金を投入して土地区画整理事業をやったんだと、それに関してやはりきちっとした政策をしなきゃいかんじゃないかということは十分理解をいたしておりますので、今回のＪＲのことにつきましても、再度オファーをいたしまして、ただし、財政出動、事業基盤、規模、これをしっかりお示しをしながら、皆さんに近々にお話をさせていただくことがあるかというふうに今現在ではお話をさせていただきたい。

非常に交通事業者と、それから国交省、それから地方自治体との多分3つで、近鉄の手法と同じような方法でやらなければいけないというふうに我々としては考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければ、大変このフレーズを言うのはつらいわけでありませけれども、一生懸命頑張らさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○6番 伊藤俊一君

いましばらくということでもありますので、年内にははっきりと言っていたかかないと困りますね。いかがですか、町長。

それと、柳瀬のいわゆる天王線と東郊線の交差点の件。

○町長 横江淳一君

ことし中というのは非常にどうか、今この場でお答えができませんが、柳瀬のことにつきましては、再度こちらのほうで検討させていただきます。

あと、東郊線の踏切のことにつきましては、前に議員の皆様方に委員会のご提示をさせていただいたのか、この場でご提示をさせていただいたのかがちょっと定かではございませんが、ＪＲが申し上げておる条件としては、八島踏切、もしくは蟹江川左岸堤の踏切の閉鎖、これが必須条件であります。それを地域の皆様方がいかにご理解がいただけるか、それから尽きるというふうに、これははっきりしたことでございますので、まずそこが問題になるのかなと、これが1つ目のハードルになります。

それから、2つ目は、先ほど言いました橋上駅も含めたショッピングセンター、それから

自転車駐輪場も含めて総合開発、駅北南の駅前広場も含んだ総合計画を一日も早くお示しをし、JRからの提言、うちからの提言で予算措置をしたい。ただし、多分、数十億規模の計画になると思います。先ほど来言いましたように、蟹江町としてそれだけの財政出動がいつの時代にできるのか。

幸いインフラ整備がほぼ終わりました。今回は来年度、再来年度からは当然下水道事業もかかってまいります。起債も相当あるわけでありまして、下水道事業に関しても、先ほど来の震災の影響を受けて手法の見直しもやらなければなりません。やることがもうとにかくいっぱいございますので、優先順位の高いところからと言っておりますと、なかなかかかれません。

ですから、今、議員にご指摘をいただきましたJRのことにつきましては、再度お話をさせていただき、ことし中の返事というのはここではお約束はできませんが、しっかりと努めてまいりたい。柳瀬の交差点のことも含めて、再度検討させていただきたいと思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

八島の踏切、もしくは堤防にあるあの踏切を云々と。これはもう、これも約束事なんだ。どっちか結論を出さないかん。町民の皆さんの理解を、理解を、だれが理解を求めに行くの。こんなことは、担当がとっくに地域におおして議論せないかん。地域が賛成もせんと、反対だと言ったらどうするんだ。全然事は進まん、そうじゃないですか、町長。

○町長 横江淳一君

お話ししてみえることはよくわかります。実際、非公式にいろいろお話をさせていただきましたが、多分、今の状態ではご理解をいただけないというふうに思っております。ならば、町が単独で、いや、もうとめるんだということを本当にこれが可能であるかどうか。タウンミーティングでも、再三再四このお話をさせていただきました。地域の利便性の中で、ここはなくなるけれども、代替はどうなんですか。結論じみた話にはなりません、そんな手法のことについての問いかけは近隣の方にはさせていただきましたが、このことにつきましても遅きに失したかもわかりませんが、このことにつきましてもまた議員各位にもお話をさせていただき、近々にまた皆さんにご協力を賜ることがあるかな、こんなことを思っていますので、またその節はご協力を賜りたいと思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

しかし、この答弁だと前へ進まんね。JRは言うことを聞けせんに決まっとるがね、そんなこと。違う。はっきり言わなあかんだろう。だめだ、できません、改札口も無理だ、橋上駅も無理だ、拡幅も無理だ、はっきり言ったらどう。

○町長 横江淳一君

ちょっと極論じみた話になってしまってもことに申しわけないんですけども、だめという結論を先に持ってきてしまうと行政は進まないんですよ。私も、だめですからといって撤退をしたいことなんてたくさんあるわけです。でも、住民のニーズというのはいろいろあるわけでありまして、特にJRの踏切のことにつきましては皆様方が要望してみえることであります。ですから、手法は別といたしまして、そのことについて再度話し合いをさせていただくということ視野に入れてということは今申し上げたわけでありまして、いや、先ほど言いましたJRの北口のあれも断念せざるを得ないと言ったら、そんなことはと言われる。いや、でも、これが事実だとすれば、もう断念せざるも得ませんので、皆さん失礼させていただきますと……

(「うん、それでいいんだ」の声あり)

いやいや、言いたいんですけども、でも、そのほかに別の手だてでは考えられないんですか、町長さんと言われたときに、いやいや、別の手だてを考えてみましょう。やってみて、八方手を尽くし、それでもなおかつだめでしたら、これはもうだめ出しをしなきゃいけないかもわかりませんが、努力をするというのは、やっぱりこれ行政のトップとして当たり前のことです。

○6番 伊藤俊一君

八方手を尽くして、結果として断念せざるを得ない、そのときに使うんだよ、その断念せざるを得んというのは。だから、そんな後出しの話をやって、それがいつ結論出るかわからんようなことじゃ困るじゃないの。だから、ほかの方策があれば、いついつまでには努力して結論出しますよと。あれもいかん、これもいかん、実際はJRが怒るとるのは、八島の踏切を閉鎖せん、いつまでたっても。しかし、今須成線がああ歩道橋完成したらなくしますよと、JRがなくする言っておるんだ、それを。蟹江町がなくするんじゃないんだよ。JRがなくしちゃうと言っておるんだ。あれにちゃんと書いてあるんだ。その今須成線がいまだに進んどりゃせん。怒るに決まるとるがね。それであって、JRの北の開発をどんどん進めて、めどが立たんままにあのまま進めるの。どうですか。

○町長 横江淳一君

今、お話しできることは、今が精いっぱいあります。その八島踏切を、当然ここに平成3年9月5日の覚書に書いてあるのも十分承知おきしております。これはもう一番最初にJRとの折衝の中で、もう一番最初に言われたことでありますので、私といたしましても地域の皆様方にお話をする前に、東郊線の拡幅、そして跨線橋の問題も、オーバーの問題ですね。この問題についても予算措置をするべきではないのかということでお話をさせていただいておりますが、いかんせん買収価格の問題、それから財政状況等々を踏まえた中で、今でもこれでも本町5丁目からは少しずつ、実はもう今やってきておるわけでありまして、実際一部はお話をしているところもございます。

ただ、本当に莫大なお金がかかるのも事実であります。すぐ横の線もそうでありまして、アンダーであったりオーバーであったり、二転三転をしたのも議員も承知おきいただいております。そんな中で、今最大限できることをということで、私が先ほど言いましたように、JRの橋上駅の提案がもしも向こうからしていただけるということでしたら、とりあえずまず南北の流通をそこでして、それから東郊線の踏切も当然その交渉の場所にテーブルに着ける。そうはいうものの、今一生懸命やっているんだけれども、財政状況等々を考えたときに、蟹江町としては非常に難しい状況にあります。

ただし、今までほうっておいたじゃないかと、おっしゃるとおり、何も弁解する余地はございません。でも、今現在そこまで来た状況で、私としてはそれを言いざるを得ません。ですから、JRの改札口ができなければ、蟹江町の町民にとって一番利便性のあることは何かといえば、私は橋上駅をつくって南北の流通をすれば、北の改札口にかわる利便性がとれるのではないかと、こんな提案が仮に向こうからいただけるならば、当然これは先ほど言いましたように、国交省、それから鉄道事業者、地方自治体、これが話し合いのテーブルに着くことになるというふうに考えております。

八島踏切の廃止につきましても、関係者にはお話をさせていただいておりますが、一度これきちっとテーブルに着けさせていただき、また先ほど来再三再四答弁申し上げておりますが、地域の皆さんにもしっかりお話をさせていただき、通学路にも実はなっております。大変危険ではあります。そういうことを踏まえて、早急にこの話もさせていただくべく努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○6番 伊藤俊一君

結論を一つずつ出していかないと、これ解決にもなりません。そして、今、町長おっしゃったけれども、向こうから話を待っておっては言ってきません。こちらから言ってください。そんなようなことで、ぜひ頑張って、早くJRの北が本当ににぎわいの場になりますことを切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 黒川勝好君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問7番 菊地久君の1問目「総理大臣表彰 蟹江町民の誇り 活動内容、受賞の経緯と対応について問う」を許可いたします。

菊地久君、質問席へお着きください。

○9番 菊地 久君

21フォーラム 菊地でございます。

通告書により一般質問をただいまからさせていただきたいと思っております。

質問内容でございますが、総理大臣表彰、蟹江町の誇り、その活動内容と受賞の経緯と対

応についてお尋ねを申し上げたいと思います。

まず、このような賞をいただいたことを知ったのは、非常に残念でならないわけでありませうけれども、6月22日に首相官邸で表彰式に町長が出席をされて賞状をもらわれたようであります。その内容を私たちが知ったのは7月9日であります。6月22日に賞状をいただいて、私たちが知ったのが7月9日。

知った方法は、中日新聞の朝刊で知ったわけであります。蟹江町に総理大臣表彰、緑化推進運動の功労、町民の活動評価、そして本年度の緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰に蟹江町が選ばれた。自然との共生に向けた町民グループの活動が評価をされた。学戸ホテルの会は、水路の水を浄化をして虫を育てている。蟹江川をきれいにする会は、川の清掃や水質調査を続けている。富吉コミュニティ推進協議会は、花のプランターを各家庭に配るなど、緑と触れ合う機会を設けている。本年度は計13の個人、団体が表彰され、県内では蟹江町だけが選ばれた。6月22日に首相官邸で表彰式があり、横江淳一町長らが出席をした。この新聞記事によって知ったわけであります。

そこで、お尋ねを申し上げていきたいわけでありませうけれども、この中身、緑化推進運動の功労、町民の活動評価と言われておりますが、この受賞に至る経緯と表彰式の案内状というのはいつ町に来られたのか。一応ここまでに至る経過と案内状はいつ来たのか、これについてまず質問をいたします。

○政策推進課長 山本章人君

恐れ入ります。

それでは、その受賞に至る経緯と表彰式の案内状はいつ来たのかというご質問でございますが、まず、昔に少しさかのぼります。平成21年10月27日付で、愛知県の地域振興部地域振興課より、自治大臣表彰を受賞した団体、これがうちの蟹江町でございますが、平成6年に自治大臣賞を受賞しております——について、現在の緑化推進運動の活動状況と、それから表彰受賞後に新たに取り組んでいる事業について、当時の企画情報課に対して照会がございました。その後、その回答を平成21年11月5日に活動状況調書として県のほうへ提出いたしております。

その後、平成23年3月7日付で、国の総務省地域力創造グループ地域政策課より内示があり、4月22日の授賞式の予定ということで表彰の通知がございました。ただし、なお書きで「受賞者名、式典の場所等についての情報については事前に外部に漏れることがないように十分ご注意願います」との一文が添えられておりました。しかし、その4日後になります3月11日に東日本大震災のため、愛知県の地域振興部地域振興課より、東日本大震災の関係で延期となった旨の連絡がありました。

そして、その約2カ月後でございますが、平成23年5月27日付で、今度は国の緑化推進連絡会議事務局より、授賞式及び天皇皇后両陛下への拝謁の日程を6月22日とする旨の通知が

ございました。こちらのほうにもまた、「授賞式及び天皇皇后両陛下への拝謁について事前に外部に漏れることがないように十分ご注意願います」との一文が添えられておりました。

以上がこの経過でございます。

○9番 菊地 久君

そこで、蟹江町あてにこういう中身によって表彰をしますという文書を書いたのが、町のほうで7月12日付に書類をつけて、そして表彰内容がついた文書を議会の議員にあてに送ってこられました。お尋ねするんですけれども、この表彰をいただいたということは、その中身から見ても、町長が一生懸命やったから、それでいただいた表彰なのか。先ほどの中日新聞にも書いてありますように、各町民の皆さん方が、例えば蟹江川をきれいにする会ができて25年だとか、富吉は富吉でプランターの協議会で一生懸命花いっぱい運動をおやりになったとか、ホテルの会はホテルの会でおやりになった。それは一人一人の町民の皆さん方がボランティアで一生懸命運動して活動をして、今日こういう形で賞をいただいたのではないかと私は思うわけでございますけれども、そのことについて、どうしていただいたか、中身は何かということ、例えば先ほどのお話だと5月27日ですか、案内が来たのは。

では、いただいたときに、そういう案内が来たときに、各担当者、各部長や課長というのは、皆さん方はこれをいただいたときに、部長会議だとか課長会議のときに報告というのはされたのかどうか。聞いたかどうか、皆さんね。そのことについていかがなんでしょうか。中身について、こういう形でもらえましたよと、だから部課長の皆さん、こういうふうですよ。それから、その後、各関係の一生懸命やってくださった団体の皆さん方に対して、こういう形でいただきますよ、そういう連絡だとか、そういうものをされたのかどうか。そのことについてお願いをいたします。

○政策推進課長 山本章人君

その受賞の内部の連絡は、もちろん町長のほうまでしております。それから、関係団体のほうへの報告ではございますが、先ほど申しましたように、「授賞式及び天皇皇后両陛下への拝謁について事前に外部に漏れることがないように十分ご注意願います」との一文が添えられていた関係上、報告を差し控え、授賞式の後の報告をする形となってしまいました。この一文は、察するところ要人警備上の関係と、今回のこの受賞は私どもにとっては大変栄誉なことではございますが、大震災の被災地の方々の心情等を配慮いたしての一文だと思われま

以上でございます。

○9番 菊地 久君

まず第1に、今、淡々とあなたおっしゃったんですが、この賞というのはどのようにお考えなんですか。天皇陛下がお見えになるから、いろんな面で気をつけてくださいということだけに集中をしちゃって、そこへ行くことしか頭にないんでしょう。なぜなの。こんないただいたことに対してどういう評価でおられるのか。余分なものをもらったと思っておるの。

どうしてもらえたと思っておるの。そのことについて、一体庁内ではどんな話をしたの。それをまず言ってくださいよ。どうだったの、これは。もう一遍、それじゃわからんわ、今の。

○政策推進課長 山本章人君

今回の表彰では、個人1人と12の団体が受賞しております。活動の内容は、主に森づくりとか学校林整備とかでいろいろございますが、当町の場合、自治体では唯一蟹江町が受賞いたしました。自然との共生、輝きと潤いのある町を町民と一体となって目指し、水郷の里再生計画に係るハード事業として佐屋川創郷公園の整備、それから日光川ウォーターパークの整備、日光川サンサンブリッジ等の整備、蟹江川水辺スポット等の整備など、それからさらに重要なのが、また長年にわたる蟹江町すべての町民の皆さんと一緒にあった取り組み、例えば先ほど議員が申し上げられました富吉コミュニティ推進協議会の活動や蟹江川をきれいにする会の活動、それから学戸ホテルの会の活動など、まだ表には出ておりませんが、いろいろな団体及び個人の取り組みが評価されたと思っております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

まず、この賞の重み、内閣総理大臣表彰というのは、そういう軽いものなのかどうなのか。例えば、町でも表彰状をお渡ししますよね、蟹江町としてね。功労、功績のあった人だとか、また感謝状だってお渡しする。そのときに、お渡しする側の例えば蟹江町を代表して町長がお渡しするとき、軽い気持ちでそれじゃお渡ししておるの。やっぱり感謝の気持ちを込めて、ご苦労さん、ありがとうという気持ちで私は賞というのはお配りしておるし、もらった側も一生懸命やって、こんな立派な賞をいただいてありがとう、これからも一生懸命頑張ろうな、励みになる、それが表彰だというふうに思うわけですが、今のお話を聞くと、淡々として、こうあったと。では、関係の蟹江川をきれいにする会だとか、そういうプランターだというのは、担当はどこの課だね。だれだね、課は。課はだれ、あんた。おる。

では、関係の人で知っておったのは、知ったのはだれなの、あんただけか。どこまで、5月27日に案内が来たときに、22日に行くよと、6月の。そのことを、賞をもらえるということをいち早く聞いて知ったと。その後の報告というのは、どの時点まで、どの人たちに報告をまずされたんですか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

おっしゃられるように、5月27日のときに私は知ったわけですがけれども、その時点で、先ほど課長が言いましたように、町長のほうまで決裁としては報告しておりますけれども、ただ、内容といいますか、実際、表彰状自体にはそれこそ各団体の名前が入っているわけではありませんので、なかったものですから、各、私どもで、今、議員が言われるように、関係する課長、所属のほうには、このものについては実際には伝えておりませんでした。

ただ、私どもが今思うには、決してその団体を無視してとか、そんなようなことはもう決

してあるわけではなくて、ただ、今回の表彰は町民の皆さんの活動をそれぞれのものが評価されているというそういうことでは、そういうことも当然あるんですけども、今回につきましては蟹江町が過去もう本当に数十年にわたって取り組んできた水郷の里再生のまちづくりですとか、市街化緑化の推進事業が評価されているんだと、そういうことで実は認識しております、だからといって、さっきの町民の活動、皆さん方の活動があったから、だからこそということは当然入っていますよ。入っていますけれども、町がということであったものですから、実はそこまで私どもとしては考えに至らなかったということでございます。

今にして思えば、先ほど課長が言いましたように、向こうから来ている文書の中で受賞者の名前ですとか式典の場所等、そういう情報については関係者のほうには知らせてくれるなという、関係者だけということ、蟹江町だけということになりますので、そういうことで極秘の状態をお願いしたいんだという、そういうことがありましたものですから、それに従ってということでもありましたけれども、ただ、実際の受賞日ですとか、受賞日というか、受賞しましたよということ、こういうことで結果的には皆さん方にお知らせすればよかったのかなということは私ども十分反省しております。そういうことで、町としては思っておりますので、ご理解していただければと、そんなふうに思っています。

○9番 菊地 久君

あんた、そんな認識か。蟹江町、いいですか、水郷の里再生計画、これからもきらっと光る小さな蟹江町とか、みんなしてやろうね、第4次総合計画、書いてあるだろう。蟹江町の代表は、行くのは町長、来てくださいと、行ったと思うよ。その賞をいただける推薦基準があって、その基準の中に蟹江町の水郷の里を再生するために花いっぱい運動をやったり、近鉄の駅前に花時計をやったり、それから富吉のプランターの活動をやったり、蟹江川をきれいにする会をつくって、これはそれぞれの蟹江の町民一人一人が自分たちの住んでおる町を少しでもよくしようと、そういう気持ちで一丸となってやった、その成果として、結果として内閣総理大臣賞が受賞されたということ。

それを蟹江町がもらうもので、蟹江町に来たんだから、皆さんに知らせる必要ない。担当課長にも言う必要がない。そして、ましてや、ええか、あんた6月は町議会をやったよ、議会を。議会をやっとる最中に議会にすら報告しようとしな。なぜなんだ。どうしてなんだ。その感覚はわからん、全然。いやしくも、蟹江町というこのわずかな3万6,500人の小さな町が内閣総理大臣賞をいただいたということについて、一つの誇りなんですよ。その誇りを持って、多くの皆さん方、ご苦勞をありがとう。そうしたら、何、蟹江町は内閣総理大臣賞をもらえた蟹江かと、すばらしい町だなといって、近隣のまちからも評価をいただく。そして、町の町民の皆さん方からも、おお、頑張ったな、もっと頑張ろうねと、それが賞なんですよ。

それが言っちゃ失礼ですけども、そんな認識や感覚でやっとなのか、行政を。それで、

一人一人皆さんに町の発展のために協働社会だと。これからみんなして手をつないで、この町を立派な町にしようねと言っとるさなかに、みんなが汗を流して働いて頑張ってきたというそのことについて、実感として本当にわからないの。どうなんだ、みんな。全然わからんのか、そういうことが。ただのビラもらえたと思っとるの。もらえるまでには、それだけのことがあったということじゃないの。そんな感覚でみんな行政やっとなのか。ありがとうございます。思わない、全然。

みんなも知らなんだでしょう。新聞見て知ったんじゃないの、部長や課長は。町長はどうしとったの、あんたは。どんな意識でおったの。私はこれからあんたに質問するけれども、ええ。こんな大事なことを、この受賞に対する町長のまずは政治姿勢ですよ。それと、基本的な考え方。まずいいか、受賞に当たって、それじゃ町長の正直な気持ちを聞かせてください。この受賞について、町長はなぜこういう賞をいただけたのかな。それは町長、あんた一人が頑張ったから私がもらえた、こういうつもりでおられるのかどうなのか。あなたの考え方をまず聞きたいですよ。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

決してそのような考えを持っているわけではございません。実際、この話をいただいたときに、なぜ蟹江町かという当然素朴な疑問が出ました。そのときに、どこを通じて、どういう経緯で、蟹江町がこういう総理大臣賞という名誉なものがいただけるんですかというリサーチをさせていただきました。

そのときに送ってきた文章が、先ほどちょっと担当が言いました、過去20、30年にわたって、この蟹江町という水郷のまちに緑を復活させるために、いろんな皆様方のお力添えがあって今現在が生きている。それで、今現在はもうやまってしまった活動もあるんだけど、今現在は協働まちづくりモデル事業の一環として、ホテル再生の会だとか、それからすべての町内会長さん、それから婦人会、子供会さん、いろんな団体さんがたくさん出て、蟹江町をきれいにしようじゃないかという蟹江川をきれいにする会、本当に誠実な活動をしていただいております。私もごあいさつをさせていただく中で、それは肝に銘じておるわけでありますので、決して私一人が、この横江淳一がもらったなんていうことは思ってもおりません。

ただ、本当に申しわけなかったと先ほど言いましたのは、私自身も実際この内閣総理大臣賞の基準が実はわかりませんでした。たまたま、ことしは地方自治体が1つでありました。担当者に聞きまして、こういう概要を私のほうに送ってまいりましたので、6月21日が、ご存じのように、議会の最終日でございました。今からすると、その最終日に、実はあした、こういう受賞をいただきますのでということ私が一言申し添えれば、議員の皆様方にそんな疑念を抱かれることはなかったのかな、大変皆様方に嫌な思いをさせてしまったことに関しては、首長としてここで陳謝をさせていただきます。

ただ、我々は本当に蟹江町全体が喜ぶべきことだということで、中日新聞にも実はこれ、私のほうからこういう状況なのではないかということでお話をさせていただき、そして中日新聞と同時に文書をつくって、議員各位、各種団体、それから関係したと思われる皆様方に電話で直接、私はお礼の電話を差し上げました。ああ、そうか、そうか、もらったのか、わしんたらきゃ、いやいや、皆さんがもらわれて、本当に私としてはいいときに町長をやらせていただきました、今後も緑化については一生懸命頑張らさせていただきますという言葉も添えてお電話を差し上げました。

それで、菊地議員のおっしゃることも本当によくわかります。ただ、弁解するつもりはございません。一言足らなかったのかな、そしてこの事の重大性を本当に申しわけなく思っております。ただ、蟹江町として大変名誉なことでもありますし、今後そう何回もいただける賞じゃございません。決して大意はございませんので、何とぞご理解を賜りまして、きょうの答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

本当に残念で仕方がないんですよ。町民一人一人がみんなして蟹江町を少しでもよくしようという気持ちがあったという、それに対して賞をもらえた。真っ先に皆さんに報告すべきことですよ。それを感覚的にまずないということ、感覚的に。伊藤室長なんかそうでしょう、今、全然ないでしょう、あんたはそういう感覚は。そんなことで、町民がこれからこの小さな町を一生懸命やろうという気にならせずに。それで、たまたま今、町長は中日新聞さんにおっしゃった。9日ですよ、出たのがね。そして、どうして、それを見てわかったから、私は室長に聞いたの。どういうふうだったの、いいのと、これで。

それで、聞いたら、あなた、二、三人知ったけれども、ほかの部課長は何にも知らん。新聞見て、ああ、そう。ああ、そうですよ。情けなくて情けなくてね。なかなか簡単じゃないですよ、もらえるまでには。そういう情けない感覚で行政を担当しとるかと思うと、余計情けない、本当に情けないですよ。普通だったら、即何らかの形で一生懸命頑張っている団体の役員の皆さんに来ていただいて、ご苦労さん、ありがとう、こんな名誉の賞をいただきましたというぐらいの気持ちは即起きないかんですよ。なぜ起きんのかと。

これからの協働で第4次総合計画みんなして頑張ろうね、これからは官民一体、みんなが一体になって頑張ろうという矢先に、こんな大事な絶好のチャンスですよ、誇りですよ。これを使わん手はないです、使わん手はないんですよ。それは正直言って、内閣総理大臣賞といっても、名前が入る人があのごたごた言われておった菅直人総理大臣だから、もらいたくなかったかもしれんよね。またかわっちゃった、総理大臣ね。だから、国はがたがたとろろろが何しとろろろが、間違いなく国を代表しての賞なんだから。

それから、これからだって一緒ですよ。町長が賞状を出すと、今度ね、表彰すると。もら

う側が、何じゃこんなものと言うのか。ともあれ、いただいたときにありがとうと感謝の気持ちでお渡しするでしょう。もらうほうもやっぱりそういう気持ちでもらって、励みになって、もしもう少し頑張ろうな、ありがとうな、ご苦労さん、そういう気持ちが基本なんですよ、基本。その基本を忘れとる。イロハのイの字を忘れとるということ。どうなっちゃったんだ、この蟹江は。みっともなくていかん。恥ずかしくていかん。

とりわけ我々議員という立場からいっても、議会中なんですよ。議会の開催中のときに、そういう報告もなく、報告があれば、我々も団体の皆さん方にありがとう、ご苦労さん、こんな立派な賞をもらえるよと先に言ってあげられるわけ。そんなこともない。全く議会の我々議員からいうと、議会軽視甚だしい。本当に議会軽視ですよ。こんなばかげた町はどこにあるんだ。一人も言わなかったろう、この賞をもらったときに。提言した人おるの、だれか。町長、これは早速皆さんに報告すべきだよと、そういうことを言う人もいないの。感じないの。これは尾を引きますよ、ええ。

我々はこういう賞を、今それじゃ全国で調べてみて。こういう賞は順番にもらっとんの。それはいいですよ。何十年もかかって、一生懸命やった努力の経過があって、そしてそれを例えば佐藤観樹さんが自治大臣のときに、自治大臣表彰もその関連が一環あるはずよ。それ流れがずっと歴史があるわけ。歴史を思い出してもらわなあかんよ。だから、くどく言っても、済んじゃったことだと言って終われば、それで終わるわけでありましてけれども、そういうみっともない蟹江町ではあってはならない。自慢をしたいわけよね。

ところで、賞状はどこに飾ってあるの、賞状は。

それから、もう一つ、いい扱いはもらったときのこれ広報、いい。広報見せてあげようか。この広報、これ見てちょうだいよ、これを。蟹江町のあんた出す記事、ここにこれだけ載って、ちょろっと書いて、感謝の気持ちも一つも書いていないじゃん。いつ出すんだ。はい、やっとならう原稿が間に合わなんだで、9月のときには出すかなと思ったら、9月ではどこも書いてあせん。だから、そのことについて私は再度、何らかの形できちんとしてもらいたい。始末をせにやいかんわ、これは。情けないわ。どうやって責任、責任とってもらいたいよ。誇りある蟹江町を傷つけて、それでいいの。これからどうするの。

こんな立派な賞をもらえたことを皆さんにわかっていただいて、ご苦労さん、ありがとう、団体の皆さん方にも集まっていたら、本当にありがとうという、そういうものがなかったら、みんな団体の人たちだって張りがあせんが。だれが悪いの、町長悪いのか、副町長悪いのか、伊藤さん悪いのか、総務部長か。全員が一遍本当にいま一度振り返ってみてちょうだい。それをきちんとしなしたら、これからの蟹江町の行く末というのはいまよくないよ、そんなことでそんな行政をやつとるかと思うと。だから、きちんと整理をして、どうしてこんなになっちゃったのと、どうしてこんな感覚になっちゃったのということがやっぱり原点なの。

親が子供を褒めるときあるでしょう。育てるときに言うがね、子供に。ああ、いい子だね、よう頑張ったね。学校でもそうだ。学校でもようやると丸がふってね、ああ、この子はよう努力をしましたとか、評価点で書いてくれるじゃん。そうすると、またその子は一生懸命頑張るでしょう。そういう原点を忘れとりやせんかと。勉強し直してもらいたい、勉強を。

だから、一度もう一遍、町長に聞くけれども、ただ淡々と事が過ぎちゃったから仕方ないということじゃないですよ。新聞を見て我々が知って、すぐ担当者に言って、そうしたら12日にこういうものを書いて、文書をつけて、それが来たんですよ、そうでしょう。それで、おわびもついた文章にしとったと思うけれども、本当にこんなことでは、これからの蟹江町の行政が先が思いやられる。思いやられる、残念だけれども。

もう一遍、町長が本当に愛する蟹江を愛して、町民と一緒に手をつないでおやりになるというのは口先だけか。口だけうまいこと言っとたらあかんぞ、そんなもの。心からちゃんと思わにゃ。心から本当にありがとう、感謝という気持ちをあんた持たなあかんに。どうなの。こんなこと言われてから言うのも格好悪いと思うかしらんけれども、やっぱりリーダーなんだから、素直の気持ちでやっぱりきちんと整理をして言わにゃいかん。私が一番年長議員なもんでね、えらいくどくどとやかましいことこくと思っであんたら聞いとるかしらんけれども、いかんよ、そんなことでは。

(「答弁させてあげればいいじゃない」の声あり)

答弁させるの。はい、そういうことですので、一遍ちょっと答弁してちょうだい。

○町長 横江淳一君

叱咤激励をいただきまして、大変申しわけございませんでした。決して、再三申し上げておりますように、蟹江町を軽視しておるわけではございません。蟹江町に対して全身全霊一生懸命努めておるつもりでございます。ただ、今回のことにつきましては、すべて私の管理不行き届きだというふうに思っております。ただ、一言、先ほど申し上げますように、6月22日に至るまでは大変実は紆余曲折があったわけでありまして。これは今からすると、すべて言いわけになってしまうから、私はここで申し上げるのは差し控えさせていただきます。すべて結果であります。そういう意味でいけば、大変、菊地議員にはご心労をおかけいたしまして申しわけないと思っております。

ただ、ほかの議員各位にもわかっていただきたいなと思っておりますのは、決して議員軽視を、議会軽視をしたわけではございません。ただ、結果として6月21日に一言皆様の前で、こういう状況で行ってくるからと、なぜあそこで言えなかったのかな、大変そのことについては自分に対して怒りを感じているわけでありまして。大変申しわけなく思っております。今後はこのようなことが、先ほど言いましたように、いろんなことがございますかもわかりませんが、極力今でも議会には報告させていただいております。

ただ、今回のことにつきましては、個人的な団体云々ということではなくて、私も県に問

い合わせをし、国の担当者の方に問い合わせをいたしました。このことについては、やはり蟹江町が団体でという、ほぼ団体というのではないんだそうです。どうして蟹江町が団体になったのかというと、特定ができない、これは蟹江町の過去、水郷のまち蟹江と言われる、そういう先人の皆様方がずっと干拓事業から始まって、天皇陛下、昭和天皇のお手植えの松から始まって、いろんな経緯を含めて、今ここで継続をしている事業が一つあるのが蟹江川をきれいにする会ですよということを私のほうから実は申し上げた経緯があります。そして、プランターを堤防にして花をいっぱいにしていますよ、私のほうからご提案をさせていただいたということがありました。それがたまたま菊地議員の今回の軽視をしておるということになったわけではありますが、決してその団体の方を軽視しているわけではございません。いつも感謝でいっぱいでございます。

そして、電話をさせていただき、手紙を出させていただきましたが、失礼の段をお許しくださいということで、いろんな団体の方にもお電話を差し上げ、先ほど答弁させてもらったように、差し上げをさせていただきました。今後このようなことのないように一生懸命誠心誠意努めさせていただきますので、何とぞよろしく申し上げます。私がすべて責任でございます。どうもすみませんでした。

○9番 菊地 久君

くどくど言ってもいけませんけれども、ではこれからいただいたこの賞状について、誇りあるものですから、どう皆さん方に、蟹江を売るためにも、こんな賞状をもらいましたよと、こういう蟹江ですよということのPRをせないかんと思うんですよ。だから、賞状もどこへしまい込んだるか知りませんが、見たこともないけれどもね。目立つところにも置いていないかどうか知らんよ。だから、なぜ、だから言いたくなるの。

せっかく、それでこの広報でもそうでしょう。8月ちよろつと書いて、9月は書いてはせんがな。10月でもいい。今後の賞の皆さんの表彰するとき、11月もありますしね。だから、あらゆる機会をとらえて、蟹江はこういうおかげで、蟹江の取り組んできた水郷の里、そういう町の中で川を大事にし、自然を愛してきた大きな先代の前の歴代の町長を初め、町民や職員みんなが一丸となってこんな賞をいただきましたということ、やっぱりある機会をとらえて、囑託員会議があつたら囑託員の皆さんにもご苦労さんと、その賞状を見せて、本当にありがたいと、こういうことを大いに活用、活用と言っちゃ失礼かしりませんが、町民の皆さんにPRをする。

それで、さらにこれからも頑張ってください、励みになるようにね。励みになるような、そういう言葉というのは物すごく大事だと思うんですよ。そういう言葉が欲しいの。私はそういう言葉をよう使わんでいかんけれども、皆さんはそういう言葉を使わにやいかん。これから、あんた一緒になってまちおこしやろうとしとるわけでしょう。だから、職員もその先頭に立って、ごみを拾い、そしていろんなところへ出て行ってやったときに、ありがとう。

そうすると、皆さんも、ああ、職員の皆さんありがとうねと。ただ給料もらってぼうっと遊んどるわけじゃないよと。本当によろしく頑張ると、蟹江を支えとると、こういうような関係を築いていただきたいということを特にお願いを申し上げまして、これを契機に一層、蟹江町が誇れる町蟹江町、誇れる町蟹江町として堂々と頑張ってくださいよう心からお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長 黒川勝好君

以上で菊地久君の1問目の質問を終わります。

お諮りいたします。

4時30分が過ぎておりますので、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれにて延会でございます。

ご苦労さまでした。

(午後 4時38分)